

福島県地域防災計画

(一般災害対策編)

新旧対照表

令和8年3月

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

1-3	<p>第1 県土の自然的条件</p> <p>1 位置及び面積</p> <p>本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の総面積は、13,784.39m²で、北海道、岩手県に次いで全国の第3位の面積を有し、東西約166km、南北約133kmで、広大な県土を有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっている。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 気象</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夏(6～8月)</p> <p>本州に前線が停滞し、6月中旬から7月下旬にかけ梅雨となる。<u>中通りと浜通りでは降水量が最も多い時期である。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 冬(12月～2月)</p> <p>(一部略)</p> <p>冬型の気圧配置が強まると北西の風が強くなり、会津や中通りの山沿いに大雪をもたらす。<u>会津の年間降水量の半分がこの時期に降り、(削除)</u>特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。</p>	<p>第1 県土の自然的条件</p> <p>1 位置及び面積</p> <p>本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の総面積は、13,784.14m²で、北海道、岩手県に次いで全国の第3位の面積を有し、東西約166km、南北約133kmで、広大な県土を有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっている</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 気象</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夏(6～8月)</p> <p>本州に前線が停滞し、6月中旬から7月下旬にかけ梅雨となる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 冬(12月～2月)</p> <p>(一部略)</p> <p>冬型の気圧配置が強まると北西の風が強くなり、会津や中通りの山沿いに大雪をもたらす。特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。</p>	<p>第138回 福島県統計年鑑(第一章 第三節)による県面積の修正。</p> <p>表現の適正化</p>
1-3	<p>第2 本県の社会的条件</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土地利用</p> <p>令和3年における本県の土地利用は、森林が9,725km²と県土面積の70.6%を占め、次いで農地1,373km²(10.0%)、道路535km²(3.9%)、宅地506km²(3.7%)となっており、農地の自然的土地利用が減少し、宅地や道路等の都市的土地利用が増加する傾向にある。</p>	<p>第2 本県の社会的条件</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土地利用</p> <p>令和5年における本県の土地利用は、森林が9,721km²と県土面積の70.5%を占め、次いで農地1,344km²(9.8%)、道路534km²(3.9%)、宅地508km²(3.7%)となっており、農地の自然的土地利用が減少し、宅地や道路等の都市的土地利用が増加する傾向にある。</p>	<p>令和5年度県土地利用現況把握調査結果による修正</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

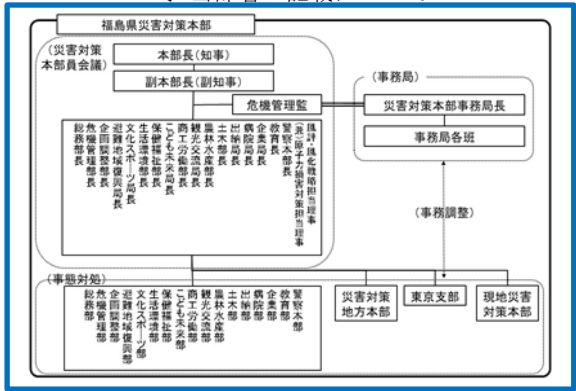
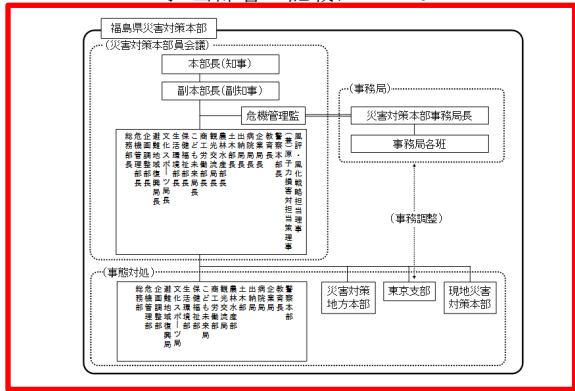
修正理由

<p>1-3</p>	<p>第3 本県における社会的災害要因の変化 市町村毎の高齢者比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者比率(%)</th> <th>市町村コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者比率(%)</th> <th>市町村コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>07201</td><td>福島市</td><td>32.1</td><td>07364</td><td>檜枝岐村</td><td>41.2</td><td>07484</td><td>塙町</td><td>42.0</td></tr> <tr><td>07202</td><td>会津若松市</td><td>33.4</td><td>07367</td><td>只見町</td><td>49.2</td><td>07485</td><td>鮫川村</td><td>43.6</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>07368</td><td>南会津町</td><td>45.0</td><td>07501</td><td>石川町</td><td>39.9</td></tr> <tr><td>07203</td><td>郡山市</td><td>28.9</td><td>07402</td><td>北塩原村</td><td>41.9</td><td>07502</td><td>玉川村</td><td>34.9</td></tr> <tr><td>07204</td><td>いわき市</td><td>33.3</td><td>07405</td><td>西会津町</td><td>50.8</td><td>07503</td><td>平田村</td><td>40.1</td></tr> <tr><td>07205</td><td>白河市</td><td>32.4</td><td>07407</td><td>磐梯町</td><td>40.0</td><td>07504</td><td>浅川町</td><td>37.5</td></tr> <tr><td>07207</td><td>須賀川市</td><td>31.0</td><td>07408</td><td>猪苗代町</td><td>42.6</td><td>07505</td><td>古殿町</td><td>44.0</td></tr> <tr><td>07208</td><td>喜多方市</td><td>38.7</td><td>07421</td><td>会津坂下町</td><td>39.4</td><td>07521</td><td>三春町</td><td>37.9</td></tr> <tr><td>07209</td><td>相馬市</td><td>33.5</td><td></td><td></td><td></td><td>07522</td><td>小野町</td><td>40.2</td></tr> <tr><td>07210</td><td>二本松市</td><td>37.1</td><td>07422</td><td>湯川村</td><td>36.2</td><td>07541</td><td>広野町</td><td>35.1</td></tr> <tr><td>07211</td><td>田村市</td><td>39.5</td><td>07423</td><td>柳津町</td><td>48.0</td><td>07542</td><td>檜葉町</td><td>37.9</td></tr> <tr><td>07212</td><td>南相馬市</td><td>39.0</td><td>07444</td><td>三島町</td><td>55.9</td><td>07543</td><td>富岡町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07213</td><td>伊達市</td><td>37.9</td><td>07445</td><td>金山町</td><td>60.8</td><td>07544</td><td>川内村</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>07214</td><td>本宮市</td><td>29.8</td><td>07446</td><td>昭和村</td><td>56.2</td><td>07545</td><td>大熊町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07301</td><td>桑折町</td><td>38.4</td><td>07447</td><td>会津美里町</td><td>43.4</td><td>07546</td><td>双葉町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07303</td><td>国見町</td><td>44.3</td><td></td><td></td><td></td><td>07547</td><td>浪江町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07308</td><td>川俣町</td><td>45.6</td><td>07461</td><td>西郷村</td><td>26.9</td><td>07548</td><td>葛尾村</td><td>39.0</td></tr> <tr><td>07322</td><td>大玉村</td><td>28.8</td><td>07464</td><td>泉崎村</td><td>35.1</td><td>07561</td><td>新地町</td><td>35.8</td></tr> <tr><td>07342</td><td>鏡石町</td><td>29.1</td><td>07465</td><td>中島村</td><td>33.7</td><td>07564</td><td>飯館村</td><td>-</td></tr> <tr><td>07344</td><td>天栄村</td><td>40.8</td><td>07466</td><td>矢吹町</td><td>33.1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07362</td><td>下郷町</td><td>49.2</td><td>07481</td><td>棚倉町</td><td>34.6</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>07482</td><td>矢祭町</td><td>43.2</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>出所) 福島県現住人口調査月報 (令和6年6月1日現在)</p>	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	07201	福島市	32.1	07364	檜枝岐村	41.2	07484	塙町	42.0	07202	会津若松市	33.4	07367	只見町	49.2	07485	鮫川村	43.6				07368	南会津町	45.0	07501	石川町	39.9	07203	郡山市	28.9	07402	北塩原村	41.9	07502	玉川村	34.9	07204	いわき市	33.3	07405	西会津町	50.8	07503	平田村	40.1	07205	白河市	32.4	07407	磐梯町	40.0	07504	浅川町	37.5	07207	須賀川市	31.0	07408	猪苗代町	42.6	07505	古殿町	44.0	07208	喜多方市	38.7	07421	会津坂下町	39.4	07521	三春町	37.9	07209	相馬市	33.5				07522	小野町	40.2	07210	二本松市	37.1	07422	湯川村	36.2	07541	広野町	35.1	07211	田村市	39.5	07423	柳津町	48.0	07542	檜葉町	37.9	07212	南相馬市	39.0	07444	三島町	55.9	07543	富岡町	-	07213	伊達市	37.9	07445	金山町	60.8	07544	川内村	56.1	07214	本宮市	29.8	07446	昭和村	56.2	07545	大熊町	-	07301	桑折町	38.4	07447	会津美里町	43.4	07546	双葉町	-	07303	国見町	44.3				07547	浪江町	-	07308	川俣町	45.6	07461	西郷村	26.9	07548	葛尾村	39.0	07322	大玉村	28.8	07464	泉崎村	35.1	07561	新地町	35.8	07342	鏡石町	29.1	07465	中島村	33.7	07564	飯館村	-	07344	天栄村	40.8	07466	矢吹町	33.1				07362	下郷町	49.2	07481	棚倉町	34.6							07482	矢祭町	43.2				<p>第3 本県における社会的災害要因の変化 市町村毎の高齢者比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者比率(%)</th> <th>市町村コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者比率(%)</th> <th>市町村コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>07201</td><td>福島市</td><td>32.5</td><td>07364</td><td>檜枝岐村</td><td>42.0</td><td>07484</td><td>塙町</td><td>42.1</td></tr> <tr><td>07202</td><td>会津若松市</td><td>33.8</td><td>07367</td><td>只見町</td><td>48.5</td><td>07485</td><td>鮫川村</td><td>35.7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>07368</td><td>南会津町</td><td>45.9</td><td>07501</td><td>石川町</td><td>40.9</td></tr> <tr><td>07203</td><td>郡山市</td><td>29.4</td><td>07402</td><td>北塩原村</td><td>43.0</td><td>07502</td><td>玉川村</td><td>35.6</td></tr> <tr><td>07204</td><td>いわき市</td><td>33.7</td><td>07405</td><td>西会津町</td><td>51.2</td><td>07503</td><td>平田村</td><td>40.8</td></tr> <tr><td>07205</td><td>白河市</td><td>33.0</td><td>07407</td><td>磐梯町</td><td>40.4</td><td>07504</td><td>浅川町</td><td>38.2</td></tr> <tr><td>07207</td><td>須賀川市</td><td>31.3</td><td>07408</td><td>猪苗代町</td><td>43.2</td><td>07505</td><td>古殿町</td><td>44.7</td></tr> <tr><td>07208</td><td>喜多方市</td><td>39.3</td><td>07421</td><td>会津坂下町</td><td>39.9</td><td>07521</td><td>三春町</td><td>38.6</td></tr> <tr><td>07209</td><td>相馬市</td><td>34.1</td><td></td><td></td><td></td><td>07522</td><td>小野町</td><td>41.3</td></tr> <tr><td>07210</td><td>二本松市</td><td>37.8</td><td>07422</td><td>湯川村</td><td>37.2</td><td>07541</td><td>広野町</td><td>35.7</td></tr> <tr><td>07211</td><td>田村市</td><td>40.3</td><td>07423</td><td>柳津町</td><td>48.5</td><td>07542</td><td>檜葉町</td><td>38.0</td></tr> <tr><td>07212</td><td>南相馬市</td><td>39.6</td><td>07444</td><td>三島町</td><td>46.2</td><td>07543</td><td>富岡町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07213</td><td>伊達市</td><td>38.3</td><td>07445</td><td>金山町</td><td>60.2</td><td>07544</td><td>川内村</td><td>56.9</td></tr> <tr><td>07214</td><td>本宮市</td><td>30.2</td><td>07446</td><td>昭和村</td><td>56.8</td><td>07545</td><td>大熊町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07301</td><td>桑折町</td><td>39.1</td><td>07447</td><td>会津美里町</td><td>44.2</td><td>07546</td><td>双葉町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07303</td><td>国見町</td><td>44.8</td><td></td><td></td><td></td><td>07547</td><td>浪江町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07308</td><td>川俣町</td><td>46.1</td><td>07461</td><td>西郷村</td><td>27.5</td><td>07548</td><td>葛尾村</td><td>37.5</td></tr> <tr><td>07322</td><td>大玉村</td><td>29.3</td><td>07464</td><td>泉崎村</td><td>35.7</td><td>07561</td><td>新地町</td><td>35.6</td></tr> <tr><td>07342</td><td>鏡石町</td><td>29.2</td><td>07465</td><td>中島村</td><td>34.2</td><td>07564</td><td>飯館村</td><td>-</td></tr> <tr><td>07344</td><td>天栄村</td><td>41.3</td><td>07466</td><td>矢吹町</td><td>33.6</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07362</td><td>下郷町</td><td>50.5</td><td>07481</td><td>棚倉町</td><td>35.4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>07482</td><td>矢祭町</td><td>44.0</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>出所) 福島県現住人口調査月報 (令和7年6月1日現在)</p>	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	07201	福島市	32.5	07364	檜枝岐村	42.0	07484	塙町	42.1	07202	会津若松市	33.8	07367	只見町	48.5	07485	鮫川村	35.7				07368	南会津町	45.9	07501	石川町	40.9	07203	郡山市	29.4	07402	北塩原村	43.0	07502	玉川村	35.6	07204	いわき市	33.7	07405	西会津町	51.2	07503	平田村	40.8	07205	白河市	33.0	07407	磐梯町	40.4	07504	浅川町	38.2	07207	須賀川市	31.3	07408	猪苗代町	43.2	07505	古殿町	44.7	07208	喜多方市	39.3	07421	会津坂下町	39.9	07521	三春町	38.6	07209	相馬市	34.1				07522	小野町	41.3	07210	二本松市	37.8	07422	湯川村	37.2	07541	広野町	35.7	07211	田村市	40.3	07423	柳津町	48.5	07542	檜葉町	38.0	07212	南相馬市	39.6	07444	三島町	46.2	07543	富岡町	-	07213	伊達市	38.3	07445	金山町	60.2	07544	川内村	56.9	07214	本宮市	30.2	07446	昭和村	56.8	07545	大熊町	-	07301	桑折町	39.1	07447	会津美里町	44.2	07546	双葉町	-	07303	国見町	44.8				07547	浪江町	-	07308	川俣町	46.1	07461	西郷村	27.5	07548	葛尾村	37.5	07322	大玉村	29.3	07464	泉崎村	35.7	07561	新地町	35.6	07342	鏡石町	29.2	07465	中島村	34.2	07564	飯館村	-	07344	天栄村	41.3	07466	矢吹町	33.6				07362	下郷町	50.5	07481	棚倉町	35.4							07482	矢祭町	44.0				<p>福島県現住人口調査月報による 時点修正</p>
市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07201	福島市	32.1	07364	檜枝岐村	41.2	07484	塙町	42.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07202	会津若松市	33.4	07367	只見町	49.2	07485	鮫川村	43.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			07368	南会津町	45.0	07501	石川町	39.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07203	郡山市	28.9	07402	北塩原村	41.9	07502	玉川村	34.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07204	いわき市	33.3	07405	西会津町	50.8	07503	平田村	40.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07205	白河市	32.4	07407	磐梯町	40.0	07504	浅川町	37.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07207	須賀川市	31.0	07408	猪苗代町	42.6	07505	古殿町	44.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07208	喜多方市	38.7	07421	会津坂下町	39.4	07521	三春町	37.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07209	相馬市	33.5				07522	小野町	40.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07210	二本松市	37.1	07422	湯川村	36.2	07541	広野町	35.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07211	田村市	39.5	07423	柳津町	48.0	07542	檜葉町	37.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07212	南相馬市	39.0	07444	三島町	55.9	07543	富岡町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07213	伊達市	37.9	07445	金山町	60.8	07544	川内村	56.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07214	本宮市	29.8	07446	昭和村	56.2	07545	大熊町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07301	桑折町	38.4	07447	会津美里町	43.4	07546	双葉町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07303	国見町	44.3				07547	浪江町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07308	川俣町	45.6	07461	西郷村	26.9	07548	葛尾村	39.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07322	大玉村	28.8	07464	泉崎村	35.1	07561	新地町	35.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07342	鏡石町	29.1	07465	中島村	33.7	07564	飯館村	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07344	天栄村	40.8	07466	矢吹町	33.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
07362	下郷町	49.2	07481	棚倉町	34.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			07482	矢祭町	43.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07201	福島市	32.5	07364	檜枝岐村	42.0	07484	塙町	42.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07202	会津若松市	33.8	07367	只見町	48.5	07485	鮫川村	35.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			07368	南会津町	45.9	07501	石川町	40.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07203	郡山市	29.4	07402	北塩原村	43.0	07502	玉川村	35.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07204	いわき市	33.7	07405	西会津町	51.2	07503	平田村	40.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07205	白河市	33.0	07407	磐梯町	40.4	07504	浅川町	38.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07207	須賀川市	31.3	07408	猪苗代町	43.2	07505	古殿町	44.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07208	喜多方市	39.3	07421	会津坂下町	39.9	07521	三春町	38.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07209	相馬市	34.1				07522	小野町	41.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07210	二本松市	37.8	07422	湯川村	37.2	07541	広野町	35.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07211	田村市	40.3	07423	柳津町	48.5	07542	檜葉町	38.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07212	南相馬市	39.6	07444	三島町	46.2	07543	富岡町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07213	伊達市	38.3	07445	金山町	60.2	07544	川内村	56.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07214	本宮市	30.2	07446	昭和村	56.8	07545	大熊町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07301	桑折町	39.1	07447	会津美里町	44.2	07546	双葉町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07303	国見町	44.8				07547	浪江町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07308	川俣町	46.1	07461	西郷村	27.5	07548	葛尾村	37.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07322	大玉村	29.3	07464	泉崎村	35.7	07561	新地町	35.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07342	鏡石町	29.2	07465	中島村	34.2	07564	飯館村	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
07344	天栄村	41.3	07466	矢吹町	33.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
07362	下郷町	50.5	07481	棚倉町	35.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			07482	矢祭町	44.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>1-5</p>	<p>第1 防災関係機関の実施責任 防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。</p> <p>1 県</p> <p>県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体</p> <p>の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。</p>	<p>第1 防災関係機関の実施責任 防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。</p> <p>1 県</p> <p>県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、<u>災害対策基本法第30条の1第2項の規定により内閣総理大臣の登録を受けた同項に規定する被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）</u>の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。</p>	<p>令和7年6月災害対策基本法第23条第7項改正により、「登録被災者援護協力団体」が追加されたため</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

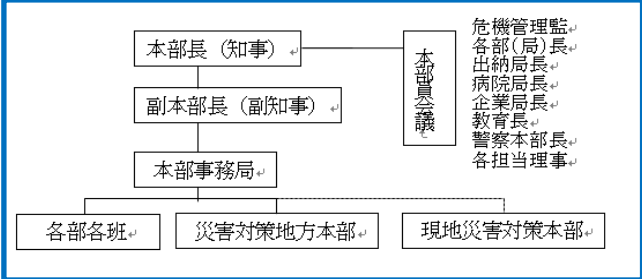
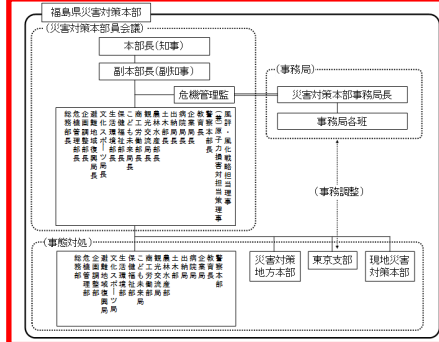
修正理由

	<p>2 市町村</p> <p>市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体_____の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織_____の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。</p>	<p>2 市町村</p> <p>市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、<u>登録被災者援護協力団体</u>の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織<u>や防災士等の多様な主体</u>の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
<p>1-5</p>	<p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(新設)</u></p> <p><u>(以下、附番の訂正)</u></p> <p><u>(14) 東北地方測量部</u></p> <p><u>(以下、附番の訂正)</u></p>	<p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 東北管区行政評価局（福島行政監視行政相談センター）</u></p> <p><u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>ウ 特別行政相談所の開設</u></p> <p><u>(以下、附番の訂正)</u></p> <p><u>(15) 国土地理院東北地方測量部</u></p> <p><u>(以下、附番の訂正)</u></p>	<p>災害対策基本法規定による内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成12年総理府告示第63号）の一部を改正する告示（内閣府告示第97号）の交付により、本機関が指定地方行政機関に指定されたため（以下附番の適正化）</p> <p>名称の修正</p>
<p>2</p>	<p>担当部署の記載について</p> 	<p>担当部署の記載について</p> 	<p>図を見やすく修正</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>2-1</p>	<p>第1 県の防災組織 1 (略) 2 福島県災害対策本部 (1)～(2) (略) (3) 組織</p> 	<p>第1 県の防災組織 1 (略) 2 福島県災害対策本部 (1)～(2) (略) (3) 組織</p> 	<p>図を見やすく修正</p>
<p>2-1</p>	<p>第2 市町村の防災組織 (略) 1 (略) 2 市町村災害対策本部 (1) (略) (2) 所掌事務 市町村地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。</p>	<p>第2 市町村の防災組織 (略) 1 (略) 2 市町村災害対策本部 (1) (略) (2) 所掌事務 市町村地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関及び登録被災者援護協力団体との連携の確保に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
<p>2-1</p>	<p>第5 応援協力体制の整備 1～3 (略) 4 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援 市町村は、当該市町村の地域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みな</p>	<p>第5 応援協力体制の整備 1～3 (略) 4 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援 市町村は、当該市町村の地域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みな</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>(2) 東北地方整備局福島河川国道事務所 危機管理型水位計 <u>30箇所</u>、簡易型河川監視カメラ <u>73箇所</u>（川の防災情報を通じての公開箇所数）</p> <p>(3) 北陸地方整備局阿賀川河川事務所 危機管理型水位計 <u>9箇所</u>、簡易型河川監視カメラ <u>10箇所</u>（川の防災情報を通じての公開箇所数）</p> <p>4 積雪（雪量）観測所 県土木部 <u>48カ所</u> （略）</p> <p>5 風（風向・風速）観測所 福島地方气象台 30カ所（気象官署1、特別地域気象観測所 <u>3</u>、地域気象観測所 26）</p>	<p>(2) 東北地方整備局福島河川国道事務所 危機管理型水位計 <u>37カ所</u>、簡易型河川監視カメラ <u>170カ所</u>（川の防災情報を通じての公開箇所数）</p> <p>(3) 北陸地方整備局阿賀川河川事務所 危機管理型水位計 <u>9カ所</u>、簡易型河川監視カメラ <u>15カ所</u>（川の防災情報を通じての公開箇所数）</p> <p>4 積雪（雪量）観測所 県土木部 <u>47カ所</u> （略）</p> <p>5 風（風向・風速）観測所 福島地方气象台 30カ所（気象官署1、特別地域気象観測所 <u>3</u>、地域気象観測所 26）</p>	
2-4	<p>第1 水害予防対策 1 河川対策 (1) ～ (2) (略) (3) 洪水ハザードマップ整備の促進 ア （一部略）指定の区域及び浸水した場合に想定される<u>推進</u>、浸水継続時間等を公表するとともに、市町村へ通知する。 また、県は、その他の河川についても、<u>過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定を提供するよう努めるものとする。</u> イ (略) ウ _____ _____</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施 _____ する。</p>	<p>第1 水害予防対策 1 河川対策 (1) ～ (2) (略) (3) 洪水ハザードマップ整備の促進 ア （一部略）指定の区域及び浸水した場合に想定される<u>水深</u>、浸水継続時間等を公表するとともに、市町村へ通知する。 また、県は、その他の河川についても、<u>想定される最大規模の降雨によって氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、指定の区域を公表するとともに、市町村へ通知する。</u> イ (略) ウ <u>市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療移設等）の名称及び所在地について定めるものとする。</u> 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、<u>計画の策定・修正及び訓練の実施結果について市町村に報告するものとする。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>水防法改正に伴う修正 国土交通省 水防法 https://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>(4) 水位周知河川における水位情報提供 県（河川港湾総室）は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川の水位が洪水時特別警戒水位に達したとき、水防計画の定めにより、水防管理団体（市町村）に水位情報を提供するとともに、報道機関を通じて一般に周知する。 なお、水位周知河川については、より多くの地域住民の避難確保のため、指定河川の拡充に取り組んでいく。（※令和3年11月末時点で水位周知河川は35河川）</p> <p>(5) 「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」の活用 国及び県（河川港湾総室）は～（以下略）</p> <p>2 ダムによる防災対策 (1) 現状 近年における河川流域の急激な都市化または地域開発の影響により水害の危険度が高まっているため、ダムを建設することにより一定規模の洪水の適切な貯留、放流等の調節を行い、下流地域の水害を防止する必要がある。 県内における管理中のダムは、県のダムとして10ダム（高柴、東山、四時、日中、真野、小玉、田島、堀川、こまち、木戸）、国直轄のダムとして3ダム（大川、三春、摺上川）の合計13ダムがある。さらに県では、裏磐梯三湖（桧原湖、小野川湖、秋元湖）及び猪苗代湖において、湖沼による治水管理を行っている。 <u>建設中のダムは、県のダムとして1ダム（千五沢ダム再開発）がある。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 下水道対策 (1) 現状 近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市集中は、都市河川流域、特に低地部への市街化を促進して雨水による浸水被害を増大させている。</p>	<p>(4) 水位周知河川における水位情報提供 県（河川港湾総室）は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川の水位が洪水時特別警戒水位に達したとき、水防計画の定めにより、水防管理団体（市町村）に水位情報を提供するとともに、報道機関を通じて一般に周知する。 なお、水位周知河川については、より多くの地域住民の避難確保のため、指定河川の拡充に取り組んでいく。（※令和8年1月末時点で水位周知河川は60河川）</p> <p>(5) 「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」の活用 国及び県（<u>企画技術総室</u>、河川港湾総室）は～（以下略）</p> <p>2 ダムによる防災対策 (1) 現状 近年における河川流域の急激な都市化または地域開発の影響により水害の危険度が高まっているため、ダムを活用することにより一定規模の洪水の適切な貯留、放流等の調節を行い、下流地域の水害を防止する必要がある。 県内における管理中のダムは、県のダムとして11ダム（高柴、東山、四時、日中、真野、小玉、田島、堀川、こまち、木戸、<u>千五沢</u>）、国直轄のダムとして3ダム（大川、三春、摺上川）の合計14ダムがある。さらに県では、裏磐梯三湖（桧原湖、小野川湖、秋元湖）及び猪苗代湖において、<u>削除</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 下水道対策 (1) 現状 近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市集中は、都市河川流域、特に低地部への市街化を促進して雨水による浸水被害を増大させている。</p>	<p>福島県水防計画（令和7年修正）による</p> <p>所管の整理による</p> <p>時点修正</p> <p>下水道処理人口普及率(R6末)による</p>
--	--	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、本県の下水道処理人口普及率は令和5年度末で <u>56.0.0%</u>（全国 <u>81.4%</u>）、都市浸水対策達成率は令和4年度末で 38.8%とまだまだ低い水準にある。</p>	<p>これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、本県の下水道処理人口普及率は令和6年度末で <u>56.5%</u>（全国 <u>81.8%</u>）、都市浸水対策達成率は令和4年度末で 38.8%とまだまだ低い水準にある。</p>											
2-4	<p>第2 土砂災害予防対策 (略)</p> <p>1 土砂災害が発生するおそれがある箇所</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等（土石流） <u>土木部河川港湾総室で定める土石流危険溪流箇所調書</u></p> <p>(2) 土砂災害計画区域等（地すべり） <u>農林水産部農村整備総室で定める地すべり危険地区一覧表</u> <u>農林水産部森林林業総室で定める地すべり危険地区一覧表</u> <u>土木部河川港湾総室で定める地すべり危険箇所調書</u></p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） <u>土木部河川港湾総室で定める急傾斜地崩壊危険箇所調書</u></p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等 <u>土木部河川港湾総室で定める土砂災害警戒区域等一覧表</u></p> <p>(5) 道路の落石等のおそれのある箇所 <u>土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表</u></p> <p>(6) 崩壊土砂流出危険地区 <u>農林水産部森林林業総室で定める崩壊土砂流出危険地区一覧表</u></p> <p>(7) 山腹崩壊危険地区 <u>農林水産部森林林業総室で定める山腹崩壊危険地区一覧表</u></p>	<p>第2 土砂災害予防対策 (略)</p> <p>1 土砂災害が発生するおそれがある箇所</p> <table border="1" data-bbox="987 584 1697 1401"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土砂災害警戒区域</td> <td>土石流</td> <td><u>土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</u></td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td><u>・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）</u> <u>・地すべり滑り区域下端から、地すべり滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td><u>・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</u> <u>・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</u> <u>・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土砂災害警戒区域等</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td><u>土砂災害警戒区域内で、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域</u> <u>（土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域）</u></td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域	土石流	<u>土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</u>	地すべり	<u>・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）</u> <u>・地すべり滑り区域下端から、地すべり滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域</u>	急傾斜地の崩壊	<u>・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</u> <u>・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</u> <u>・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</u>	土砂災害警戒区域等	土砂災害特別警戒区域	<u>土砂災害警戒区域内で、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域</u> <u>（土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域）</u>	<p>項目ごとの名称を表に整理し、説明文を追加</p>
土砂災害警戒区域	土石流	<u>土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</u>											
	地すべり	<u>・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）</u> <u>・地すべり滑り区域下端から、地すべり滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域</u>											
	急傾斜地の崩壊	<u>・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</u> <u>・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</u> <u>・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</u>											
土砂災害警戒区域等	土砂災害特別警戒区域	<u>土砂災害警戒区域内で、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域</u> <u>（土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域）</u>											

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<p><u>土砂災害のおそれのある箇所</u> <u>(旧称：土砂災害危険箇所)</u></p>	<p><u>土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む）に被害が生じるおそれがある溪流</u></p> <p><u>地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所</u></p> <p><u>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所</u></p>	
	<p><u>新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所</u></p>	<p><u>急傾斜地の崩壊</u></p> <p><u>土石流</u></p>	<p><u>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で建物1戸以上に被害が想定される箇所</u></p> <p><u>2度以上の縦断勾配が200m以上ある溪流で、建物1戸以上に被害が想定される箇所</u></p>	
	<p><u>砂防指定地</u></p>	<p><u>砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域</u></p>		
	<p><u>山地災害危険地区</u></p>	<p><u>山腹崩壊危険地区</u></p> <p><u>地すべり危険地区</u></p> <p><u>地すべり防止区域</u></p> <p><u>崩壊土砂流出危険地区</u></p>	<p><u>山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区</u></p> <p><u>地すべりにより、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区</u></p> <p><u>地すべり等防止法に基づき、地すべりの発生又はそのおそれがある地域について、主務大臣が指定し、災害防止のため必要な対策や行為制限を行う区域。</u></p> <p><u>山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区</u></p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害警戒区域等の指定 (一部略)</p> <p>令和6年9月30日現在、土砂災害警戒区域として土石流4,024箇所、地すべり271箇所、急傾斜地の崩壊3,911箇所、計8,206箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流3,041箇所、急傾斜地の崩壊3,875箇所、計6,916箇所を指定している。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域における対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>(以降略)</p> <p>4 土石流対策</p> <p>(1) 現状</p>	<p><u>道路の落石等のおそれのある箇所</u></p> <p>※<u>山地災害危険地区の位置情報は、「ふくしま森まっぷ」で確認することができる。</u></p> <p>URL: https://f-mori-map.maps.arcgis.com/home/index.html</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害警戒区域等の指定 (一部略)</p> <p>令和7年3月31日現在、土砂災害警戒区域として土石流4,040箇所、地すべり271箇所、急傾斜地の崩壊3,920箇所、計8,231箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流3,045箇所、急傾斜地の崩壊3,884箇所、計6,938箇所を指定している。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域における対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、計画の策定・修正及び訓練の実施結果について市町村へ報告するものとする。</p> <p>(以降略)</p> <p>4 土石流対策</p>	<p>山地災害危険地区にかかる位置情報を発信し、県民に危険箇所の把握及び防災意識の向上を図るため</p> <p>時点修正</p> <p>表現の適正化</p>
--	---	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>土石流の発生のおそれのある溪流は、4,272 溪流であり、その対策として砂防堰堤等により施設 整備を図っており、412 溪流が概成している。（令和 6 年 3 月 31 日現在） （以下略）</p> <p>5 地すべり対策 (1) 現状 県内の地すべりの発生するおそれのある箇所は、国土交通省所管が 143 箇所、農林水産省所管 _____ が 204 箇所 _____ あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で 63 箇所、農林水産省所管で 48 箇所 _____ を概成している（令和 6 年 3 月 31 日現在）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 急傾斜地崩壊対策 (1) 現状 県内のがけ崩れの発生するおそれのある箇所は、4,274 箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在 452 箇所を概成している（令和 6 年 3 月 31 日現在）。 （以下略）</p>	<p>(1) 現状 土石流の発生のおそれのある溪流は、4,272 溪流であり、その対策として砂防堰堤等により施設 整備を図っており、414 溪流が概成している。（令和 7 年 3 月 31 日現在） （以下略）</p> <p>5 地すべり対策 (1) 現状 県内の地すべりの発生するおそれのある箇所は、国土交通省所管が 143 箇所、農林水産省所管 農村振興局関係 が 41 箇所、農林水産省所管林野庁関係 が 143 箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で 63 箇所、農林水産省所管 農村振興局関係 で 41 箇所、農林水産省所管林野庁関係 で 47 箇所を概成している（令和 7 年 3 月 31 日現在）。 （以下略）</p> <p>6 急傾斜地崩壊対策 (1) 現状 県内のがけ崩れの発生するおそれのある箇所は、4,274 箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在 455 箇所を概成している（令和 7 年 3 月 31 日現在）。 （以下略）</p>	<p>時点修正</p>
<p>2-8</p>	<p>第 1 緊急輸送路等の指定 (略) 1 緊急輸送路 (1) 県（危機管理総室、道路総室）は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港 _____ 及び隣接県の主要路線と接続する路線等（別表 1）を緊急輸送路として、指定する。 （以下略）</p>	<p>第 1 緊急輸送路等の指定 (略) 1 緊急輸送路 (1) 県（危機管理総室、道路総室）は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部、物資受入れ港、福島空港等の 拠点までを接続する路線 及び隣接県の主要路線と接続する路線等（別表 1）を緊急輸送路として、指定する。 （以下略）</p>	<p>文言の適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>5 広域陸上輸送拠点 県（危機管理総室）は、県有備蓄物資の保管、発災時における国の物資関係省庁及び他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うため、平時から民間事業者の倉庫を活用する。民間事業者の倉庫は福島市、郡山市、会津若松市、いわき市に所在する倉庫を各1箇所程度活用するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><u>8 (新設)</u></p>	<p>5 広域陸上輸送拠点 県（危機管理総室）は、県有備蓄物資の保管、発災時における国の物資関係省庁及び他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うため、平時から民間事業者の倉庫を活用する。民間事業者の倉庫は福島市、郡山市、会津若松市、いわき市に所在する倉庫を各1箇所程度活用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="987 443 1697 628"> <thead> <tr> <th>倉庫名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北センター</td> <td>福島市北矢野目字窪田地内</td> </tr> <tr> <td>図景倉庫</td> <td>郡山市図景地内</td> </tr> <tr> <td>物流センターDC倉庫</td> <td>会津若松市真宮新町北地内</td> </tr> <tr> <td>大剣物流倉庫</td> <td>いわき市泉町下川字大剣地内</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><u>8 都市公園の活用</u> 県（都市総室）は、防災機能を有し、広域的防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園を地域防災拠点（別表4）と位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</p>	倉庫名	住所	北センター	福島市北矢野目字窪田地内	図景倉庫	郡山市図景地内	物流センターDC倉庫	会津若松市真宮新町北地内	大剣物流倉庫	いわき市泉町下川字大剣地内	<p>緊急輸送路として道路啓開対象とするため倉庫住所について記載</p> <p>地域防災拠点となり得る都市公園を地域防災計画位置づけ、災害時における活用の実効性の向上を図るため令和8年4月に開園される「福島県復興祈念公園」は整備の目的の一つに「地域防災拠点の機能を有する都市公園として整備する」とされており、本公園を地域防災計画に位置付けるにあたり項目を追加</p>												
倉庫名	住所																								
北センター	福島市北矢野目字窪田地内																								
図景倉庫	郡山市図景地内																								
物流センターDC倉庫	会津若松市真宮新町北地内																								
大剣物流倉庫	いわき市泉町下川字大剣地内																								
2-8	第2 緊急輸送路等の整備	<p>第2 緊急輸送路等の整備 別表1</p> <p style="text-align: center;">緊急輸送道路</p> <p>(1) 第1次確保路線</p> <table border="1" data-bbox="1032 1158 1697 1425"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">国道</td> <td>4号</td> <td>栃木県境～宮城県境</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>茨城県境～宮城県境</td> </tr> <tr> <td>13号</td> <td>国道4号～山形県境</td> </tr> <tr> <td>49号</td> <td>国道6号～新潟県境</td> </tr> <tr> <td>113号</td> <td>(一) 相馬港線～宮城県境</td> </tr> <tr> <td>115号</td> <td>国道6号～国道4号</td> </tr> <tr> <td>118号</td> <td>茨城県境～(主) 中野須賀川線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道121号～国道49号</td> </tr> <tr> <td>121号</td> <td>栃木県境～山形県境</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	国道	4号	栃木県境～宮城県境	6号	茨城県境～宮城県境	13号	国道4号～山形県境	49号	国道6号～新潟県境	113号	(一) 相馬港線～宮城県境	115号	国道6号～国道4号	118号	茨城県境～(主) 中野須賀川線		国道121号～国道49号	121号	栃木県境～山形県境	福島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び東北道路啓開計画等の見直しのため、緊急輸送路を修正
種別	路線名	区間																							
国道	4号	栃木県境～宮城県境																							
	6号	茨城県境～宮城県境																							
	13号	国道4号～山形県境																							
	49号	国道6号～新潟県境																							
	113号	(一) 相馬港線～宮城県境																							
	115号	国道6号～国道4号																							
	118号	茨城県境～(主) 中野須賀川線																							
		国道121号～国道49号																							
	121号	栃木県境～山形県境																							

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

別表1 緊急輸送道路					
(1)第1次確保路線				252号 288号 289号 294号 349号	国道289号～国道49号 全線 国道6号～国道252号 国道289号～栃木県境 国道118号～茨城県境
国 道	種別 路線名 区間	4号 栃木県境～宮城県境 6号 茨城県境～宮城県境 13号 国道4号～山形県境 49号 国道6号～新潟県境 113号 相馬港線～宮城県境 115号 国道6号～国道4号 118号 茨城県境～国道4号 国道121号～国道49号 会津若松会津高田線～国道49号 121号 栃木県境～山形県境 (会津縦貫北) 会津若松北IC～喜多方IC 289号 国道6号～国道252号 294号 国道289号～栃木県境 349号 国道118号～茨城県境	高速自動車道	東北自動車道 常磐自動車道 磐越自動車道 東北中央自動車道	栃木県境～宮城県境 茨城県境～宮城県境 いわきJCT～新潟県境 相馬IC～桑折JCT 福島JCT～山形県境
高速自動車道	東北自動車道 常磐自動車道 磐越自動車道 東北中央自動車道	栃木県境～宮城県境 茨城県境～宮城県境 いわきJCT～新潟県境 福島JCT～山形県境 相馬IC～桑折JCT	主要地方道	古殿須賀川線 中野須賀川線 小名浜平線 矢吹小野線（あぶくま高原道路） 小野富岡線 小野富岡線（あぶくま高原道路） いわき上三坂小野線（小名浜道路）	（一）福島空港西線～国道118号 国道118号～須賀川IC （一）小名浜港線～国道6号（常磐バイパス） 矢吹IC～小野IC（有料区間含む） 国道6号～滝根IC 滝根IC～小野IC （市道）大剣1号線（いわき泉IC）～（主）いわき上三坂小野線（いわき山田IC）
主要自動車道	古殿須賀川線 中野須賀川線 小名浜平線 矢吹小野線 （あぶくま高原道路）	福島空港西線～国道118号 国道118号～須賀川IC 小名浜港線～国道6号常磐BP 矢吹IC～小野IC（有料区間含む）	一般県道	水原福島線 玉川田村線 長塚請戸浪江線 相馬港線 福島空港西線	国道13号～福島県庁 （主）古殿須賀川線～国道49号 国道6号～（町道）左島塚角畑線 全線 全線
一般県道	水原福島線 玉川田村線 長塚請戸浪江線 相馬港線 福島空港西線	国道13号～福島県庁 古殿須賀川線～国道49号 請戸漁港～国道6号 全線	浪江町道 いわき市道	左島塚角畑線 大剣1号線	（一）長塚請戸浪江線～臨港道路 国道6号～（主）いわき上三坂小野線（小名浜道路）
臨港道路	小名浜臨港道路 相馬臨港道路	臨港道路5・6号ふ頭内線～臨港道路1号落地区～国道6号 臨港道路3号ふ頭内線～幹線臨港道路1号線～相馬互理線	臨港道路	臨港道路1号線 5-1号線 2号埠頭幹線道路 幹線臨港道路1号線 臨港道路3号ふ頭内線 臨港道路 第一臨港道路 第二臨港道路	国道6号～5-1号線 臨港道路1号線～小名浜港 （一）相馬港線～幹線臨港道路1号線 2号埠頭幹線道路～臨港道路3号ふ頭内線 幹線臨港道路1号線～相馬港 （町道）左島塚角畑線～第一臨港道路 臨港道路～第二臨港道路 第一臨港道路～請戸漁港

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

(2) 第2次確保路線			(2) 第2次確保路線		
種別	路線名	区間	種別	路線名	区間
国道	114号 115号 118号 252号 288号 294号 349号 352号 399号	全線 国道4号～国道49号 中野須賀川線～国道121号 国道289号～国道49号 全線 国道289号～国道118号 赤坂東野塙線～五十沢国見線 国道121号～檜枝岐村役場 国道6号～国道114号 国道349号～福島市役所飯坂支所	国道	114号 115号	全線 国道4号～国道49号 (一) 相馬新地線～国道115号 (相馬南バイパス)
	400号 401号 459号	国道252号～国道289号 国道118号～国道400号 国道289号～国道352号 国道349号～国道4号 国道4号～須賀川二本松線 国道115号～喜多方会津坂下線		118号 294号	(主) 中野須賀川線～国道121号 国道289号～国道118号 国道118号～湖南行政センター 国道289号～(市道) 西郷綱目線 (一) 赤坂東野塙線～宮城県境
主要地方道	福島保原線 福島飯坂線 上名倉飯坂伊達線 飯野三春石川線 福島吾妻裏磐梯線 霊山松川線 川俣安達線 白石国見線 本宮三春線 原町川俣線 浪江国見線 本宮熱海線 船引大越小野線 小野郡山線	国道115号～国道349号 全線 国道13号～国道115号 国道13号～国道399号 国道114号～川俣安達線 国道288号～三春町役場 国道13号～国道13号福島西道路 飯野三春石川線～大沢広表線 飯野三春石川線～国道114号 国道4号～国見IC 国道4号～本宮熱海線 全線 国道4号～国道349号 国道4号～本宮三春線 全線 国道4号～東部ニュータウン入口 国道349号～船引大越小野線	主要地方道	349号 352号 399号	国道121号～檜枝岐村役場 国道6号～(主) 小野富岡線 (主) 小野富岡線～国道114号 国道349号～福島市役所飯坂支所 国道252号～国道289号 国道121号～国道289号 国道118号～国道400号 国道289号～国道352号 国道349号～国道4号 国道4号～(一) 須賀川二本松線 国道115号～(主) 喜多方会津坂下線
	中野須賀川線 古殿須賀川線 中ノ沢熱海線 郡山長沼線 長沼喜久田線 郡山停車場線 郡山大越線 荒井郡山線 郡山湖南線 白河羽鳥線 塚崎崎線 棚倉矢吹線 白河石川線 勿来浅川線 黒磯棚倉線 会津高田上三寄線 会津若松裏磐梯線 会津坂下河東線 会津坂下会津本郷線 会津坂下会津高田線 喜多方西会津線 喜多方会津坂下線 会津坂下山都線	須賀川IC～郡山長沼線 国道4号～国道118号 国道49号～磐梯熱海IC 国道4号～長沼喜久田線 郡山長沼線～国道118号 全線 郡山停車場線～荒井郡山線 郡山大越線～国道288号 国道4号～国道4号バイパス 白河停車場線～道の駅「羽鳥湖高原」 国道4号～棚倉矢吹線 国道289号～矢吹小野線 国道294号～南湖公園線 国道349号～鮫川村道新宿広畑線 全線 国道118号～会津坂下会津本郷線 国道49号～猪苗代塩川線 国道118号～国道49号 国道49号湯川村～国道49号河東町 国道49号～会津高田上三寄線 国道49号～国道401号 喜多方停車場線～会津坂下山都線 国道49号～上郷南渡線 国道459号～喜多方停車場線 喜多方西会津線～山都柳津線		400号 401号 459号	福島保原線 福島飯坂線 上名倉飯坂伊達線 土湯温泉線 飯野三春石川線 福島吾妻裏磐梯線 霊山松川線 川俣安達線 白石国見線 本宮三春線 原町川俣線 浪江国見線 本宮熱海線 船引大越小野線

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

章-節	現行	修正後	修正理由	
		<p>小野郡山線</p> <p>中野須賀川線 古殿須賀川線 中ノ沢熱海線 郡山長沼線 長沼喜久田線 郡山停車場線 郡山大越線 郡山湖南線 郡山矢吹線</p> <p>白河羽鳥線 塙泉崎線</p> <p>棚倉矢吹線 白河石川線 勿来浅川線 黒磯棚倉線 会津高田上三寄線 会津若松裏磐梯線</p> <p>会津坂下河東線 会津坂下会津本郷線 会津坂下会津高田線 喜多方西会津線 喜多方会津坂下線</p>	<p>(主) 郡山停車場線～東部ニュータウン入口 国道349号～(主) 船引大越小野線 須賀川IC～(主) 郡山長沼線 国道4号～国道118号 国道49号～磐梯熱海IC 国道4号～(主) 長沼喜久田線 (主) 郡山長沼線～国道118号全線 (主) 郡山停車場線～(一) 荒井郡山線 (主) 郡山停車場線～(市道) 多田野2号線 (市道) 桑野大槻線～(市道) 庚垣原13号線(郡山中央SIC接続) (主) 郡山湖南線～郡山消防署大槻基幹分署 (一) 河内郡山線～(一) 河内郡山線 (主) 白河停車場線～道の駅「羽鳥湖高原」 国道4号～(主) 棚倉矢吹線 国道118号～(一) 社田浅川線 国道289号～国道4号 国道294号～(一) 南湖公園線 国道349号～(村道) 新宿広畑線全線 国道118号～(主) 会津坂下会津本郷線 国道49号～(主) 猪苗代塩川線 国道118号～国道49号 国道49号湯川村～国道49号河東町 国道49号～(主) 会津高田上三寄線 国道49号～国道401号 (一) 喜多方停車場線～(主) 会津坂下山都線 国道49号～(一) 上郷舟渡線 国道459号～(一) 喜多方停車場線</p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

種別	路線名	区間	種別	路線名	区間
主要地方道	猪苗代塩川線	全線	主要地方道	会津坂下山都線	(主)喜多方西会津線～(一)山都柳津線
	小野富岡線	国道6号～小野IC		猪苗代塩川線	全線
	相馬互理線	国道6号～新地停車場釣師線	相馬互理線	国道6号～(一)新地停車場釣師線	
	相馬浪江線	国道115号～草野大倉鹿島線	相馬浪江線	国道115号～(一)草野大倉鹿島線	
	原町二本松線	原町川俣線～原町二本松線		(主)原町川俣線～(主)原町二本松線	
	原町海老相馬線	相馬浪江線～原町浪江線	原町二本松線	(主)相馬浪江線～(主)原町浪江線	
	小名浜平線	原町浪江線～小浜字町線	原町海老相馬線	(主)原町浪江線～(主)原町川俣線	
	いわき上三坂小野線	国道6号常磐BP～国道399号	相馬浪江線	(一)草野大倉鹿島線～(市道)西138号線	
	日立いわき線	常磐勿来線～いわき石川線	いわき浪江線	(町道)北田・大谷線～(町道)ならはスマートインター線	
	いわき浪江線	国道289号～常磐勿来線	小名浜平線	国道6号(常磐バイパス)～国道399号	
	小名浜小野線	国道6号～四倉IC	いわき上三坂小野線	(主)常磐勿来線～(主)いわき石川線	
	いわき石川線	いわき上三坂小野線～小名浜四倉線	日立いわき線	国道399号～(主)いわき石川線	
	矢吹小野線	全線	いわき浪江線	茨城県境～(主)常磐勿来線	
	古殿須賀川線	国道4号線～矢吹町役場	いわき浪江線	国道6号～勿来土木事務所	
	福島空港西線～あぶくま高原道路	福島空港西線～あぶくま高原道路		国道6号～四倉IC	
	塙大津港線	国道118号～赤坂東野塙線	小名浜小野線	(主)小野富岡線～大熊町役場	
	常磐勿来線	国道289号～日立いわき線	いわき石川線	(主)小名浜四倉線～(主)いわき石川線	
一般県道	飯坂桑折線	国道4号～国見福島線	矢吹小野線	全線	
	国見福島線	飯坂桑折線～桑折町役場入口	古殿須賀川線	(主)棚倉矢吹線～矢吹町役場	
	飯坂保原線	国道13号～福島保原線	塙大津港線	(一)福島空港西線～(主)矢吹小野線	
	穴原十綱線	国道399号～福島地方水道用水供給企業団	常磐勿来線	国道118号～(一)赤坂東野塙線	
	二本松安達線	国道4号～須賀川二本松線	須賀川三春線	国道289号～(主)日立いわき線	
	須賀川二本松線	二本松安達線～国道459号	小野四倉線	(主)古殿須賀川線～(一)須賀川二本松線	
	本宮岩代線	本宮三春線～安達南消防署		国道6号～(主)いわき浪江線	
	五十沢国見線	国道4号～国道349号	一般県道	飯坂桑折線	
	石筍本宮線	国道4号～大玉村役場入口		国見福島線	
	大沢広表線	蓋山松川線～市道金沢立子山線		(一)飯坂桑折線～桑折町役場入口	
	伊達霊山線	国道349号～梁川霊山線		国道13号～(主)福島保原線	
	水原福島線	福島県庁～国道115号		国道399号～(市道)中野・天王寺線	
	南福島停車場線	南福島停車場線～福島市道中町北内町2号線		国道4号～(一)須賀川二本松線	
	梁川霊山線	国道115号～市道南光台黒岩線		(一)二本松安達線～国道459号	
	折戸笹谷線	国道349号～伊達霊山線		(市道)昭和二丁目八山田線～富久山行政センター	
	河内郡山線	福島飯坂線～福島第一病院			
	下松本鏡石停車場線	郡山停車場線～国道49号			
	社田浅川線	国道49号～郡山ビッグハート			
	赤坂東野塙線	全線			
	南湖公園線	国道118号～浅川町役場入口			
	増見小田倉線	塙大津港線～国道289号			
	船引停車場線	国道289号～国道349号			
	小栗山宮下線	国道289号～白河石川線			
	浜崎高野会津若松線	白河羽鳥線～村道役場前線			
	湯川大町線	国道288号～田村市役所			
	会津若松会津高田線	国道252号～国道252号			
	会津高田会津本郷線	会津若松市道町3-91～湯川村役場前			
	山都柳津線	若松ガスを結ぶ			
	北山会津若松線	国道118号～会津高田会津本郷線			
	猪苗代停車場線	町道2008号線～会津若松会津高田線			
	喜多方停車場線	国道49号～会津坂下山都線			
	大久保野沢停車場線	会津坂下河東線～会津若松市役所河東支所			
	上郷舟渡線	国道115号～町道城南六角線			
	下郷会津本郷線	国道121号～喜多方西会津線			
	戸赤栄富線	国道49号～野沢駅			
	会津田島停車場線	山都柳津線～喜多方西会津線			
	新地停車場釣師線	国道121号～戸赤栄富線			
	赤柴中島線	下郷会津本郷線～国道400号			
	草野大倉鹿島線	国道121号～会津田島駅			
	浪江鹿島線	相馬互理線～赤柴中島線			
		浪江鹿島線～相馬浪江線			
		草野大倉鹿島線～烏崎江垂線			

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

種別	路線名	区間			
一般県道	島崎江垂線 小浜字町線 小良ヶ浜野上線 幾世橋小高線 浪江鹿島線 北泉小高線 小高停車場線 下渋佐南新田線 大芦鹿島線 上北道下北道線 相馬新地線 江名常磐線 小名浜港線	国道6号～浪江鹿島線 原ノ町駅～原町海老相馬線 国道6号～大野病院を結ぶ 国道6号～浪江鹿島線 幾世橋小高線～南相馬市小高区役所 国道6号～浪江鹿島線 浪江鹿島線～小高駅 国道6号～南相馬警察署 浪江鹿島線～南相馬市役所鹿島区役所 国道6号～広野1C 国道6号～国道6号（相馬バイパス現道部） 小名浜平線～かしま病院 小名浜平線～小名浜港湾事務所			
市町村道 福島市道	南光台黒岩線 南町稲葉線 北八幡金山線 松山町北中川原線 太平寺山口線 金沢立子山線 曾根田三本木線 日ノ下・新田ノ目線 中央1号線 早稲町・清明町1号線 中野・天王寺線 万世舞台線 町宮ノ前線 金色区画南路25号 外2路線 町203号 梁川駅前線 大地内舟橋線 赤沼方八町線 咲田桑野四丁目線 桑野大槻線 向河原大町線 宮ノ前宮本線 本町開成線 桑野一丁目五丁目線 若葉桑野線 荒井八山田線 依川多田野線 区画道路第27号線 郡市幹線道路喜久田・富田線 大町大槻線 根木屋鬼生田線 麓山一丁目大久保線 駅前一丁目中町2号線 虎丸町久保田線	国道4号～南町稲葉線 南光台黒岩線～国土交通省福島河川国道事務所 国道4号～福島市道南町・浅川線（福島南消防署） 信夫ヶ岡競技場を結ぶ 国道13号～福島テレビ 国道4号～大沢広表線 国道13号～NTT東日本福島支店 水原福島線～済生会福島総合病院 国道13号～福島西部病院 福島吾妻裏磐梯線～NHK福島放送局 穴原十綱線～福島地方水道用水供給企業団 国道4号～本宮市役所 石籬本宮線～大玉村役場 二本松安達線～二本松土木事務所 国道4号～桑折町役場を結ぶ 梁川霊山線～伊達市役所梁川総合支所 霊山伊達線～伊達市役所 東部ニュータウンを結ぶ 太田西ノ内病院を結ぶ 陸上自衛隊郡山駐屯地を結ぶ 東部ニュータウンを結ぶ 郡山東1C～国道288号 福島中央テレビを結ぶ 福島放送、今西病院、市役所を結ぶ 国道4号～国道49号 国道4号～国道288号 郡山停車場線～荒井八山田線 荒井八山田線～郡山国道事務所 荒井八山田線～郡山北警察署 小野郡山線～郡山大越線 郡山東1C～国道288号 郡山湖南線～河内郡山線 郡山停車場線～寿泉堂総合病院 河内郡山線～FM福島 国道118号～須賀川市役所 国道4号～鏡石町役場 国道118号～玉川村役場 国道49号～平田村役場 社田浅川線～浅川町役場 国道349号～古殿町役場 国道289号～白河羽鳥線 白河総合運動公園を結ぶ 国道4号～白河羽鳥線 白河市水道事業所を結ぶ 白河駅～総合運動公園 国道294号～白河市役所			
本宮市道 大玉村道 二本松市道 桑折町道 伊達市道 郡山市道					
須賀川市道 鏡石町道 玉川村道 平田村道 浅川町道 古殿町道 白河市道					
				本宮岩代線 五十沢国見線 石籬本宮線 大沢広表線 伊達霊山線 水原福島線 南福島停車場線 梁川霊山線 折戸笹谷線 河内郡山線 下松本鏡石停車場線 社田浅川線 赤坂東野塙線 南湖公園線 増見小田倉線 船引停車場線 小栗山宮下線 浜崎高野会津若松線 湯川大町線 会津若松会津高田線 会津高田会津本郷線 山都柳津線 北山会津若松線 猪苗代停車場線 喜多方停車場線	(市道) 日出山久保田線～郡山貨物ターミナル (主) 須賀川三春線～(市道) 1214号 (主) 本宮三春線～安達南消防署 国道4号～国道349号 国道4号～(村道) 町尻-当地内線 (主) 霊山松川線～(市道) 金沢立子山線 国道349号～(一) 梁川霊山線 福島県庁～国道115号 (一) 南福島停車場線～(市道) 日ノ下・新田ノ目線 国道115号～(市道) 南向台黒岩線 国道349号～(一) 伊達霊山線 (主) 福島飯坂線～(市道) 笹谷中野線 (主) 郡山停車場線～国道49号 国道49号～(主) 郡山矢吹線 (主) 郡山矢吹線～片平行政センター 全線 (主) 塙泉崎線～浅川町役場入口 (主) 塙大津港線～国道289号 国道289号～国道349号 国道289号～(主) 白河石川線 (主) 白河羽鳥線～(村道) 役場前線 国道288号～田村市役所 国道252号～国道252号 会津若松市上下水道局～湯川村役場 (主) 会津若松裏磐梯線～若松ガス 国道118号～(一) 会津高田会津本郷線 (町道) 2008号線～(一) 会津若松会津高田線 国道49号～(主) 会津坂下山都線 (主) 会津坂下河東線～会津若松市役所河東支所 国道115号～(町道) 堅田五百刈線 国道121号～(主) 喜多方西会津線

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

種別	路線名	区間
白河市道 棚倉町道	六反山弥次郎線 中居丸内線 広畑古町線 館ヶ丘屋ノ上線 磐城棚倉近津線	国道294号～白河厚生総合病院 棚倉町役場～広畑古町線 中居丸内線～国道118号 棚倉消防署を結ぶ 国道118号～棚倉警察署
矢吹町道 西郷村道 鮫川村道	町道本町4号線 2078号 新宿広畑線 道少田線	国道4号～会田病院 国道289号～増見小田倉線 勿来浅川線～道少田線 道少田線～国道349号
会津若松市道	幹1-9号 幹1-11号 若Ⅲ-206号 町Ⅲ-91号 町Ⅲ-93号	国道118号～会津若松裏磐梯線 会津若松裏磐梯線～竹田綜合病院 国道118号～会津若松市役所 浜崎高野会津若松線～町Ⅲ-93号 町Ⅲ-91号～会津若松市水道部
会津美里町道	11008号 12009号	会津美里警察署を結ぶ 町道11008号～会津美里町役場
会津坂下町道 湯川村道 三島町道 金山町道 喜多方市道	坂下南幹線 勝常王領線 宮下名入線 谷地線 上高嶺桜が丘線 押切西線 桜が丘稲村線 桜ヶ丘13号線 東四谷新町線 一中通り線 下勝北町線	国道49号～坂下厚生綜合病院 浜崎高野会津若松線～湯川村役場 小栗山宮下線～宮下病院 国道400号～金山町役場 喜多方合同庁舎を結ぶ 喜多方水道局を結ぶ 国道121号～上高嶺桜が丘線 上高嶺桜が丘線～喜多方合同庁舎 へリポート(濁川)を結ぶ 喜多方第一中学校を結ぶ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部～喜多方警察署
北塩原村道線 西会津町道 猪苗代町道	松陽台線 松尾堂本停車場線 城南六角線 猪苗代新町線	国道459号～北塩原村役場 西会津町役場を結ぶ 猪苗代町役場を結ぶ 猪苗代町役場を結ぶ
南会津町道	西町1号線 後原丹藤線 田島駅前線	国道121号～南会津地方振興局 国道121号～南会津町役場 国道289号～会津田島駅
南相馬市道 新地町道	駅東12号線 富倉赤紫線 原団地線	原町川俣線～相双地方振興局 国道6号～原団地線 富倉赤紫線～渡辺病院
広野町道 飯館村道 いわき市道	苗代替線 草野飯桶線 檀町九反町線 三倉尼子線 南町東荒田線 内郷平線 田町三崎線 小太郎町尼子町線 長尾中山線 十五町目若葉台線 久保・下矢田線	国道6号～広野町役場 飯館村役場を結ぶ 市営小名浜球場を結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院 NTTいわき支店を結ぶ 松村総合病院を結ぶ 市営平球場を結ぶ 国道399号～国道6号 江名常磐線～かしま病院
臨港道路 相馬臨港道路	小名浜臨港道路 相馬臨港道路	幹線臨港道路2号線(小名浜四倉線～小名浜港湾建設事務所) 臨海道路1号線(相馬互理線～相馬港湾建設事務所)
大久保野沢停車場線 上郷舟渡線		国道49号～野沢駅 (一)山都柳津線～(主)喜多方西会津線
種別	路線名	区間
一般県道	下郷会津本郷線 戸赤栄富線 会津田島停車場線 新地停車場釣師線 赤柴中島線 草野大倉鹿島線 浪江鹿島線 鳥崎江垂線 小浜宇町線 小良ヶ浜野上線 幾世橋小高線 浪江鹿島線 北泉小高線 小高停車場線 下渋佐南新田線 大芦鹿島線 上北迫下北迫線 相馬新地線 江名常磐線 小名浜港線 荒井郡山線 増見小田倉線 大野停車場大川原線 井手長塚線 日下石新沼線 赤井畑国見線	国道121号～(一)戸赤栄富線 (一)下郷会津本郷線～国道400号 国道121号～会津田島駅 (主)相馬互理線～赤柴中島線 国道6号～(一)新地停車場釣師線 (一)浪江鹿島線～(主)相馬浪江線 (一)草野大倉鹿島線～(一)鳥崎江垂線 国道6号～(一)浪江鹿島線 原町駅～(主)原町海老相馬線 国道6号～相馬ガス 国道6号～(一)大野停車場大川原線 国道6号～(一)浪江鹿島線 (一)幾世橋小高線～南相馬市小高区役所 国道6号～(一)浪江鹿島線 (一)浪江鹿島線～小高駅 国道6号～南相馬警察署 (一)浪江鹿島線～南相馬市役所鹿島区役所 国道6号～広野IC 国道6号～旧国道6号(相馬バイパス現道部)～国道6号 (主)小名浜平線～かしま病院 (主)小名浜平線～小名浜港湾事務所 (一)小名浜港線(分岐部)～臨港道路2号線 (主)郡山大越線～国道288号(村道)2078号～国道289号 (一)小良ヶ浜野上線～(町道)西20号線 常磐自動車道(常磐双葉IC)～国道6号 国道115号～公立相馬総合病院 国道4号～国見町役場

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

章-節	現行	修正後	修正理由
		高俣田島線 長塚請戸浪江線 福島市道 南向台黒岩線 南町稲場線 北八幡・金山線 松山町・北中川原線 太平寺・山口線 旭町・森合町線 金沢立子山線 曾根田・三本木線 日ノ下・新田ノ目線 中央1号線 中央42号線 中央27号線 早稲町・清明町1号線 中野・天王寺線 矢剣町・鳥谷下町線 栄町・上町線 鎌田・笹谷線 館1号線 田中・中家線 中町・杉妻町線 入江町8号線 豊田町・八島町線 八島町4号線 荒井・あづま公園線	(町道) 折橋・東荒井線～国道121号 国道6号～(町道) 左島塚角畑線 国道4号～(市道) 南町稲場線 (市道) 南向台黒岩線～国土交通省福島河川国道事務所 国道4号～(市道) 南町・浅川線 (福島南消防署) 国道4号～信夫ヶ丘競技場～国道115号 国道13号～(市道) 旭町・森合町線 (市道) 太平寺・山口線～NTT東日本福島支店 国道4号～(一) 大沢広表線 国道13号～国道4号 (一) 水原福島線～済生会福島総合病院 国道13号～(市道) 中央42号線 (市道) 中央1号線～(市道) 中央27号線 (市道) 中央42号線～福島西部病院 (主) 福島吾妻裏磐梯線～NHK福島放送局 (一) 穴原十綱線～福島地方水道用水供給企業団 (一) 水原福島線～福島ガス 国道13号～東北電力福島支店 (市道) 館1号線～国道13号～(株) 帝北ロジスティックス 北倉庫 (市道) 鎌田・笹谷線～(市道) 田中・中家線 (市道) 館1号線～東福島駅(東福島オフレールステーション) 国道13号～福島県警察本部～ (一) 水原福島線 国道4号～(市道) 豊田町・八島町線 (市道) 入江町8号線～(市道) 八島町4号線 (市道) 豊田町・八島町線～福島赤十字病院 国道115号～あづま総合運動公園

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

			笹谷中野線 池田・大名線 三春町道 三春病院1号線 三春病院2号線 川俣町道 熊ノ宮・京田線 鶴東・鉄炮町線 五百田中道線 本宮市道 万世舞台線 大玉村道 町-宮ノ前線 町尻-当地内線	(一) 折戸笹谷線～(主) 上名倉飯坂伊達線 東北自動車道(福島松川SIC(上り))～(主) 土湯温泉線 国道288号～(町道) 三春病院2号線 (町道) 三春病院1号線～三春町立三春病院 国道114号～(町道) 鶴東・鉄炮町線 (町道) 熊ノ宮・京田線～(町道) 五百田中道線 (町道) 鶴東・鉄炮町線～川俣町役場 国道4号～本宮市役所 (村道) 町尻-当地内線～大玉村役場 (一) 石笹本宮線～(村道) 入海-台線																																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大玉村道</td> <td>入海-台線</td> <td>(村道) 町尻-当地内線～(村道) 町-宮ノ前線</td> </tr> <tr> <td>二本松市道</td> <td>向原・上竹線</td> <td>国道459号～(一) 二本松安達線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金色区画街路25号線</td> <td>(一) 二本松安達線～(市道) 金色区画街路2号線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金色区画街路2号線</td> <td>(市道) 向原・上竹線～(市道) 金色区画街路25号線</td> </tr> <tr> <td>桑折町道</td> <td>202号駅前停車場線</td> <td>国道4号～(町道) 4001号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4001号線</td> <td>(町道) 202号駅前停車場線～桑折町役場</td> </tr> <tr> <td>伊達市道</td> <td>大地内舟橋線</td> <td>(一) 伊達霊山線～伊達市役所</td> </tr> <tr> <td>郡山市道</td> <td>赤沼方八町線</td> <td>東部ニュータウンを結ぶ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>咲田一桑野四丁目線</td> <td>(市道) 若葉桑野線～太田西ノ内病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>桑野大槻線</td> <td>国道49号～(主) 郡山矢吹線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庚垣原13号線</td> <td>東北自動車道(郡山中央SIC(下り))～(主) 郡山矢吹線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中ノ平東1号線</td> <td>東北自動車道(郡山中央SIC(上り))～(主) 郡山矢吹線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>向河原大町線</td> <td>東部ニュータウンを結ぶ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本町開成線</td> <td>(主) 郡山停車場線～福島中央テレビ～国道49号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>桑野一丁目五丁目線</td> <td>福島放送、今西病院、市役所を結ぶ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>若葉桑野線</td> <td>(一) 荒井郡山線～国道49号</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	大玉村道	入海-台線	(村道) 町尻-当地内線～(村道) 町-宮ノ前線	二本松市道	向原・上竹線	国道459号～(一) 二本松安達線		金色区画街路25号線	(一) 二本松安達線～(市道) 金色区画街路2号線		金色区画街路2号線	(市道) 向原・上竹線～(市道) 金色区画街路25号線	桑折町道	202号駅前停車場線	国道4号～(町道) 4001号		4001号線	(町道) 202号駅前停車場線～桑折町役場	伊達市道	大地内舟橋線	(一) 伊達霊山線～伊達市役所	郡山市道	赤沼方八町線	東部ニュータウンを結ぶ		咲田一桑野四丁目線	(市道) 若葉桑野線～太田西ノ内病院		桑野大槻線	国道49号～(主) 郡山矢吹線		庚垣原13号線	東北自動車道(郡山中央SIC(下り))～(主) 郡山矢吹線		中ノ平東1号線	東北自動車道(郡山中央SIC(上り))～(主) 郡山矢吹線		向河原大町線	東部ニュータウンを結ぶ		本町開成線	(主) 郡山停車場線～福島中央テレビ～国道49号		桑野一丁目五丁目線	福島放送、今西病院、市役所を結ぶ		若葉桑野線	(一) 荒井郡山線～国道49号	
種別	路線名	区間																																																					
大玉村道	入海-台線	(村道) 町尻-当地内線～(村道) 町-宮ノ前線																																																					
二本松市道	向原・上竹線	国道459号～(一) 二本松安達線																																																					
	金色区画街路25号線	(一) 二本松安達線～(市道) 金色区画街路2号線																																																					
	金色区画街路2号線	(市道) 向原・上竹線～(市道) 金色区画街路25号線																																																					
桑折町道	202号駅前停車場線	国道4号～(町道) 4001号																																																					
	4001号線	(町道) 202号駅前停車場線～桑折町役場																																																					
伊達市道	大地内舟橋線	(一) 伊達霊山線～伊達市役所																																																					
郡山市道	赤沼方八町線	東部ニュータウンを結ぶ																																																					
	咲田一桑野四丁目線	(市道) 若葉桑野線～太田西ノ内病院																																																					
	桑野大槻線	国道49号～(主) 郡山矢吹線																																																					
	庚垣原13号線	東北自動車道(郡山中央SIC(下り))～(主) 郡山矢吹線																																																					
	中ノ平東1号線	東北自動車道(郡山中央SIC(上り))～(主) 郡山矢吹線																																																					
	向河原大町線	東部ニュータウンを結ぶ																																																					
	本町開成線	(主) 郡山停車場線～福島中央テレビ～国道49号																																																					
	桑野一丁目五丁目線	福島放送、今西病院、市役所を結ぶ																																																					
	若葉桑野線	(一) 荒井郡山線～国道49号																																																					

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

			荒井八山田線 笹川多田野線 安積北井一丁目 1号線 富田東五丁目八 山田西一丁目線 大町大槻線 根木屋鬼生田線 麓山一丁目久保 田線 駅前一丁目中町 2号線 虎丸町久保田線 多田野2号線 木置場念仏垣線 向作1号線 昭和二丁目八山 田線 日出山久保田線 久保田前田1号 線 西ノ宮西釜場線 下尾池上追池線 菖蒲池卸一丁目 線 早稲原卸一丁目 線 卸三丁目1号線 南一丁目4号線 南二丁目一丁目 線 須賀川市 道 町1301号線 1504号線 1214号線	国道4号～国道288号 (主) 郡山停車場線～(市道) 荒井 八山田線 (市道) 荒井八山田線～郡山国道事 務所 (市道) 荒井八山田線～郡山北警察 署 (主) 小野郡山線～(主) 郡山大越 線 郡山東IC～国道288号 (主) 郡山湖南線～(一) 河内郡山 線 (主) 郡山停車場線～寿泉堂綜合病 院 (一) 河内郡山線～ふくしまFM (主) 郡山湖南線～(市道) 木置場 念仏垣線 (市道) 多田野2号線～逢瀬行政セ ンター 国道288号～(市道) 昭和二丁目 八山田線 (市道) 荒井八山田線～国道288 号(富久山バイパス) 国道288号～(市道) 久保田前田 1号線 国道49号～(一) 須賀川二本松線 (市道) 日出山久保田線～日本オイ ルターミナル郡山営業所 (市道) 桑野大槻線～郡山駐屯地 国道49号オンランプ～(市道) 菖 蒲池卸一丁目線 国道49号オフランプ～(市道) 早 稲原卸一丁目線 国道49号～(市道) 卸三丁目1号 線 (市道) 早稲原卸一丁目線～(一) 荒井郡山線 (主) 郡山停車場線～(市道) 南二 丁目一丁目線 (市道) 南一丁目4号線～ビッグパ レットふくしま 国道118号～須賀川市役所長沼支 所 国道118号～須賀川市役所 (一) 須賀川二本松線～公立岩瀬病 院	
--	--	--	--	---	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<p>田村市道 堀之内線 小野町道 品ノ木・本町線 鏡石町道 駅中央線</p> <p>鏡田121号線 鏡田124号線 鏡田510号線</p> <p>仁井田・笠石線</p> <p>玉川村道 小-7号線 平田村道 101号線 浅川町道 大名大塚・背戸谷地線 古殿町道 桑原大作線 白河市道 昭和町16号線 総合運動公園線 昭和町南真舟線 立石山線 白河駅八竜神線 市役所中央線 六反山弥次郎線 奥州街道線</p> <p>老久保西郷線 西郷高山西線 城山線</p>	<p>磐越自動車道（田村SIC）～国道349号 （主）小野郡山線～小野町役場 （町道）仁井田・笠石線～国道4号～鏡石町役場 東北自動車道（鏡石SIC（下り））～（町道）鏡田124号線 （町道）鏡田121号線～（町道）鏡田510号線 （町道）鏡田124号線～（一）下松本鏡石停車場線 東北自動車道（鏡石SIC（上り））～（町道）駅中央線 国道118号～玉川村役場 国道49号～平田村役場 （一）社田浅川線～浅川町役場 国道349号～古殿町役場 国道289号～（主）白河羽鳥線 白河総合公園を結ぶ 国道4号～（主）白河羽鳥線 白河市水道事業所を結ぶ 白河駅～総合運動公園 国道294号～白河市役所 国道294号～白河厚生総合病院 （市道）西郷搦目線～（主）白河石川線 国道289号～（市道）西郷高山西線 （市道）老久保西郷線～東北ガス 国道294号～（市道）道場小路金勝寺線</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉崎村道 棚倉町道</td> <td>八丸・摺砂子線 中居丸内線 広畑古町線 館ヶ丘崖ノ上線 磐城棚倉近津線 山際上手沢線</td> <td>（主）塙泉崎線～泉崎村役場 棚倉町役場～（町道）広畑古町線 （町道）中居丸内線～国道118号 棚倉消防署を結ぶ （町道）山際上手沢線～棚倉警察署 国道118号～（町道）磐城棚倉近津線</td> </tr> <tr> <td>矢吹町道 西郷村道</td> <td>本町4号線 2078号</td> <td>国道4号～会田病院 国道289号～（一）増見小田倉線</td> </tr> <tr> <td>鮫川村道</td> <td>新宿広畑線 道少田線</td> <td>（主）勿来浅川線～（村道）道少田線 （村道）道少田線～国道349号</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	泉崎村道 棚倉町道	八丸・摺砂子線 中居丸内線 広畑古町線 館ヶ丘崖ノ上線 磐城棚倉近津線 山際上手沢線	（主）塙泉崎線～泉崎村役場 棚倉町役場～（町道）広畑古町線 （町道）中居丸内線～国道118号 棚倉消防署を結ぶ （町道）山際上手沢線～棚倉警察署 国道118号～（町道）磐城棚倉近津線	矢吹町道 西郷村道	本町4号線 2078号	国道4号～会田病院 国道289号～（一）増見小田倉線	鮫川村道	新宿広畑線 道少田線	（主）勿来浅川線～（村道）道少田線 （村道）道少田線～国道349号	
種別	路線名	区間													
泉崎村道 棚倉町道	八丸・摺砂子線 中居丸内線 広畑古町線 館ヶ丘崖ノ上線 磐城棚倉近津線 山際上手沢線	（主）塙泉崎線～泉崎村役場 棚倉町役場～（町道）広畑古町線 （町道）中居丸内線～国道118号 棚倉消防署を結ぶ （町道）山際上手沢線～棚倉警察署 国道118号～（町道）磐城棚倉近津線													
矢吹町道 西郷村道	本町4号線 2078号	国道4号～会田病院 国道289号～（一）増見小田倉線													
鮫川村道	新宿広畑線 道少田線	（主）勿来浅川線～（村道）道少田線 （村道）道少田線～国道349号													

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

章-節	現行	修正後	修正理由
		会津若松市道	<p>幹Ⅰ-9号 (主) 会津若松裏磐梯線～会津若松駅</p> <p>幹Ⅰ-11号 (主) 会津若松裏磐梯線～竹田綜合病院</p> <p>若3-206号 (市道) 幹Ⅱ-9号～会津若松市役所</p> <p>幹Ⅱ-9号 国道118号～(市道) 若3-206号</p> <p>幹Ⅰ-12号 国道118号～(主) 会津若松裏磐梯線</p> <p>若3-237号 (市道) 幹Ⅰ-12号～鶴ヶ城公園多目的広場</p> <p>町3-91号 (一) 浜崎高野会津若松線～(市道) 町3-93号</p> <p>町3-93号 (市道) 町3-91号～会津若松市上下水道局</p> <p>門3-48号 国道118号～阿賀川河川国道事務所</p> <p>神3-181号 国道49号～(市道) 神3-114号</p> <p>神3-114号 (市道) 神3-181号～(市道) 北3-51号</p> <p>北3-51号 (市道) 神3-114号～(市道) 北3-3号</p> <p>北3-3号 (市道) 北3-51号～(市道) 北3-59号</p> <p>北3-59号 (市道) 北3-3号～(株) 大善リオンモール物流センターDC倉庫</p>
		磐梯町道	(主) 猪苗代塩川線～磐梯町役場
		会津美里町道	(一) 会津高田会津本郷線～会津若松警察署会津美里分庁舎
		新田・上新田線	国道401号～会津美里町役場
		会津坂下町道	磐越自動車道(新鶴SIC)～(主) 会津坂下会津高田線
		湯川村道	国道49号～坂下厚生綜合病院
		勝常王領線	(一) 浜崎高野会津若松線～(村道) 長瀨南線
		長瀨南線	(村道) 勝常王領線～湯川村役場
		道の駅線	国道49号～道の駅あいづ湯川・会津坂下
		三島町道	(一) 小栗山宮下線～宮下病院
		金山町道	国道400号～金山町役場
		喜多方市道	喜多方合同庁舎を結ぶ
		道	喜多方水道局を結ぶ
		押切西線	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

章-節	現行	修正後	修正理由
		桜が丘稲村線 桜ヶ丘13号線 東四ツ谷・新町線 下勝・北町線 上高額・桜ガ丘線 北塩原村道 西会津町道 猪苗代町道 南会津町道 下郷町道 相馬市道 南相馬市道 新地町道 広野町道 檜葉町道	国道121号～(市道)上高額桜が丘線 (市道)上高額桜が丘線～喜多方合同庁舎 喜多方市役所～ヘリポート(濁川) (一)喜多方停車場線～喜多方警察署 国道459号～市営ひばりヶ丘野球場 国道459号～北塩原村役場 (一)大久保野沢停車場線～(町道)小学校線 (町道)松尾萱本停車場線～西会津町役場 猪苗代町役場を結ぶ 猪苗代町役場を結ぶ (一)高崎田島線～南会津地方振興局 (一)高崎田島線～南会津町役場(田島小中学校を結ぶ) (一)会津田島停車場線～会津田島駅 国道289号～びわのかげ運動公園 国道121号～(一)高崎田島線 国道289号～下郷町役場 (主)相馬互理線～相馬港湾建設事務所 (主)原町川俣線～相双地方振興局 常磐自動車道(南相馬鹿島SIC)～(主)相馬浪江線 国道6号～(町道)原団地線 (町道)富倉赤紫線～渡辺病院 (一)赤柴中島線～新地町役場 国道6号～広野町役場 国道6号～双葉地方広域市町村圏組合消防本部・富岡消防署檜葉分署 国道6号～Jビレッジ 常磐自動車道(ならばSIC)～(主)いわき浪江線 (主)いわき浪江線～(町道)鐘突堂・山根線 (町道)北田・大谷線～国道6号

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

			種別	路線名	区間	
			富岡町道	小良ヶ浜線 北郷会沢線 関根大原線 関根小浜線 合同庁舎線	国道6号～(町道)北郷会沢線 (町道)小良ヶ浜線～(町道)関根大原線 (町道)北郷会沢線～富岡町役場 国道6号～(町道)合同庁舎線 (町道)関根小浜線～富岡消防署 常磐自動車道(大熊IC)～(一)大野停車場大川原線	
			大熊町道	西20号線	国道6号～双葉町役場	
			双葉町道	長塚・新山線	国道6号～双葉警察署浪江分庁舎	
			浪江町道	新町辻前線	国道6号～双葉警察署浪江分庁舎	
			飯舘村道	草野飯樋線	(主)原町川俣線～飯舘村役場	
			いわき市道	榎町・九反田線 上・下湯長谷線 五反田2号線 三倉・尼子線 南町東荒田線 内郷平線 田町・三崎線 小太郎町・尼子線 長尾・仲山町線 十五町目・若葉台線 久保・下矢田線 傾城・川平線 日渡・長槻線 番匠地下馬場線 搔槌小路・上柳生線 旧城跡・白銀町線 川部・錦線 好間町・小島線 東田町・佐糠町線 植田東部21号線	(主)小名浜平線～小名浜野球場 (主)いわき石川線～(市道)五反田2号線 (市道)上・下湯長谷線～福島県立いわき湯本高等学校 (主)小名浜平線～(市道)好間町・小島線 国道6号～(主)常磐勿来線 国道49号～福島労災病院 (主)いわき上三坂小野線～(市道)三倉・尼子線 (市道)十五町目・若葉台線～(市道)好間町・小島線 (市道)十五町目・若葉台線～市営平野野球場 国道6号～国道399号 (一)江名常磐線～かしま病院 (主)いわき上三坂小野線～(市道)日渡・長槻線 (市道)傾城・川平線～常磐共同ガス (市道)内郷・平線～内郷消防署 国道399号～(市道)旧城跡・白銀町線 (市道)搔槌小路・上柳生線～松村総合病院(移転後) (主)常磐勿来線～呉羽総合病院 (主)いわき上三坂小野線～(市道)三倉・尼子線 (主)日立いわき線～(市道)植田東部21号線 (市道)東田町・佐糠町線～植田小学校グラウンド	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

(3) 第3次確保路線					
種別	路線名	区間			
主要地方道	福島吾妻裏磐梯線 矢吹天栄線 棚倉鮫川線 会津高田柳津線 会津坂下都線 勿来浅川線 小野四倉線 原町二本松線 飯野三春石川線 矢吹小野線 小名浜四倉線 小野四倉線	国道13号～上名倉飯坂伊達線 国道4号～白河消防署大信分署 磐城棚倉停車場線～棚倉土木事務所 国道252号～会津坂下消防署柳津出張所 喜多方西会津線～喜多方消防署山都分署 旅人勿来線～いわき市役所田入支所 いわき市役所四倉支所を結ぶ 国道349号～市道交差点 国道118号～石川消防署 古殿須賀川線～母畑須賀川線 国道6号～小名浜消防署 国道399号～いわき市役所川前支所	川内村道	辰巳町1号線 辰巳町4号線 高山・松之中線 宮渡・町分線	(一) 小名浜港線～1-1号線 (一) 小名浜港線～小名浜港湾建設事務所 臨港道路1号線～小名浜駅 国道399号～富岡消防署 川内出張所・川内村役場
一般県道	保原伊達崎桑折線 丸森梁川線 中野砲町線 荒井郡山線 常葉芦沢線 成田鏡田線 須賀川二本松線 母畑白河線 久田野停車場線 高萩久田野停車場線 社田浅川線 母畑須賀川線 磐城棚倉停車場線 磐城停車場線 熱塩加納山都西会津線 栗山館岩線 小川赤井停車場線 旅人勿来線 甲塚古墳線 高久鹿島線 白岩久ノ浜線 四倉久ノ浜線	伊達中央消防署西分署を結ぶ 国道349号～伊達中央消防署北消防署 国道399号～福島市役所飯坂支所 奥羽大学を結ぶ 国道288号～田村消防署常葉分署 国道4号～町道開拓中道線 国道118号～東北電力須賀川営業所 白河石川線～高萩久田野停車場線 国道4号～高萩久田野停車場線 母畑白河線～久田野停車場線 浅川町役場入口～石川消防署浅川分署 矢吹小野線～石川消防署玉川分署 国道118号～棚倉鮫川線 猪苗代塩川線～猪苗代消防署磐梯出張所 国道121号～喜多方市役所熱塩加納総合支所 国道352号～南会津町役場館岩総合支所 国道399号～いわき市役所小川支所 いわき上三坂小野線～勿来浅川線 東北電力いわき営業所を結ぶ 小名浜平線～県立いわき公園 国道6号(久ノ浜BP)～四倉久ノ浜線 白岩久ノ浜線～いわき市道(いわき市役所大久ノ浜支所)	臨港道路	臨港道路1号線 臨港道路2号線 1-1号線	臨港道路2号線～(市道) 高山・松之中線 (一) 小名浜港線～臨港道路1号線 (主) 小名浜四倉線～(市道) 辰巳町1号線 (市道) 辰巳町1号線～道の駅「いわき・ら・ら・ミュウ」
市町村道	南光台黒岩線 (都：小倉寺大森線) 矢剣町鳥谷下線 泉・萱場線 南町・浅川線 神崎・田中内南線 北谷地・長畑線 中町・北内町2号線 熊ノ宮・京田線 鶴東・鉄砲町線 五百田中道線 字町・五反田線 芳池・つつじ山線 西陣場北町線 館ノ腰原線 館ノ腰町線 八山田1号線 静町大徳南線 坂蔭線	国土交通省福島国道維持出張所を結ぶ 福島ガスを結ぶ 国道13号～福島消防署清水分署 北八幡金山線～金沢立子山線 国道115号～福島南消防署杉妻出張所 国道115号～福島南消防署信夫分署 福島吾妻裏磐梯線～福島市役所吾妻支所 水原福島線～福島市役所信夫支所 国道114号～鶴東・鉄砲町線 熊ノ宮・京田線～五百田中道線 五百田中道線～伊達中央消防署南分署 原町二本松線～安達北消防署東和出張所 国道459号～安達北消防署岩代出張所 国道349号～伊達市役所霊山総合支所 国道349号～館ノ腰町線 館ノ腰原線～伊達市役所月館総合支所 郡山北工業高校を結ぶ 郡山高校を結ぶ 小野郡山線～N T T 東日本郡山支店 須賀川土木事務所を結ぶ 国道118号～須賀川消防署長沼分署 国道4号～白河羽鳥線 城山公園を結ぶ	福島市道	須賀川三春線 二本松金屋線 那須西郷線 伊王野白河線 日立いわき線	
川俣町道	神崎・田中内南線 北谷地・長畑線 中町・北内町2号線 熊ノ宮・京田線 鶴東・鉄砲町線 五百田中道線 字町・五反田線 芳池・つつじ山線		須賀川三春線 二本松金屋線 那須西郷線 伊王野白河線 日立いわき線		
二本松市道	字町・五反田線 芳池・つつじ山線				
伊達市道	西陣場北町線 館ノ腰原線 館ノ腰町線				
郡山市道	八山田1号線 静町大徳南線 坂蔭線				
須賀川市道	1-17号 1-38号 道場小路金勝寺線 城山線				
白河市道	道場小路金勝寺線 城山線				
(3) 第3次確保路線					
種別	路線名	区間			
主要地方道	福島吾妻裏磐梯線 矢吹天栄線 棚倉鮫川線 会津高田柳津線 会津坂下都線 勿来浅川線 矢吹小野線 小野四倉線 白河石川線 本宮熱海線 小野郡山線 須賀川三春線 二本松金屋線 那須西郷線 伊王野白河線 日立いわき線	国道13号～(主) 上名倉飯坂伊達線 国道4号～白河消防署大信分署 (一) 磐城棚倉停車場線～棚倉土木事務所 国道252号～会津坂下消防署柳津出張所 (主) 喜多方西会津線～(市道) 小原館ノ原線(喜多方消防署山都分署) (一) 旅人勿来線～いわき市役所田入支所 (主) 古殿須賀川線～(一) 母畑須賀川線 国道399号～(一) 神保停車場川前線 (一) 南湖公園線～(一) 母畑白河線 国道49号～(一) 磐梯熱海停車場線 東部ニュータウン入口～(主) 須賀川三春線 (主) 須賀川三春線～中田行政センター (主) 小野郡山線～(主) 小野郡山線 国道288号～(一) 三春日和田線 栃木県境～国道4号 栃木県境～国道289号 (主) 常磐勿来線～勿来土木事務所	川内村道	辰巳町1号線 辰巳町4号線 高山・松之中線 宮渡・町分線	(一) 小名浜港線～1-1号線 (一) 小名浜港線～小名浜港湾建設事務所 臨港道路1号線～小名浜駅 国道399号～富岡消防署 川内出張所・川内村役場
臨港道路	臨港道路1号線 臨港道路2号線 1-1号線	臨港道路2号線～(市道) 高山・松之中線 (一) 小名浜港線～臨港道路1号線 (主) 小名浜四倉線～(市道) 辰巳町1号線 (市道) 辰巳町1号線～道の駅「いわき・ら・ら・ミュウ」			

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

種別	路線名	区間	一般県道	小名浜四倉線	国道6号～小名浜消防署
白河市道	駅前東線 老久保田西郷線 西郷高山西線	新白河駅～国道289号 国道289号～西郷高山西線 老久保西郷線～東北ガス		保原伊達崎桑折線	伊達中央消防署西分署を結ぶ
鏡石町線	開拓中道線 笠石482号線	鏡石消防署を結ぶ 鏡石消防署を結ぶ		丸森梁川線	国道349号～伊達中央消防署北消防署
泉崎村道	上野館中島線 中島闊平線 笹内如信沢線 新田矢吹線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ 矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ 矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ 矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ		中野梶町線	国道399号～福島市役所飯坂支所 喜久田行政センター～奥羽大学を結ぶ
棚倉町道	笹ヶ丘線 上志宝一本松線 古町花園線 合同庁舎線	棚倉消防署を結ぶ 棚倉土木事務所を結ぶ 棚倉土木事務所を結ぶ 棚倉土木事務所を結ぶ		荒井郡山線	国道288号～田村消防署常葉分署 国道4号～(町道)笠石482号線 国道118号～東北電力須賀川電力センター
矢吹町道	八幡町16号線	棚倉矢吹線～矢吹消防署		常葉芦沢線	(主)白河石川線～(一)高萩久田野停車場線
石川町道	104号 201、4047号	飯野三春石川線～石川消防署 いわき石川線～石川土木事務所		玉川鏡石線	国道4号～(一)高萩久田野停車場線
会津若松市道	市町3-34号 一箕3-62号 若3-42号 幹I-12号 幹II-9号 幹I-27号	国土交通省会津若松出張所を結ぶ 会津大学短期大学部を結ぶ 東北電力会津若松支社を結ぶ 鶴ヶ城公園を結ぶ 国道118号～N T T東日本会津支社 国道401号～会津若松警察署 喜多方第一中学校を結ぶ		須賀川二本松線	国道118号～(一)高萩久田野停車場線 (一)母畑白河線～(一)久田野停車場線
喜多方市道	図書館東線 小原館ノ原線 五目赤崎線 塩川喜多方線 役場前通り線 役場前線	会津坂下山都線～喜多方消防署山部分署 熱塩加納山都西会津線～喜多方市役所熱塩加納総合支所 国道121号～喜多方市役所塩川総合支所 喜多方西会津線～喜多方市役所山都総合支所 山都柳津線～喜多方市役所高郷総合支所		久田野停車場線	浅川町役場入口～石川消防浅川分署 (主)矢吹小野線～石川消防署玉川分署
猪苗代町道	東谷地八幡線 風下線	猪苗代町水防センターを結ぶ びわのかげ公園を結ぶ		高萩久田野停車場線	国道118号～(主)棚倉鮫川線 (主)猪苗代塩川線～猪苗代消防署 磐梯出張所
南会津町道	小出・田島線 小塩線 山口24号線	国道401号～南会津消防署伊南出張所 国道401号～南会津町役場伊南総合支所 国道401号～南会津町役場南郷総合支所		社田浅川線	国道121号～喜多方市役所熱塩加納総合支所
南相馬市道	南町北町線 関根小浜線	原町川俣線～東北電力相双営業所 国道6号～合同庁舎線		母畑白河線	国道352号～南会津町役場館岩総合支所 国道399号～いわき市役所小川支所
富岡町道	合同庁舎線	関根小浜線～富岡土木事務所を結ぶ		熱塩加納山都西会津線	国道352号～南会津町役場館岩総合支所 国道399号～いわき市役所小川支所
いわき市道	三箇・吹田線 中之町・根岸線 八反田・平太郎線 南荒蒔・中町線 北荒蒔・後原線 傾城・川平線 日渡・長槻線 上荒川・台山線 川部錦線	いわき石川線～いわき市役所常磐支所 いわき石川線～いわき市役所遠野支所 国道49号からいわき市役所好間支所 四倉久ノ浜線～いわき市役所久ノ浜・大久支所 国道6号～常磐共同ガス 国道49号～21世紀の森公園 奥羽総合病院を結ぶ		栗山館岩線	(主)いわき上三坂小野線～(主)勿来浅川線 (主)小名浜平線～東北電力いわき電力センター (主)小名浜平線～県立いわき公園 国道6号(久之浜バイパス)～ (一)四倉久之浜線 (一)白岩久之浜線～(市道)南荒蒔・中町線(いわき市役所大久・久之浜支所) (市道)高倉坪沢三丁目線～日和田行政センター (主)本宮熱海線～(市道)熱海1号線 (一)大芦鹿島線～(市道)中300号線
				小川赤井平線	
				旅人勿来線	
				甲塚古墳線	
				高久鹿島線	
				白岩久之浜線	
				四倉久之浜線	
				須賀川二本松線	
				磐梯熱海停車場線	
				大芦鹿島線	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

			<p>三春日和田線 神俣停車場川前線</p> <p>福島市道 南向台黒岩線 （都：小倉寺大森線） 泉・萱場線 南町・浅川線</p> <p>神崎・田中内南線 北谷地・長畑線 中町・北内町2号線 旭町・霞町線 太平寺・山口線 御山町・信夫山線 中町・太田町線 太田町・矢剣町2号線 矢剣町・鳥谷下町線</p> <p>二本松市道 字町・五反田線 芳池・つつじ山線</p> <p>伊達市道 西陣場北町線 西裏2号線 館ノ腰町線 館ノ腰西原線</p>	<p>（主）二本松金屋線～西田行政センター （主）小野四倉線～（市道）久保田1号線</p> <p>国土交通省福島国道維持主張所を結ぶ 国道13号～福島消防署清水分署 （市道）北八幡金山線～（市道）金沢立子山線 国道115号～福島南消防署杉妻出張所 国道115号～福島南消防署信夫分署 （主）福島吾妻裏磐梯線～福島市役所吾妻支所 （一）水原福島線～福島市役所信夫支所 国道4号～福島競馬場 （市道）太平寺・山口線（2次）～ （市道）御山町・信夫山線 （市道）太平寺・山口線（3次）～ 信夫山 （一）水原福島線～（市道）太田町・矢剣町2号線 （市道）中町・太田町線～荒川運動公園 福島ガス～（市道）太田町・矢剣町2号線 （主）原町二本松線～安達北消防署東出張所 国道459号～安達北消防署岩代出張所 国道349号～（市道）西裏2号線 （市道）西陣場北町線～伊達市役所霊山総合支所 国道349号～（市道）館ノ腰西原線 （市道）館ノ腰町線～（市道）坂蔭線</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊達市道</td> <td>坂蔭線</td> <td>（市道）館ノ腰西原線～伊達市役所月館総合支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前川原線</td> <td>国道399号～伊達市役所伊達総合支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>梁川駅前線</td> <td>（一）梁川霊山線～伊達市役所梁川総合支所</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	伊達市道	坂蔭線	（市道）館ノ腰西原線～伊達市役所月館総合支所		前川原線	国道399号～伊達市役所伊達総合支所		梁川駅前線	（一）梁川霊山線～伊達市役所梁川総合支所	
種別	路線名	区間														
伊達市道	坂蔭線	（市道）館ノ腰西原線～伊達市役所月館総合支所														
	前川原線	国道399号～伊達市役所伊達総合支所														
	梁川駅前線	（一）梁川霊山線～伊達市役所梁川総合支所														

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

章-節	現行	修正後	修正理由
		郡山市道 高倉坪沢三丁目線 伊賀河原西柳作線 田池池ノ上線 町東二丁目十郎内線 上馬面下河原線 下河原2号線 熱海1号線 中町駅前一丁目線 安積成山線	国道4号～(一)須賀川二本松線 国道4号～(市道)田池池ノ上線 (市道)伊賀河原西柳作線～(市道)町東二丁目十郎内線 (市道)田池池ノ上線～富田行政センター (一)荒井郡山線～(市道)下河原2号線 (市道)上馬面下河原線～喜久田行政センター (一)磐梯熱海停車場線～熱海行政センター (主)小野郡山線～NTT東日本郡山支店 (市道)笹川多田野線～郡山消防署安積分署
		須賀川市道 市1-17号 市1-38号	須賀川土木事務所を結ぶ 国道118号～須賀川消防署長沼分署 (主)船引大越小野線～田村市役所大越行政局
		田村市道 水神宮線 古道線 道場小路金勝寺線	国道399号～田村市役所都路行政局 国道4号～(主)白河羽鳥線
		白河市道 駅前東線 鏡石町道 開拓中道線 笠石482号線	新白河駅～国道289号 鏡石消防署を結ぶ 鏡石消防署を結ぶ
		泉崎村道 上野館中島線 中島関平線 桎内如信沢線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ 矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ 矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
		棚倉町道 新田矢吹線 笹ヶ丘線 上志宝一本松線 古町花園線 合同庁舎線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ 棚倉消防署を結ぶ 棚倉土木事務所を結ぶ 棚倉土木事務所を結ぶ 棚倉土木事務所を結ぶ
		矢吹町道 鍋内平鉢線	(主)棚倉矢吹線～(町道)文京町12号線
		文京町12号線	(町道)鍋内平鉢線～矢吹消防署
		石川町道 104号	(主)飯野三春石川線～石川消防署

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

			201、4047号 浅川町道 山敷田背戸谷地線 会津若松市道 町3-34号 町3-115号 幹I-9号 一箕3-62号 若3-42号 幹I-27号 幹II-9号 幹I-4号 一箕3-243号 喜多方市道 小原館ノ原線 五目赤崎線 塩川喜多方線 役場前通り線 役場前線 ひざわ湖線 猪苗代町道 東谷地八幡線 南会津町道 小出・田島線 館跡五線 山口24号線 会津美里町道 農道454号線 町道13257号線 南相馬市道 南町北町線	(主) いわき石川線～石川土木事務所 (一) 社田浅川線～石川消防署浅川分署 (市道) 町3-115号～国土交通省会津若松出張所 国道49号～(市道) 町3-34号 (主) 会津若松裏磐梯線～(市道) 一箕3-62号 (市道) 幹I-9号～会津大学短期大学部 東北電力会津若松支社を結ぶ 国道401号～(主) 会津若松裏磐梯線 (市道) 幹II-9号(2次)～NTT東日本会津支店 国道49号～(市道) 一箕3-243号 (市道) 幹I-4号～会津大学 (主) 会津坂下山都線～喜多方消防署山都分署 (一) 熱塩加納山都西会津線～喜多方市役所熱塩加納総合支所 国道121号～喜多方市役所塩川総合支所 (主) 喜多方西会津線～喜多方市役所山都総合支所 (一) 山都柳津線～喜多方市役所高郷総合支所 国道121号～大峠・日中総合管理事務所 猪苗代水防センターを結ぶ 国道401号～(町道) 館跡五線～国道401号 (町道) 小出・田島線～南会津町役場伊南総合支所 国道289号～南会津町役場南郷総合支所 国道401号～(町道) 町道13257号線 (農道) 農道454号線～会津美里消防署 (主) 原町川俣線～東北電力相双電力センター	
--	--	--	--	--	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>別表 2 (略) 別表 3 (略) <u>(新設)</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1030 186 1153 630">富岡町道 いわき市道</td> <td data-bbox="1153 186 1288 630">中300号線 合同庁舎線 三箇・吹谷線 中之町・根岸線 八反田・平太郎線 中川原・外川原線 南荒蒔・中町線 上荒川・台山線 新町戸田線</td> <td data-bbox="1288 186 1702 630">(一) 大芦鹿島線～南相馬消防署鹿島分署 富岡消防署～富岡土木事務所を結ぶ (主) いわき石川線～いわき市役所常磐支所 (主) いわき石川線～いわき市役所遠野支所 国道49号～(市道) 中川原・外川原線 (市道) 八反田・平太郎線～いわき市役所好間支所 (一) 四倉久之浜線～いわき市役所久之浜・大久支所 国道49号～21世紀の森公園 四倉支所を結ぶ</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1030 670 1153 694">種別</th> <th data-bbox="1153 670 1332 694">路線名</th> <th data-bbox="1332 670 1702 694">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1030 694 1153 805">いわき市道</td> <td data-bbox="1153 694 1332 805">久保田1号線 荒神作・勝負作線</td> <td data-bbox="1332 694 1702 805">(一) 神俣停車場川前線～いわき市役所川前支所 (一) 高久鹿島線～県立いわき公園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1030 805 1153 909">新地町道</td> <td data-bbox="1153 805 1332 909">駒ヶ嶺新地線 町民グラウンド線</td> <td data-bbox="1332 805 1702 909">(町道) 富倉赤紫線～(町道) 町民グラウンド線 (町道) 駒ヶ嶺新地線～新地町総合運動公園</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2 (略) 別表 3 (略) <u>別表 4</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="985 1053 1176 1093">施設名</th> <th data-bbox="1176 1053 1556 1093">所在地</th> <th data-bbox="1556 1053 1702 1093">管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="985 1093 1176 1165">福島県復興祈念公園</td> <td data-bbox="1176 1093 1556 1165">双葉町大字中野、大字中浜、大字両竹地内 浪江町大字両竹、大字中浜地内</td> <td data-bbox="1556 1093 1702 1165">福島県、 国土交通省</td> </tr> </tbody> </table>	富岡町道 いわき市道	中300号線 合同庁舎線 三箇・吹谷線 中之町・根岸線 八反田・平太郎線 中川原・外川原線 南荒蒔・中町線 上荒川・台山線 新町戸田線	(一) 大芦鹿島線～南相馬消防署鹿島分署 富岡消防署～富岡土木事務所を結ぶ (主) いわき石川線～いわき市役所常磐支所 (主) いわき石川線～いわき市役所遠野支所 国道49号～(市道) 中川原・外川原線 (市道) 八反田・平太郎線～いわき市役所好間支所 (一) 四倉久之浜線～いわき市役所久之浜・大久支所 国道49号～21世紀の森公園 四倉支所を結ぶ	種別	路線名	区間	いわき市道	久保田1号線 荒神作・勝負作線	(一) 神俣停車場川前線～いわき市役所川前支所 (一) 高久鹿島線～県立いわき公園	新地町道	駒ヶ嶺新地線 町民グラウンド線	(町道) 富倉赤紫線～(町道) 町民グラウンド線 (町道) 駒ヶ嶺新地線～新地町総合運動公園	施設名	所在地	管理者	福島県復興祈念公園	双葉町大字中野、大字中浜、大字両竹地内 浪江町大字両竹、大字中浜地内	福島県、 国土交通省	<p>2-8 第1章第1 8の新設に伴い追加</p>
富岡町道 いわき市道	中300号線 合同庁舎線 三箇・吹谷線 中之町・根岸線 八反田・平太郎線 中川原・外川原線 南荒蒔・中町線 上荒川・台山線 新町戸田線	(一) 大芦鹿島線～南相馬消防署鹿島分署 富岡消防署～富岡土木事務所を結ぶ (主) いわき石川線～いわき市役所常磐支所 (主) いわき石川線～いわき市役所遠野支所 国道49号～(市道) 中川原・外川原線 (市道) 八反田・平太郎線～いわき市役所好間支所 (一) 四倉久之浜線～いわき市役所久之浜・大久支所 国道49号～21世紀の森公園 四倉支所を結ぶ																			
種別	路線名	区間																			
いわき市道	久保田1号線 荒神作・勝負作線	(一) 神俣停車場川前線～いわき市役所川前支所 (一) 高久鹿島線～県立いわき公園																			
新地町道	駒ヶ嶺新地線 町民グラウンド線	(町道) 富倉赤紫線～(町道) 町民グラウンド線 (町道) 駒ヶ嶺新地線～新地町総合運動公園																			
施設名	所在地	管理者																			
福島県復興祈念公園	双葉町大字中野、大字中浜、大字両竹地内 浪江町大字両竹、大字中浜地内	福島県、 国土交通省																			
2-9	<p>第1 避難計画の策定 (一部略) 市町村は、 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者</p>	<p>第1 避難計画の策定 (一部略) 市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>																		

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすいように場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項</p> <p>(1) 給水・給食措置</p> <p>ア 飲料水・食料の備蓄</p> <p>飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。</p> <p>その際、<u>アルファ</u>米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。</p> <p>イ 生活用水の確保</p> <p>飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう給水タンク、貯水槽、<u>井戸</u>等の整備に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすいように場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項</p> <p>(1) 給水・給食措置</p> <p>ア 飲料水・食料の備蓄</p> <p>飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。</p> <p>その際、<u>アルファ化</u>米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。</p> <p>イ 生活用水の確保</p> <p>飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう給水タンク、貯水槽等の整備に努めるものとする。<u>また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により代替水源の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>名称の適正化</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
2-9	<p>第3 指定避難所の指定</p> <p>1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。</p> <p>ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね<u>2</u>平方メートル以上とする。</p>	<p>第3 指定避難所の指定</p> <p>1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。</p> <p>ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね<u>3.5</u>平方メートル以上とする。</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」内閣府（防災担当）、令和6年12月改定による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
	2～5 （略） 6 指定した避難所の運営・管理 (1)～(2) （略） (3) <u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u>	2～5 （略） 6 指定した避難所の運営・管理 (1)～(2) （略） <u>(3) (削除)</u> <u>以下、附番の繰り上げ</u>	防災基本計画の修正による 備蓄について2-11 第1章へ再配置
2-10	表題関係機関名および第1の1(3)イ 一社)福島県臨床衛生検査技師会	表題関係機関名 (一社)福島県臨床検査技師会	名称の適正化
2-10	第1 医療(助産)救護体制の整備 1～3 (略) <u>(新設)</u> 4～10 (略) 11 医療関係者に対する訓練等の実施 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>	第1 医療(助産)救護体制の整備 1～3 (略) 4 <u>保健師等チームの整備</u> <u>県(健康衛生総室)は保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上に努めるものとする。</u> <u>(以下附番の適正化)</u> 12 医療関係者に対する訓練等の実施 (1)～(2) (略) <u>(3) 県(保健福祉部)は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による
2-11	第11節 食料等の____調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備 (節概要) 県、市町村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等____及び確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。 また、県民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等	第11節 食料等の <u>備蓄</u> ・調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備 (節概要) 県、市町村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の <u>備蓄及び</u> 確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正による ・物資の備蓄の新設に伴う適正化 ・携行品の整理

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。</p> <p><u>第1（新設）</u></p>	<p>また、県民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、<u>貴重品類、その他必要最低限の日用品等の避難の支障にならないもの</u>）を日ごろから備えておくものとする。</p> <p><u>第1 物資の備蓄</u></p> <p><u>1 物資の備蓄体制</u></p> <p><u>市町村は避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を保有し、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、トイレト Paper、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資及び医療機器蓄電装置等の医療的ケアを行うために必要な機材等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。</u></p> <p><u>県（危機管理総室）は避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し、不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く県民に公表するものとする。</u></p> <p><u>2 物資の備蓄状況の把握</u></p>	
--	---	--	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>第1 食料、生活物資等の調達及び確保 (略)</p> <p>第2 飲料水の確保 (略)</p> <p>第3 物資輸送力の把握 (略)</p> <p>第4 防災資機材等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 備蓄倉庫等の整備 市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。 県（環境保全総室）は、指針に基づき、適正処理を確保し</p>	<p>県（危機管理総室）及び市町村は、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の情報を把握するものとする。</u></p> <p>第2 食料、生活物資等の調達及び確保 (略)</p> <p>第3 飲料水の確保 (略)</p> <p>第4 物資輸送力の把握 (略)</p> <p>第5 防災資機材等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 備蓄倉庫等の整備 市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、<u>新物資システム（B-PLo）等</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>第6 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。 県（環境保全総室）は、指針に基づき、適正処理を確保し</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
--	---	---	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 (新設)</u></p> <p>第5 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築 市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難支援計画の作成</u>、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p>第6 社会福祉施設等における対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 防災教育・防災訓練の充実 (一部略)</p> <p>なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施</p>	<p>導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。<u>(削除)</u></p> <p>(以下略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 個別避難計画の制度の周知・啓発</u> <u>県(危機管理総室、保健福祉総室)および市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>第5 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築 市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p>第6 社会福祉施設等における対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 防災教育・防災訓練の充実 (一部略)</p> <p>なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>水防法改正に伴う修正 国土交通省 水防法 https://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html</p>
--	--	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>するものと_____する。</p> <p>第6～10（略）</p> <p>第11 避難所における要配慮者支援 1～2（略）</p> <p>3 災害派遣福祉チーム_____の派遣体制の整備</p>	<p>するものとし、<u>計画の作成・修正及び訓練の実施結果について、市町村に報告するものとする。</u></p> <p>第6～10（略）</p> <p>第11 避難所における要配慮者支援 1～2（略）</p> <p>3 災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> の派遣体制の整備</p>	<p>防災基本計画の修正による 本項以外も「災害派遣福祉チーム」の後ろに <u>(DWAT)</u> と表記する</p>
2-17	<p>第1 ボランティア活動の意義</p> <p>災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。</p> <p>こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、県（生活福祉総室）は、県社会福祉協議会等と平時から災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。</p> <p>なお、県（生活福祉総室）及び市町村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める<u>ものとする。</u></p>	<p>第1 ボランティア活動の意義</p> <p>災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。</p> <p>こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、県（生活福祉総室）は、県社会福祉協議会等と平時から災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。</p> <p>なお、県（生活福祉総室）及び市町村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める<u>とともに、休暇の取得促進、その他ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
2-17	<p>第3 ボランティアとの連携体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 コーディネート体制の整備（一部略）</p> <p>県（_____生活福祉総室）においては、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努め、_____<u>当該災害中間支援組織や</u>県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるとともに～（略）</p> <p>3 ボランティア活動保険</p>	<p>第3 ボランティアとの連携体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 コーディネート体制の整備（一部略）</p> <p>県（<u>危機管理総室、</u>生活福祉総室）においては、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努め、<u>県（生活福祉総室）においては、</u>県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるとともに～（略）</p> <p>3 ボランティア活動保険</p>	<p>現状危機管理総室においても、当該業務を行っているため追加修正</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>県（生活福祉総室）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、<u> </u>ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。</p> <p>4 ボランティアとの連携体制の構築 <u> </u> <u> </u> <u> </u>県（<u> </u>生活福祉総室）は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録<u> </u><u> </u>、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、<u> </u><u> </u>研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>県（生活福祉総室）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、<u>災害</u>ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。</p> <p>4 ボランティアとの連携体制の構築 <u>国（内閣府）は、被災者援護協力団体（NPO、ボランティア団体等）の登録及びそのデータベースの整備を進め、県（危機管理総室、生活福祉総室）は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録を推進するとともに、県（生活福祉総室）は、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、<u>県社会福祉協議会が実施する</u>研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>現状危機管理総室においても、当該業務を行っているため追加修正</p> <p>実施主体を記載</p>
2-20	<p>第2 民間事業者・団体との災害時応援協定 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物流、物資配送等の災害対応業務 県（危機管理総室）は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者に物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、(公社)福島県トラック協会、福島県倉庫協会と災害時応援協定を締結し県災害対策本部に参画する体制を整備するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、<u>あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村と民間事業者等との協定締結 市町村は、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との<u> </u>応援協定を締結し、災害に備えること。</p>	<p>第2 民間事業者・団体との災害時応援協定 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物流、物資配送等の災害対応業務 県（危機管理総室）は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者に物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、(公社)福島県トラック協会、福島県倉庫協会と災害時応援協定を締結し県災害対策本部に参画する体制を整備するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、<u>物資の輸送拠点を速やかに開設し、民間事業者との災害時応援協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村と民間事業者等との協定締結 市町村は、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との<u>災害時</u>応援協定を締結し、災害に備えること。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による。</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
 修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
	<u>(追加)</u>	<u>また、県（危機管理総室）は市町村に対して災害時応援協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するものとする。</u>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

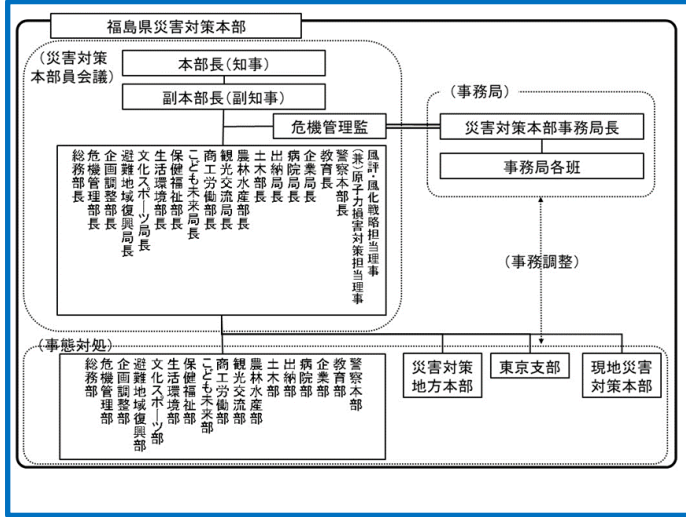
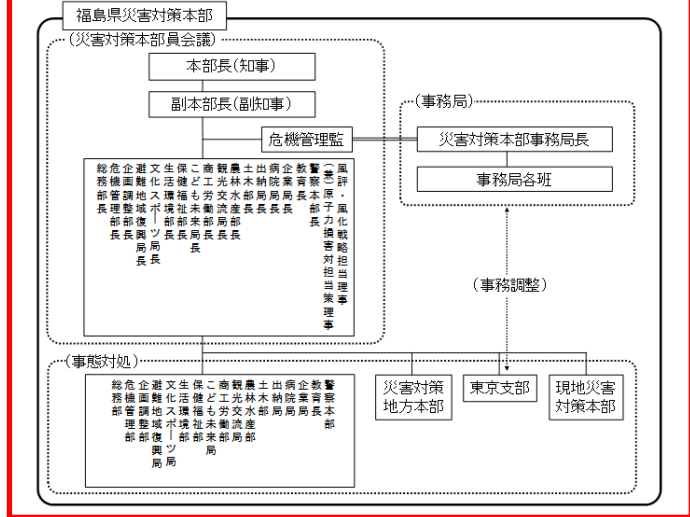
修正理由

<p>3</p>	<p>担当部署の記載について</p> <p><u>○ 県の災害対応について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害対策本部が設置される場合</u> <p><u>県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。</u></p> <p><u>災害対策本部には、各部局から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部局・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、災害対策本部事務局各班は、所掌事務に係る各部各班と連絡調整を行うとともに、事務の実施についての指示及び進捗状況の把握を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害対策本部が設置されない場合</u> <p><u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部局・総室において、平時の所掌事務に関する災害応急対応を実施することとする。</u></p> <p><u>※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部局・総室として対応する。</u></p> <p><u>○ 担当部署の記載について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第3章の担当部署の記載について</u> <p>第3章災害応急対策計画では、第1節第2 1 (1)の県災害対策本部が設置された場合を想定して、県の災害発生時の業務について、災害応急対応の主体となる部署を明記した。</p> <p>しかし、県災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあり、その場合は各部・班体制の記載は各総室に読み替え、災害対策本部事務局各班の記載は危機管理総室ほか関係各総室と読み替えて対応する。</p> <p>ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進める</p>	<p>担当部署の記載について</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3章災害応急対策計画では、第1節第2 1 (1)の県災害対策本部が設置された場合を想定して、県の災害発生時の業務について、災害応急対応の主体となる部署を明記した。</p> <p>しかし、県災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあり、その場合は各部・班体制の記載は各総室に読み替え、災害対策本部事務局各班の記載は危機管理総室ほか関係各総室と読み替えて対応する。</p> <p>ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進め</p>	<p>第2章序文にて災害対応体制、災害対策本部等に説明しているため、本章は「担当部署の記載について」を残し削除（図表等も削除）。</p>
----------	---	--	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>こととなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むこととする。</p>	<p>ることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むこととする。</p>	
<p>3-1</p>	<p>第2 県の活動体制（県災害対策本部） 1～6（略） 7 県災害対策本部組織 (1)（略） ア 福島県災害対策本部組織編成表</p>  <p>(2) 県災害対策本部事務局組織 (略) ア (略)</p> <p>班及び構成</p> <p>総括班（総員39名） <ユニット> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <構成員></p>	<p>第2 県の活動体制（県災害対策本部） 1～6（略） 7 県災害対策本部組織 (1)（略） ア 福島県災害対策本部組織編成表</p>  <p>(2) 県災害対策本部事務局組織 (略) ア (略)</p> <p>班及び構成</p> <p>総括班（総員39名） <ユニット> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <構成員></p>	<p>図を見やすく修正</p> <p>組織改編に伴う、再配置及び適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>班 長：災害対策課長 副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹 班 員： (ユニットリーダーの管理職) 消防保安課副課長1名、原子力安全対策課主幹1名 企画調整部及び病院局から各1名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名 企画調整部から2名、総務部から1名 (その他の者) 災害対策課及び原子力安全対策課から各3名 危機管理課から2名、消防保安課から1名、 企画調整部から3名総務部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各2名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各1名</p> <p>避難支援班（総員24名） <ユニット> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <構成員> 班 長：生活環境総務課長 副班長：避難者支援課長、技術管理課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 災害対策課から1名 避難地域復興局及び土木部から各1名 (その他の者) 消防保安課から3名 原子力安全対策課から2名 危機管理課及び災害対策課から各1名 生活環境部から3名、教育庁から2名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各1名</p>	<p>班 長：災害対策課長 副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹 班 員： (ユニットリーダーの管理職) 消防保安課副課長1名、原子力防災課主幹1名 企画調整部及び病院局から各1名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名 企画調整部から2名、総務部から1名 (その他の者) 災害対策課 _____ から 3名 危機管理課、消防保安課及び原子力安全総室から各2名 企画調整部から3名総務部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各2名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各1名</p> <p>避難支援班（総員24名） <ユニット> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <構成員> 班 長：生活環境総務課長 副班長：避難者支援生活課長、技術管理課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 災害対策課から1名 避難地域復興局及び土木部から各1名 (その他の者) 消防保安課から3名、災害対策課及び原子力安全総室から各2名 生活環境部から3名、教育庁から2名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各1名</p>	
--	---	---	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>情報班（総員39名）</p> <p><ユニット></p> <p>① 即報作成・広報ユニット</p> <p>② 人的被害・住家被害情報ユニット</p> <p>③ インフラ被害情報ユニット</p> <p>④ 問合せ対応ユニット</p> <p><構成員></p> <p>班 長：危機管理課長</p> <p>副班長：県民広聴室長、企業総務課長、統計課主幹</p> <p>班 員：</p> <p>（ユニットリーダーの管理職）</p> <p>総務部及び生活環境部から各1名</p> <p>（ユニットリーダーの主任主査又は主査）</p> <p>保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各1名</p> <p>（その他の者）</p> <p>災害対策課から3名、消防保安課から2名</p> <p>危機管理課及び原子力安全対策課から各1名</p> <p>生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名</p> <p>総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名</p> <p>企画調整部、病院局及び企業局から各1名</p>	<p>情報班（総員39名）</p> <p><ユニット></p> <p>① 即報作成・広報ユニット</p> <p>② 人的被害・住家被害情報ユニット</p> <p>③ インフラ被害情報ユニット</p> <p>④ 問合せ対応ユニット</p> <p><構成員></p> <p>班 長：危機管理課長</p> <p>副班長：県民広聴室長、企業総務課長、統計課主幹</p> <p>班 員：</p> <p>（ユニットリーダーの管理職）</p> <p>総務部及び生活環境部から各1名</p> <p>（ユニットリーダーの主任主査又は主査）</p> <p>保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各1名</p> <p>（その他の者）</p> <p>災害対策課から3名、消防保安課から2名</p> <p>危機管理課及び原子力安全総室から各1名</p> <p>生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名</p> <p>総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名</p> <p>企画調整部、病院局及び企業局から各1名</p>	<p>建築指導課民間借り上げ担当の業務が終結するため</p>
	<p>活動支援班（略）</p>	<p>活動支援班（略）</p>	
	<p>被災者支援班</p> <p><ユニット></p> <p>（略）</p> <p><構成員></p> <p>班 長：災害対策課主幹</p> <p>副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職</p> <p>（以下略）</p>	<p>被災者支援班</p> <p><ユニット></p> <p>（略）</p> <p><構成員></p> <p>班 長：災害対策課主幹</p> <p>副班長：建築総室管理職、土木部管理職、総務部管理職</p> <p>（以下略）</p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>物資班（総員33名）</p> <p><ユニット></p> <p>① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット ③ 輸送調整ユニット</p> <p><構成員></p> <p>班 長：商工総務課長 副班長：農林総務課長、出納総務課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 (その他の者) <u>危機管理課から2名、災害対策課から1名</u> 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、子ども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p>	<p>物資班（総員33名）</p> <p><ユニット></p> <p>① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット ③ 輸送調整ユニット</p> <p><構成員></p> <p>班 長：商工総務課長 副班長：農林総務課長、出納総務課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 (その他の者) <u>消防保安課、災害対策課及び原子力安全総室から各1名</u> 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、子ども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p>	
	<p>原子力班（総員30名）</p> <p><ユニット></p> <p>① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ <u>モニタリングユニット</u></p> <p><構成員></p> <p>班 長：原子力安全対策課長 副班長：<u>放射線監視室長、原子力安全対策課主幹</u> 班 員： (ユニットリーダーの主任主査等) <u>原子力安全対策課から3名、放射線監視室から1名</u> (その他の者) <u>原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名</u></p>	<p>原子力班（総員20名）</p> <p><ユニット></p> <p>① 原子力災害対策・<u>モニタリング</u>ユニット ② 発電所監視ユニット <u>(削除)</u></p> <p><構成員></p> <p>班 長：原子力<u>防災</u>課長 副班長：<u>原子力安全対策課長</u> 班 員： <u>(ユニットリーダーの管理職)</u> <u>原子力安全総室から3名</u> (ユニットリーダーの主任主査等) <u>原子力安全総室から1名</u> (その他の者) <u>原子力安全総室から14名</u></p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>警察班（略）</p> <p>プロジェクトチーム（略）</p> <p>(ア)～(エ)（略）</p> <p>イ 略）</p> <p>ウ ユニットリーダー及び分掌事務</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 避難支援班 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th> <th>リーダー</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難アセスメント ユニット</td> <td>生活環境総務課長 <u>避難者支援課長</u> 技術管理課長</td> <td> 1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部<u>保健福祉医療調整本部</u>等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る応援職員への研修<u>及び当該活動に係る応援職員への支援</u>に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>避難支援ユニット（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ)～(エ)（略）</p> <p>(オ)被災者支援班 （略）</p>	ユニット	リーダー	分掌事務	避難アセスメント ユニット	生活環境総務課長 <u>避難者支援課長</u> 技術管理課長	1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部 <u>保健福祉医療調整本部</u> 等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る応援職員への研修 <u>及び当該活動に係る応援職員への支援</u> に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。	避難支援ユニット（略）			<p>警察班（略）</p> <p>プロジェクトチーム（略）</p> <p>(ア)～(エ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ ユニットリーダー及び分掌事務</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 避難支援班 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th> <th>リーダー</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難アセスメント ユニット</td> <td>生活環境総務課長 <u>避難者支援生活課長</u> 技術管理課長</td> <td> 1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部<u>保健医療福祉調整本部</u>等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る応援職員への研修 _____ _____に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>避難支援ユニット（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ)～(エ)（略）</p> <p>(オ)被災者支援班 （略）</p>	ユニット	リーダー	分掌事務	避難アセスメント ユニット	生活環境総務課長 <u>避難者支援生活課長</u> 技術管理課長	1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部 <u>保健医療福祉調整本部</u> 等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る応援職員への研修 _____ _____に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。	避難支援ユニット（略）			<p>組織改編に伴う適正化</p> <p>名称の適正化</p> <p>・避難支援ユニットにも同様の内容の記載があるため削除</p> <p>・マニュアル上は、応援職員の支援に関しては、避難支援ユニットが対応する</p>
ユニット	リーダー	分掌事務																			
避難アセスメント ユニット	生活環境総務課長 <u>避難者支援課長</u> 技術管理課長	1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部 <u>保健福祉医療調整本部</u> 等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る応援職員への研修 <u>及び当該活動に係る応援職員への支援</u> に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。																			
避難支援ユニット（略）																					
ユニット	リーダー	分掌事務																			
避難アセスメント ユニット	生活環境総務課長 <u>避難者支援生活課長</u> 技術管理課長	1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部 <u>保健医療福祉調整本部</u> 等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る応援職員への研修 _____ _____に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。																			
避難支援ユニット（略）																					

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	ユニット	リーダー	分掌事務		ユニット	リーダー	分掌事務	
	借上住宅ユニット	避難地域復興局管理職 建築指導課主幹	1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に関すること。 2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への応援に（削除）関すること		借上住宅ユニット	避難地域復興局管理職 建築総室管理職	1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に関すること。 2 賃貸型応急住宅の契約事務に関すること	建築指導課民間借り上げ担当（建築班）の業務が終結するため
	(カ) (略)				(カ) (略)			

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

(キ) 原子力班 (略)			(キ) 原子力班 (略)			組織改編に伴う修正（事務分掌は、 災害対策本部規程より転記）
ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌	
原子力災害 対策 _____	原子力安全対策 課主任主査	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 原子力防災緊急時連絡網システムに関する事。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関する事。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関する事。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関する事。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関する事。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関する事。 (新設) 10 原子力班の総括に関する事。	原子力災害 対策・モニ タリングユ ニット	原子力防災課長 原子力安全総室 管理職	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 原子力防災緊急時連絡網システムに関する事。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関する事。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関する事。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関する事。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関する事。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関する事。 10 緊急時モニタリングに関する事。 11 原子力班の総括に関する事。	
発電所監視 ユニット	(新設) _____	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する事。 2 原子力事業者との連絡調整に関する事。	発電所監視 ユニット	原子力安全対策 課長 原子力安全総室 管理職 原子力安全対策 課主任主査等	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する事。 2 原子力事業者との連絡調整に関する事。	
モニタリン グユニット	放射線監視室主 任主査等	1 緊急時モニタリングに関する事。	(削除)			
(ク) (略)			(ク) (略)			

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>エ（略） (3) 部・班事務分掌 （略） ア（略） イ 特定事務分掌 総務部（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 405 315 743">危機管理部</td> <td data-bbox="315 405 389 743">危機管理班</td> <td data-bbox="389 405 902 743"> 1 部内の連絡調整に関すること__ 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること__ (新設) </td> <td data-bbox="902 405 974 743"></td> </tr> </table> <p>企画調整部～生活環境部（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 778 315 960">保健福祉部</td> <td data-bbox="315 778 389 960">健康衛生班</td> <td data-bbox="389 778 902 960"> 1～10（略） 11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。____ _____ _____ 12～19（略） </td> <td data-bbox="902 778 974 960"></td> </tr> </table> <p>商工労働部～農林水産部（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 1027 315 1123">土木部</td> <td data-bbox="315 1027 389 1123">建築班</td> <td data-bbox="389 1027 902 1123"> 1～4（略） 5 賃貸型応急住宅に関すること（契約事務等）。（削除） </td> <td data-bbox="902 1027 974 1123"></td> </tr> </table>	危機管理部	危機管理班	1 部内の連絡調整に関すること__ 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること__ (新設)		保健福祉部	健康衛生班	1～10（略） 11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。____ _____ _____ 12～19（略）		土木部	建築班	1～4（略） 5 賃貸型応急住宅に関すること（契約事務等）。（削除）		<p>エ（略） (3) 部・班事務分掌 （略） ア（略） イ 特定事務分掌 総務部（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="990 405 1055 743">危機管理部</td> <td data-bbox="1055 405 1128 743">危機管理班</td> <td data-bbox="1128 405 1641 743"> 1 部内の連絡調整に関すること。<u>。</u> 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること。<u>。</u> 1 原子力安全対策に関する総合調整に関すること。（原子力災害対策本部設置時は、災害対策本部事務局が実施する。） 2 原子力災害に関する業務支援及び助言に関すること。 </td> <td data-bbox="1641 405 1713 743"></td> </tr> </table> <p>企画調整部～生活環境部（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="990 778 1055 960">保健福祉部</td> <td data-bbox="1055 778 1128 960">健康衛生班</td> <td data-bbox="1128 778 1641 960"> 1～10（略） 11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。（<u>統括災害薬事コーディネーターによる医薬品等の調整及び薬剤師の派遣調整等を含む。</u>） 12～19（略） </td> <td data-bbox="1641 778 1713 960"></td> </tr> </table> <p>商工労働部～農林水産部（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="990 1027 1055 1123">土木部</td> <td data-bbox="1055 1027 1128 1123">建築班</td> <td data-bbox="1128 1027 1641 1123"> 1～4（略） (削除) 以下、附番の切り上げ </td> <td data-bbox="1641 1027 1713 1123"></td> </tr> </table>	危機管理部	危機管理班	1 部内の連絡調整に関すること。 <u>。</u> 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること。 <u>。</u> 1 原子力安全対策に関する総合調整に関すること。（原子力災害対策本部設置時は、災害対策本部事務局が実施する。） 2 原子力災害に関する業務支援及び助言に関すること。		保健福祉部	健康衛生班	1～10（略） 11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。（ <u>統括災害薬事コーディネーターによる医薬品等の調整及び薬剤師の派遣調整等を含む。</u> ） 12～19（略）		土木部	建築班	1～4（略） (削除) 以下、附番の切り上げ		<p>令和7年4月1日付けで「福島県災害薬事コーディネーター設置要綱」を定め、「福島県保健医療福祉調整本部設置要綱」を改定し、保健医療福祉調整本部の構成員に統括災害薬事コーディネーター、保健医療福祉調整地方本部の構成員に地域災害薬事コーディネーターを加えたことによる修正</p> <p>建築指導課民間借り上げ担当の業務が終結するため</p>
危機管理部	危機管理班	1 部内の連絡調整に関すること__ 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること__ (新設)																									
保健福祉部	健康衛生班	1～10（略） 11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。____ _____ _____ 12～19（略）																									
土木部	建築班	1～4（略） 5 賃貸型応急住宅に関すること（契約事務等）。（削除）																									
危機管理部	危機管理班	1 部内の連絡調整に関すること。 <u>。</u> 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること。 <u>。</u> 1 原子力安全対策に関する総合調整に関すること。（原子力災害対策本部設置時は、災害対策本部事務局が実施する。） 2 原子力災害に関する業務支援及び助言に関すること。																									
保健福祉部	健康衛生班	1～10（略） 11 医薬品その他衛生材料の確保及び配分に関すること。（ <u>統括災害薬事コーディネーターによる医薬品等の調整及び薬剤師の派遣調整等を含む。</u> ） 12～19（略）																									
土木部	建築班	1～4（略） (削除) 以下、附番の切り上げ																									

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>～その他委員会事務局（略）</p> <p>(4) 災害対策地方本部組織 ウ 災害対策地方本部事務分掌</p> <p>(イ) 実働班 b 特定事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="250 359 958 467"> <tr> <td>保健福祉班</td> <td>8</td> <td>医薬品その他衛生材料の確保及 び・配分に関すること。</td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p>	保健福祉班	8	医薬品その他衛生材料の確保及 び・配分に関すること。	<p>～その他委員会事務局（略）</p> <p>(4) 災害対策地方本部事務分掌</p> <p>(イ) 実働班 b 特定事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="990 359 1697 467"> <tr> <td>保健福祉班</td> <td>8</td> <td><u>地域災害薬事コーディネーターによる薬剤師の派遣調整、派遣された薬剤師との連絡調整及び医薬品その他衛生材料の確保・配分に関すること。</u></td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p>	保健福祉班	8	<u>地域災害薬事コーディネーターによる薬剤師の派遣調整、派遣された薬剤師との連絡調整及び医薬品その他衛生材料の確保・配分に関すること。</u>	<p>「福島県災害薬事コーディネーター」に関する修正と同様</p>
保健福祉班	8	医薬品その他衛生材料の確保及 び・配分に関すること。							
保健福祉班	8	<u>地域災害薬事コーディネーターによる薬剤師の派遣調整、派遣された薬剤師との連絡調整及び医薬品その他衛生材料の確保・配分に関すること。</u>							
<p>3-3</p>	<p>第1 気象特別警報・警報・注意報等について</p> <p>1 定義と種類について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 種類 ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報 (ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(新設)</u> <u>オ その他</u> <u>火災気象通報</u> <u>(略)</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準</p> <p>(1) 発表基準 ア～ク (略)</p> <p>ケ 特別警報の伝達 (ア)(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)東(西)日本電信電話(株) (NTTコムウェア(株))</u> は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町村に通知するよう努める。 (以下略)</p>	<p>第1 気象特別警報・警報・注意報等について</p> <p>1 定義と種類について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 種類 ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報 (ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(ク) 火災気象通報</u> <u>(略)</u> <u>(削除)</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準</p> <p>(1) 発表基準 ア～ク (略)</p> <p>ケ 特別警報の伝達 (ア)(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)NTT 東日本(株)、NTT 西日本(株)</u> は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町村に通知するよう努める。 (以下略)</p>	<p>項目の適正化</p> <p>社名の適正化</p>						

(別表2)洪水警報基準

市町村等 指定川名	市町村等	流域雨量指標基準	警報基準*	指定河川洪水警報による基準	
中通り北部	福島市	雄勝川流域①4、小黒川流域①0.5、 阿武隈川流域①1.5、吾妻川流域①7	宇都川流域①5、21.0	福島県宇都川(中野町)	
	須賀川市	真野川流域②2、磐前川流域②2、 小黒川流域②8、野川流域②9	小黒川流域①7、16.2	福島県新田川(保原町)	
	新地町	三ノ瀬川流域②8、砂子川流域②8、 立田川流域②4、台地田川流域②9、 扇川流域②7、野川流域②7	-	-	
	藤枝町	新田川流域①9、其瀬川流域①2.5、 磐梯川流域①1.2	-	-	
	北郷町	北郷川流域①9、奥馬川流域①2.4	-	-	
中通り中部	楢葉町	赤戸川流域③4.9、赤川川流域①6.2	-	-	
	富岡町	富岡川流域③9、紅葉川流域③2、 扇川流域③1	-	-	
	川内町	赤戸川流域③2、小高川流域③9、 長瀬川流域③0.4	-	-	
	大和町	扇川流域③4、磯川流域③10.9	-	-	
	双葉町	新田川流域①5.1、宍川流域②9	新田川流域①5、14.3	-	
	浪江町	高瀬川流域②5.7、鎌戸川流域②9	鎌戸川流域①8、6.1	-	
	原町	荒尾川流域③5、野川流域③16	-	-	
	二本柳町	仁寿川流域①7.6、駒川流域①4.6、 足尾川流域②0.5、駒川流域①4、26.9、 大久保川流域①7.6、常盤川流域①7.7、 藤原川流域①0.1、磐田川流域①0、7.9、 三谷川流域②2、宮川流域②6、 雫川流域②2	駒川流域①6、9.9、 駒川流域①4、26.9、 藤原川流域①7.2、2.2、 磐田川流域①0、7.9、 栗井川流域②0、40.0、 宮川流域②6、5.7	福島県栗井川(小川>鎌田)	
	中通り南部	福島市	一ノ戸川流域②2.6、瀬川流域②1.6、 田代川流域②1.6、大黒川流域①9.6、 常盤川流域①9.6、磯川流域①9.6	一ノ戸川流域②5、22.0、 大黒川流域②0、17.0、 磯川川流域②0、7.4	阿賀川(馬越-宮古-山科)
		北塩原村	大黒川流域①4.4、三谷川流域①6.4、 常盤川流域①9.9	-	-
西会津町		扇川流域①6.2、野川流域①9.3、 轟谷川流域①2.2、磐前川流域①9.7	扇川流域①6、16.1、 轟谷川流域②0、69.2	-	
磐梯町		扇川流域②6、宇都川流域②9.9、 奥川流域②6	扇川流域②6、69.2	-	
塩谷町		扇川川流域④、小黒川流域④、 奥川川流域④、扇川川流域④、 大黒川流域④.9、高瀬川流域④5	小黒川流域④、6.5	-	
会津中部		会津若松市	扇川川流域②5、扇川川流域④4.1、 野川流域①1.5、赤玉川流域①1	-	阿賀川(馬越-宮古)
		郡山市湖南	磐前川流域①7、菅川流域①5、 阿賀川流域①5	-	-
		会津坂下町	只見川流域①9.5、田代川流域①5、 菅川流域①9.2	只見川流域①5、50.3、 阿賀川流域①7、40.5	阿賀川(馬越-宮古-山科)
		黒川村	只見川流域①6、田代川流域②2	阿賀川(馬越-宮古-山科)	
		榑澤町	只見川流域①9.2、藤川川流域②5、 奥川川流域①8.4、常盤川流域②6	只見川流域①7、40.1	-
	三島町	只見川流域①9.2、奥川川流域①9.5、 大谷川流域①2.7	-	-	
	金山町	只見川流域①9.9、野川川流域②5.6、 山入川流域②1.2	只見川流域①5、63.1	-	
	昭和村	只見川流域①7、野川川流域②5、 五ノ川流域①7.6、赤川川流域①2	只見川流域①5、17.1、 赤川川流域①5、10.1	-	
	会津美里町	只見川流域②5、常盤川流域②9.7、 赤玉川流域②6、藤川川流域②2	只見川流域②5、89	阿賀川(馬越)	
	会津南部	大塚村湯本	磐前川流域②4.9、河内川流域②9、 野川川流域①1	-	-
下郷町		磐前川流域②5.7、磐前川流域①3.5、 野川川流域②7.7、阿賀川流域①7.2、 阿賀川流域②2.4	野川川流域①7、6.9	-	
榑枝崎村		榑枝崎川流域②2.6、舟瀬川流域①4.4	-	-	
只見町		只見川流域①9.4、瀬川川流域①9.9、 伊達川流域①9.2、伊達川流域②7、 奥川川流域①9.6、赤川川流域①3.2、 塩谷川流域①2.5、田の川川流域②3.1	只見川流域①7、58.1、 伊達川流域①7、17.2、 伊達川流域①7、50.1、 奥川川流域①7、19.7、 塩谷川流域①7、11.2	-	
常会津町		赤川川流域①7.7、磐前川流域①1.2、 伊達川流域②9.8、小黒川流域②9、 磐前川流域②0.5、扇川川流域①9.6、 高瀬川流域②4.4、阿賀川流域②3.6	伊達川流域①7、36.5、 小黒川流域②9、6.1、 伊達川流域②0、8.1、 高瀬川流域②4.4、阿賀川流域②3.6	-	

*1 (表面雨量指標、流域雨量指標の組み合わせによる基準値を示しています。)

(別表2)洪水警報基準

市町村等 指定川名	市町村等	流域雨量指標基準	警報基準*	指定河川洪水警報による基準	
中通り北部	福島市	雄勝川流域①4、小黒川流域①0.5、 阿武隈川流域①1.5、吾妻川流域①7	宇都川流域①5、21.0	福島県宇都川(中野町)	
	須賀川市	真野川流域②2、磐前川流域②2、 小黒川流域②8、野川流域②9	小黒川流域①7、16.2	福島県新田川(保原町)	
	新地町	三ノ瀬川流域②8、砂子川流域②8、 立田川流域②4、台地田川流域②9、 扇川流域②7、野川流域②7	-	-	
	藤枝町	新田川流域①9.5、其瀬川流域②2.5、 磐梯川流域①1.2	-	-	
	北郷町	北郷川流域①9、奥馬川流域①2.4	-	-	
中通り中部	楢葉町	赤戸川流域③4.9、赤川川流域①6.2	-	-	
	富岡町	富岡川流域③9、紅葉川流域③2、 扇川流域③1	-	-	
	川内町	赤戸川流域③2、小高川流域③9、 長瀬川流域③0.4	-	-	
	大和町	扇川流域③4、磯川流域③10.9	-	-	
	双葉町	新田川流域①5.1、宍川流域②9	新田川流域①5、14.3	-	
	浪江町	高瀬川流域②5.7、鎌戸川流域②9	鎌戸川流域①8、6.1	-	
	原町	荒尾川流域③5、野川流域③16	-	-	
	二本柳町	仁寿川流域①7.6、駒川流域①4.6、 足尾川流域②0.5、駒川流域①4、26.9、 大久保川流域①7.6、常盤川流域①7.7、 藤原川流域①0.1、磐田川流域①0、7.9、 三谷川流域②2、宮川流域②6、 雫川流域②2	駒川流域①6、9.9、 駒川流域①4、26.9、 藤原川流域①7.2、2.2、 磐田川流域①0、7.9、 栗井川流域②0、40.0、 宮川流域②6、5.7	福島県栗井川(小川>鎌田)	
	中通り南部	福島市	一ノ戸川流域②2.6、瀬川流域②1.6、 田代川流域②1.6、大黒川流域①9.6、 常盤川流域①9.6、磯川流域①9.6	一ノ戸川流域②5、22.0、 大黒川流域②0、17.0、 磯川川流域②0、7.4	阿賀川(馬越-宮古-山科)
		北塩原村	大黒川流域①4.4、三谷川流域①6.4、 常盤川流域①9.9	-	-
西会津町		扇川流域①6.2、野川流域①9.3、 轟谷川流域①2.2、磐前川流域①9.7	扇川流域①6、16.1、 轟谷川流域②0、69.2	-	
磐梯町		扇川川流域④、小黒川流域④、 奥川川流域④、扇川川流域④、 大黒川流域④.9、高瀬川流域④5	小黒川流域④、6.5	-	
会津中部		会津若松市	扇川川流域②5、扇川川流域④4.1、 野川流域①1.5、赤玉川流域①1	-	阿賀川(馬越-宮古)
		郡山市湖南	磐前川流域①7、菅川流域①5、 阿賀川流域①5	-	-
		会津坂下町	只見川流域①9.5、田代川流域①5、 菅川流域①9.2	只見川流域①5、50.3、 阿賀川流域①7、40.5	阿賀川(馬越-宮古-山科)
		黒川村	只見川流域①6、田代川流域②2	阿賀川(馬越-宮古-山科)	
		榑澤町	只見川流域①9.2、藤川川流域②5、 奥川川流域①8.4、常盤川流域②6	只見川流域①7、40.1	-
		三島町	只見川流域①9.2、奥川川流域①9.5、 大谷川流域①2.7	-	-
	金山町	只見川流域①9.9、野川川流域②5.6、 山入川流域②1.2	只見川流域①5、63.1	-	
	昭和村	只見川流域①7、野川川流域②5、 五ノ川流域①7.6、赤川川流域①2	只見川流域①5、17.1、 赤川川流域①5、10.1	-	
	会津美里町	只見川流域②5、常盤川流域②9.7、 赤玉川流域②6、藤川川流域②2	只見川流域②5、89	阿賀川(馬越)	
	会津南部	大塚村湯本	磐前川流域②4.9、河内川流域②9、 野川川流域①1	-	-
下郷町		磐前川流域②5.7、磐前川流域①3.5、 野川川流域②7.7、阿賀川流域①7.2、 阿賀川流域②2.4	野川川流域①7、6.9	-	
榑枝崎村		榑枝崎川流域②2.6、舟瀬川流域①4.4	-	-	
只見町		只見川流域①9.4、瀬川川流域①9.9、 伊達川流域①9.2、伊達川流域②7、 奥川川流域①9.6、赤川川流域①3.2、 塩谷川流域①2.5、田の川川流域②3.1	只見川流域①7、58.1、 伊達川流域①7、17.2、 伊達川流域①7、50.1、 奥川川流域①7、19.7、 塩谷川流域①7、11.2	-	
常会津町		赤川川流域①7.7、磐前川流域①1.2、 伊達川流域②9.8、小黒川流域②9、 磐前川流域②0.5、扇川川流域①9.6、 高瀬川流域②4.4、阿賀川流域②3.6	伊達川流域①7、36.5、 小黒川流域②9、6.1、 伊達川流域②0、8.1、 高瀬川流域②4.4、阿賀川流域②3.6	-	

*1 (表面雨量指標、流域雨量指標の組み合わせによる基準値を示しています。)

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

(別表3) (略)
(別表4)

(別表4) 洪水注意報基準

令和7年5月22日現在

市町村等 主たる地域	市町村等	流域雨量指数基準	雨量基準**	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	根上川流域:28、八景田川流域:49、 松川流域:16.3、濁川流域:7.6、 本郷川流域:7.7、小湊川流域:12.8、 須川流域:16、朝枝川流域:5.5	濁川流域(5.76)、 阿武隈川流域(5.482)、 朝枝川流域(5.55)	阿武隈川上流(福島)、 奥川(八木田)	
	伊達市	東藤川流域:6.4、板橋川流域:5.2、 小湊川流域:10.4、吉川流域:4.6、 松野川流域:7.2、山形全川流域:7.7、 上小湊川流域:5.7、大石川流域:7.9、 楸川流域:5.8	高瀬川流域(5.241)、 東藤川流域(6.531)、 板橋川流域(5.422)、 小湊川流域(5.104)、 吉川流域(5.45)、 阿武隈川流域(6.424)、 松野川流域(5.72)、 山形全川流域(6.62)、 上小湊川流域(6.48)、 大石川流域(6.63)、 楸川流域(6.46)	阿武隈川上流(福島・伊東)	
	高崎町	佐久間川流域:4.6、夜→沢川流域:7.5	佐久間川流域(5.38)	阿武隈川上流(伊東)	
	鹿野町	海川流域:7.1、菅原川流域:5、 佐久間川流域:5.6	海川流域(5.71)、 佐久間川流域(7.45)	阿武隈川上流(伊東)	
	川俣町	高瀬川流域:14.4、安井川流域:6.2、 三石川流域:5.2	高瀬川流域(5.144)	-	
	中通り中部	郡山市	五百川流域:14.6、新田川流域:9.6、 徳田川流域:12、南川流域:4.9、 香取川流域:16.2、黒石川流域:9.3、 麁内川流域:4.8	五百川流域(6.117)、 徳田川流域(5.12)、 南川流域(5.49)、 香取川流域(6.13)、 阿武隈川流域(6.441)、 麁内川流域(5.48)	阿武隈川上流(須賀川・阿久津)
		須賀川市	海川流域:11.6、新田川流域:26.5、 須賀川流域:6.8、江花川流域:11.2	海川流域(5.8)、 新田川流域(5.202)、 阿武隈川流域(5.434)	阿武隈川上流(須賀川)
		二本松市	根川流域:22.4、湯井川流域:7.7、 杉田川流域:12.5、口次川流域:1.6、 安達太田川流域:8.4、小湊川流域:7.2、 香取川流域:5.2	根川流域(5.224)、 湯井川流域(5.77)、 口次川流域(5.128)、 安達太田川流域(5.677)、 小湊川流域(5.72)、 阿武隈川流域(5.454)、 香取川流域(5.42)	阿武隈川上流(本宮・二本松)
		田村市	大滝郷川流域:19.6、杉川流域:13.7、 牧野川流域:11.4、船山川流域:10.2、 香取川流域:15.6、南川流域:8.8、 若宮川流域:6.8	大滝郷川流域(5.196)、 牧野川流域(5.114)、 南川流域(5.88)	-
		本宮市	五百川流域:5.8、安達太田川流域:7、 五百川流域:18.6、神川流域:5.1	五百川流域(5.58)、 安達太田川流域(5.52)、 五百川流域(5.116)、 阿武隈川流域(7.494)	阿武隈川上流(阿久津・本宮・二本松)
大玉村		根田川流域:12、百目川流域:5.2、 安達太田川流域:7、七瀬川流域:5.6	阿武隈川流域(7.495)	阿武隈川上流(本宮)	
浪石町		阿武隈川流域:24.8、新川流域:8.3、 陸戸川流域:18.2	阿武隈川流域(5.444)	阿武隈川上流(玉城橋)	
天栄村		新田川流域:20.9、竜田川流域:8、 楸野川流域:5.5	新田川流域(5.8)、 楸野川流域(5.5)	-	
三春町		楸川流域:7.8、大滝郷川流域:23.6、 八島川流域:6、杉川流域:15.2	楸川流域(6.63)、 大滝郷川流域(6.186)、 八島川流域(6.64)、 杉川流域(6.122)	-	
小野町		石支兼井川流域:11.6、黒森川流域:4.1、 十石川流域:6、夏井川流域:16.4、 九電川流域:9.5	石支兼井川流域(5.116)、 黒森川流域(5.41)、 十石川流域(6.4)、 九電川流域(6.76)	-	

(別表3) (略)
(別表4)

(別表4) 洪水注意報基準

令和7年5月26日現在

市町村等 主たる地域	市町村等	流域雨量指数基準	雨量基準**	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	根上川流域:28、八景田川流域:49、 松川流域:16.3、濁川流域:7.6、 本郷川流域:7.7、小湊川流域:12.8、 須川流域:16、朝枝川流域:5.5	濁川流域(5.76)、 阿武隈川流域(5.482)、 朝枝川流域(5.55)	阿武隈川上流(福島)、 奥川(八木田)	
	伊達市	東藤川流域:6.4、板橋川流域:5.2、 小湊川流域:10.4、吉川流域:4.6、 松野川流域:7.2、山形全川流域:7.7、 上小湊川流域:5.7、大石川流域:7.9、 楸川流域:5.8	高瀬川流域(5.241)、 東藤川流域(6.531)、 板橋川流域(5.422)、 小湊川流域(5.104)、 吉川流域(5.45)、 阿武隈川流域(6.424)、 松野川流域(5.72)、 山形全川流域(6.62)、 上小湊川流域(6.48)、 大石川流域(6.63)、 楸川流域(6.46)	阿武隈川上流(福島・伊東)	
	高崎町	佐久間川流域:4.6、夜→沢川流域:7.5	佐久間川流域(5.38)	阿武隈川上流(伊東)	
	鹿野町	海川流域:7.1、菅原川流域:5、 佐久間川流域:5.6	海川流域(5.71)、 佐久間川流域(7.45)	阿武隈川上流(伊東)	
	川俣町	高瀬川流域:14.4、安井川流域:6.2、 三石川流域:5.2	高瀬川流域(5.144)	-	
	中通り中部	郡山市	五百川流域:14.6、新田川流域:9.6、 徳田川流域:12、南川流域:4.9、 香取川流域:16.2、黒石川流域:9.3、 麁内川流域:4.8	五百川流域(6.117)、 徳田川流域(5.12)、 南川流域(5.49)、 香取川流域(6.13)、 阿武隈川流域(6.441)、 麁内川流域(5.48)	阿武隈川上流(須賀川・阿久津)
		須賀川市	海川流域:11.6、新田川流域:26.5、 須賀川流域:6.8、江花川流域:11.2	海川流域(5.8)、 新田川流域(5.202)、 阿武隈川流域(5.434)	阿武隈川上流(須賀川)
		二本松市	根川流域:22.4、湯井川流域:7.7、 杉田川流域:12.5、口次川流域:1.6、 安達太田川流域:8.4、小湊川流域:7.2、 香取川流域:5.2	根川流域(5.224)、 湯井川流域(5.77)、 口次川流域(5.128)、 安達太田川流域(5.677)、 小湊川流域(5.72)、 阿武隈川流域(5.454)、 香取川流域(5.42)	阿武隈川上流(本宮・二本松)
		田村市	大滝郷川流域:19.6、杉川流域:13.7、 牧野川流域:11.4、船山川流域:10.2、 香取川流域:15.6、南川流域:8.8、 若宮川流域:6.8	大滝郷川流域(5.196)、 牧野川流域(5.114)、 南川流域(5.88)	-
		本宮市	五百川流域:5.8、安達太田川流域:7、 五百川流域:18.6、神川流域:5.1	五百川流域(5.58)、 安達太田川流域(5.52)、 五百川流域(5.116)、 阿武隈川流域(7.494)	阿武隈川上流(阿久津・本宮・二本松)
大玉村		根田川流域:12、百目川流域:5.2、 安達太田川流域:7、七瀬川流域:5.6	阿武隈川流域(7.495)	阿武隈川上流(本宮)	
浪石町		阿武隈川流域:24.8、新川流域:8.3、 陸戸川流域:18.2	阿武隈川流域(5.444)	阿武隈川上流(玉城橋)	
天栄村		新田川流域:20.9、竜田川流域:8、 楸野川流域:5.5	新田川流域(5.8)、 楸野川流域(5.5)	-	
三春町		楸川流域:7.8、大滝郷川流域:23.6、 八島川流域:6、杉川流域:15.2	楸川流域(6.63)、 大滝郷川流域(6.186)、 八島川流域(6.64)、 杉川流域(6.122)	-	
小野町		石支兼井川流域:11.6、黒森川流域:4.1、 十石川流域:6、夏井川流域:16.4、 九電川流域:9.5	石支兼井川流域(5.116)、 黒森川流域(5.41)、 十石川流域(6.4)、 九電川流域(6.76)	-	

(別表4)洪水注意報基準

令和5年5月23日現在

市町村等 上の広域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*	指定河川洪水予報(2)の基準		
中通り南部	白河市	阿武隈川流域<29.9、谷津田川流域<6.7、 磐梯川流域<14.9、矢野川流域<6.2、 牡丹川流域<17.7、藤乃川流域<12.6、 外瀬川流域<7	阿武隈川流域<(5, 22.4)、 谷津田川流域<(5, 6.7)、 磐梯川流域<(8, 5.1)、 牡丹川流域<(5, 17.7)、 外瀬川流域<(5, 7)	-		
	西郷村	阿武隈川流域<17.4、谷津田川流域<5.3、 磐梯川流域<13	阿武隈川流域<(5, 17.4)、 谷津田川流域<(5, 5.3)、 磐梯川流域<(5, 13)	-		
	喜多村	阿武隈川流域<26、泉川流域<9.6	-	-		
	中島村	阿武隈川流域<28.1、泉川流域<13.2	阿武隈川流域<(5, 28.1)	-		
	矢野町	泉川流域<12.8、磐梯川流域<15.7	阿武隈川流域<(5, 33.3)、 磐梯川流域<(6, 12.6)	阿武隈川上流(玉城橋)		
	新島町	牡丹川流域<20.5、久慈川流域<17.4、 北瀬川流域<11.5、大瀬川流域<8.2	牡丹川流域<(7, 19.9)、 久慈川流域<(5, 17.4)	-		
	矢野町	久慈川流域<33.5、矢野川流域<12.2、 小田川<海川流域<9.9	久慈川流域<(5, 28.5)、 小田川<海川流域<(7, 7.7)	-		
	新島町	久慈川流域<30、用上川流域<23.3、 渡瀬川流域<11.6、西川流域<4.9	久慈川流域<(5, 27)	-		
	飯川村	磐梯川流域<12.4、渡瀬川流域<10.8	渡瀬川流域<(6, 8.5)	-		
	石川村	阿武隈川流域<26、牡丹川流域<31.9、 北瀬川流域<16.6、今出川流域<10.6	阿武隈川流域<(7, 29)、 牡丹川流域<(5, 31.9)、 北瀬川流域<(6, 13.3)、 今出川流域<(6, 8.5)	-		
	玉川村	泉川流域<3.4、金瀬川流域<6.1	阿武隈川流域<(5, 38)、 泉川流域<(5, 8.4)	阿武隈川上流(玉城橋+清原川)		
	平田村	北瀬川流域<13.2、平田川流域<7.9	北瀬川流域<(5, 13.2)、 平田川流域<(7, 6.3)	-		
	流川町	牡丹川流域<21、磐梯川流域<4.1	牡丹川流域<(7, 18.8)	-		
吉野町	磐梯川流域<20.8、小田川流域<6.7、 太平洋川流域<6.1	磐梯川流域<(7, 17.8)、 小田川流域<(7, 7)、 太平洋川流域<(7, 6.5)	-			
中通り北部	福島市	地蔵川流域<9.1、小笠川流域<6.8、 梅川流域<4.2、白下石川流域<11.7	地蔵川流域<(5, 8.1)、 小笠川流域<(5, 6.8)、 梅川流域<(5, 3.1)、 白下石川流域<(5, 8.5)、 多田川流域<(5, 19.4)	福島県宇多川(中村)		
	南相馬市	真野川流域<25.7、善羅川流域<6.5、 小高川流域<14.4、磐梯川流域<6.3	真野川流域<(5, 15.3)、 善羅川流域<(7, 5.2)、 小高川流域<(7, 16.4)	福島県新田川(原町)		
	新地町	三流川流域<4.7、砂子田川流域<4.9、 立田川流域<5.1、谷地田川流域<4.7、 流川流域<3.9、磐梯川流域<3.9	三流川流域<(5, 4.6)、 砂子田川流域<(5, 4.9)、 立田川流域<(5, 5.1)	-		
	新島町	新田川流域<9.5、比賣川流域<10、 磐梯川流域<8.9	新田川流域<(5, 9.5)	-		
	佐野町	北瀬川流域<9.5、渡瀬川流域<9.9	-	-		
中通り中部	福島町	木戸川流域<27.9、井出川流域<12.9	-	-		
	富岡町	富岡川流域<15.1、紅瀬川流域<9.6、 塩川流域<6	富岡川流域<(6, 12.1)	-		
	田内村	木戸川流域<20.9、小白井川流域<13.5、 長瀬川流域<9.3	木戸川流域<(5, 19.7)、 小白井川流域<(5, 13.5)	-		
	大熊町	磐梯川流域<17.4、堀川流域<8.7	磐梯川流域<(5, 17.4)	-		
	坂本町	磐梯川流域<12、流川流域<3.9	磐梯川流域<(5, 12)	-		
	新江町	高瀬川流域<28.5、磐梯川流域<7.2	高瀬川流域<(6, 22.8)、 磐梯川流域<(7, 5.4)	-		
	高滝村	高滝川流域<10.8、磐梯川流域<5.8	磐梯川流域<(7, 4.8)	-		
	中通り南部	いわき市	仁井田川流域<14.2、磐梯川流域<11.6、 好間川流域<16.4、磐梯川流域<37.6、 大久川流域<14、岩瀬川流域<9.3、 磐梯川流域<8、磐梯川流域<6.9、 三夜川流域<2.5、菅川流域<5.1、 陣子川流域<1.7	仁井田川流域<(5, 14.2)、 磐梯川流域<(5, 8.4)、 好間川流域<(5, 16.4)、 磐梯川流域<(6, 39.1)、 大久川流域<(5, 11.2)、 岩瀬川流域<(5, 9)、 磐梯川流域<(6, 6.9)、 磐梯川流域<(8, 5.5)、 磐梯川流域<(8, 36.1)、 三夜川流域<(5, 2.4)、 菅川流域<(5, 5.1)、 陣子川流域<(5, 1.4)	福島県夏井川(小川-鎌田)	
		中通り西部	西郷村	阿武隈川流域<17.4、谷津田川流域<5.3、 磐梯川流域<13	阿武隈川流域<(5, 17.4)、 谷津田川流域<(5, 5.3)、 磐梯川流域<(5, 13)	-
			喜多村	阿武隈川流域<26、泉川流域<9.6	-	-
中島村			阿武隈川流域<28.1、泉川流域<13.2	阿武隈川流域<(5, 28.1)	-	

(別表4)洪水注意報基準

令和5年5月23日現在

市町村等 上の広域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*	指定河川洪水予報(2)の基準		
中通り南部	白河市	阿武隈川流域<29.9、谷津田川流域<6.6、 磐梯川流域<14.9、矢野川流域<6、 牡丹川流域<17.9、藤乃川流域<12.6、 外瀬川流域<6.5	阿武隈川流域<(5, 22.4)、 谷津田川流域<(5, 6.6)、 磐梯川流域<(8, 5.1)、 牡丹川流域<(5, 17.9)、 外瀬川流域<(5, 6.5)	-		
	西郷村	阿武隈川流域<17.4、谷津田川流域<4.9、 磐梯川流域<13.2	阿武隈川流域<(6, 17.4)、 谷津田川流域<(5, 4.9)、 磐梯川流域<(5, 13.2)	-		
	喜多村	阿武隈川流域<26、泉川流域<9.6	-	-		
	中島村	阿武隈川流域<28.1、泉川流域<13.2	阿武隈川流域<(5, 28.1)	-		
	矢野町	泉川流域<12.8、磐梯川流域<15.7	阿武隈川流域<(6, 33.3)、 磐梯川流域<(6, 12.6)	阿武隈川上流(玉城橋)		
	新島町	牡丹川流域<20.1、久慈川流域<17.4、 北瀬川流域<11.5、大瀬川流域<8.2	牡丹川流域<(7, 19.9)、 久慈川流域<(5, 17.4)	-		
	矢野町	久慈川流域<33.5、矢野川流域<12.2、 小田川<海川流域<9.9	久慈川流域<(5, 28.5)、 小田川<海川流域<(7, 7.7)	-		
	新島町	久慈川流域<30、用上川流域<22.3、 渡瀬川流域<11.6、西川流域<4.9	久慈川流域<(5, 27)、 用上川流域<(5, 22.3)、 渡瀬川流域<(6, 4.9)	-		
	飯川村	磐梯川流域<12.4、渡瀬川流域<10.6	渡瀬川流域<(6, 8.5)	-		
	石川村	阿武隈川流域<26.4、牡丹川流域<31.9、 北瀬川流域<16.4、今出川流域<10.4	阿武隈川流域<(7, 29.4)、 牡丹川流域<(5, 31.9)、 北瀬川流域<(6, 13.1)、 今出川流域<(6, 8.3)	-		
	玉川村	泉川流域<3.4、金瀬川流域<6.1	阿武隈川流域<(5, 38)、 泉川流域<(5, 8.4)	阿武隈川上流(玉城橋+清原川)		
	平田村	北瀬川流域<13.2、平田川流域<7.9	北瀬川流域<(5, 13.2)、 平田川流域<(7, 6.3)	-		
	流川町	牡丹川流域<21.4、磐梯川流域<4.1	牡丹川流域<(7, 18.8)	-		
吉野町	磐梯川流域<20.8、小田川流域<6.7、 太平洋川流域<6.1	磐梯川流域<(7, 17.8)、 小田川流域<(7, 7)、 太平洋川流域<(7, 6.5)	-			
中通り北部	福島市	地蔵川流域<9.1、小笠川流域<6.8、 梅川流域<4.2、白下石川流域<11.7	地蔵川流域<(5, 8.1)、 小笠川流域<(5, 6.8)、 梅川流域<(5, 3.1)、 白下石川流域<(5, 8.5)、 多田川流域<(5, 19.4)	福島県宇多川(中村)		
	南相馬市	真野川流域<25.7、善羅川流域<6.5、 小高川流域<14.4、磐梯川流域<6.3	真野川流域<(5, 15.3)、 善羅川流域<(7, 5.2)、 小高川流域<(7, 16.4)	福島県新田川(原町)		
	新地町	三流川流域<4.7、砂子田川流域<4.9、 立田川流域<5.1、谷地田川流域<4.7、 流川流域<3.9、磐梯川流域<3.9	三流川流域<(5, 4.6)、 砂子田川流域<(5, 4.9)、 立田川流域<(5, 5.1)	-		
	新島町	新田川流域<9.5、比賣川流域<10、 磐梯川流域<8.9	新田川流域<(5, 9.5)	-		
	佐野町	北瀬川流域<9.5、渡瀬川流域<9.9	-	-		
中通り中部	福島町	木戸川流域<27.9、井出川流域<12.9	-	-		
	富岡町	富岡川流域<15.1、紅瀬川流域<9.6、 塩川流域<6	富岡川流域<(6, 12.1)	-		
	田内村	木戸川流域<20.9、小白井川流域<13.5、 長瀬川流域<9.3	木戸川流域<(5, 19.7)、 小白井川流域<(5, 13.5)	-		
	大熊町	磐梯川流域<17.4、堀川流域<8.7	磐梯川流域<(5, 17.4)	-		
	坂本町	磐梯川流域<12、流川流域<3.9	磐梯川流域<(5, 12)	-		
	新江町	高瀬川流域<28.5、磐梯川流域<7.2	高瀬川流域<(6, 22.8)、 磐梯川流域<(7, 5.4)	-		
	高滝村	高滝川流域<10.8、磐梯川流域<5.8	磐梯川流域<(7, 4.8)	-		
	中通り南部	いわき市	仁井田川流域<14.2、磐梯川流域<11.6、 好間川流域<16.4、磐梯川流域<37.6、 大久川流域<14、岩瀬川流域<9.3、 磐梯川流域<8、磐梯川流域<6.9、 三夜川流域<2.5、菅川流域<5.1、 陣子川流域<1.7	仁井田川流域<(5, 14.2)、 磐梯川流域<(5, 8.4)、 好間川流域<(5, 16.4)、 磐梯川流域<(6, 39.1)、 大久川流域<(5, 11.2)、 岩瀬川流域<(5, 9)、 磐梯川流域<(6, 6.9)、 磐梯川流域<(8, 5.5)、 磐梯川流域<(8, 36.1)、 三夜川流域<(5, 2.4)、 菅川流域<(5, 5.1)、 陣子川流域<(5, 1.4)	福島県夏井川(小川-鎌田)	
		中通り西部	西郷村	阿武隈川流域<17.4、谷津田川流域<5.3、 磐梯川流域<13	阿武隈川流域<(6, 17.4)、 谷津田川流域<(5, 4.9)、 磐梯川流域<(5, 13.2)	-
			喜多村	阿武隈川流域<26、泉川流域<9.6	-	-
中島村			阿武隈川流域<28.1、泉川流域<13.2	阿武隈川流域<(5, 28.1)	-	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	(16) 電話・電力施設被害 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東日本電信電話(株)福島支店</div>	(16) 電話・電力施設被害 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">NTT東日本電信電話(株)福島支店</div>	社名の変更による
3-3	<p>第2 被害状況等の収集、報告 5 報告の種類等 (1) 市町村から県への報告 ア (略) イ 報告の様式 (ア) 報告様式は別々に定める被害報告様式によるものとする。</p> <p>(別表5) 高潮警報・注意報基準 令和4年5月26日現在 (以下略)</p>	<p>第2 被害状況等の収集、報告 5 報告の種類等 (1) 市町村から県への報告 ア (略) イ 報告の様式 (ア) 報告様式は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領によるものとする。</p> <p>(別表5) 高潮警報・注意報基準 令和7年5月29日現在 (以下略)</p>	県から国への報告要領に準ずる
3-4	<p>第4 東日本電信電話 (株) 福島支店の措置 1 (略) 2 東日本電信電話 (株) の無線の運用</p>	<p>第4 NTT東日本 (株) 福島支店の措置 1 (略) 2 NTT東日本 (株) の無線の運用</p>	社名の変更による
3-5	<p>第5 県と防災関係機関との事前協議 (略) 1 日本赤十字社福島県支部との委託契約 「災害救助業務委託契約書」 災害救助法により県の行う <u> </u> 医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約で、 昭和58年4月1日 に締結している。</p>	<p>第5 県と防災関係機関との事前協議 (略) 1 日本赤十字社福島県支部との委託契約 「災害救助法に基づく業務委託契約書」 災害救助法により県の行う <u>避難所の設置、</u> 医療及び助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約で、 令和7年3月12日 に締結している。</p>	昭和58年に締結した「災害救助法に基づく業務委託契約書」を解除し、新たに「災害救助法に災害救助業務委託契約書」を令和7年3月12日に締結したことによる修正
3-9	<p>第1 避難指示等の発令 1 避難の実施機関 (1) (略) (2) 避難指示等の要否を検討すべき情報 (略) 【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要（表内） 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※ 指定河川ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を</p>	<p>第1 避難指示等の発令 1 避難の実施機関 (1) (略) (2) 避難指示等の要否を検討すべき情報 (略) 【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要（表内） 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、</p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 避難の誘導</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 避難順位及び携行品の制限</u></p> <p><u>5 避難道路の通行確保</u></p> <p><u>6 避難道路の通行確保</u></p> <p>第 4 避難行動要支援者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難及び避難誘導</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。<u>また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。</u></p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 避難の誘導</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4 避難道路の通行確保</u></p> <p><u>5 避難道路の通行確保</u></p> <p>第 4 避難行動要支援者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難及び避難誘導</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 個別避難計画の策定</u></p> <p><u>県（危機管理総室）及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難所支援等に携わる関係者に対し、制度の周知、啓発等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県（危機管理総室）は市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>・避難順位については、第 3 章第 22 節要配慮者対策において対応が整理されているため削除</p> <p>・携行品について、第 2 章 11 節冒頭文へ整理するため削除</p> <p>附番の適正化</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
3-9	<p>第 5 広域的な避難対策</p> <p>1 県内市町村間の避難調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災市町村の役割</p> <p>被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避</p>	<p>第 5 広域的な避難対策</p> <p>1 県内市町村間の避難調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災市町村の役割</p> <p>被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>3-10</p>	<p>第2 避難所の運営 1～2 (略) 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (1) (略) (2) 市町村は、避難所における生活環境が、人としての尊厳が守られ、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初から _____ パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する _____ _____ よう努めるとともに、<u>食事供与の状況、</u> _____ トイレの設置状況 _____ 等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。また、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、範囲ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯の頻度</u>、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、<u>食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況</u>など、避難者の健康状態や<u>指定避難所の衛生状態</u>の把握に努め、<u>栄養バランスの取れた適温の食事や入浴、洗濯</u>等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講じるよう努めるものとする。</u> (以下略) 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営 市町村は、避難所の運営における女性 _____ の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点 <u>に配慮する</u> _____ ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保 _____ などで、女性や子育て家庭、 _____ のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>第2 避難所の運営 1～2 (略) 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (1) (略) (2) 市町村は、避難所における生活環境が、人としての尊厳が守られ、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、<u>避難者</u>の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずるものとする。</u> (以下略) 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営 市町村は、避難所の運営における女性 <u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点 <u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、 <u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
-------------	---	--	---------------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>(3) 緊急通行車両に係る確認手続 (4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続</p>	<p><u>マネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。</u> <u>イ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> <u>ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u> <u>エ 前項の調整結果が出された場合、第6節に定める広報はこれによることを基本とする。</u> <u>オ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u> <u>※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u> <u>※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p> <p>(4) 緊急通行車両に係る確認手続 (5) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続</p>	
3-14	<p>第6 保健所の指揮調整機能支援 県（保健医療福祉調整本部）は、保健医療福祉調整地方本部の応援要請に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や_____を派遣する。 また、他都道府県からの災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師_チームの応援が必要と判断した場合、厚生労働省健康局健康課に応援派遣に関する調整を依頼する。 <u>(追加)</u></p>	<p>第6 保健所の指揮調整機能支援 県（保健医療福祉調整本部）は、保健医療福祉調整地方本部の応援要請に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や<u>保健師等チーム</u>を派遣する。 また、他都道府県からの災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援が必要と判断した場合、厚生労働省健康局健康課に応援派遣に関する調整を依頼する。 <u>加えて、国（厚生労働省）又は被災都道府県からの要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健</u></p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<p><u>所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、可能な限り災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チーム等の応援派遣を行うものとする。</u></p>	
3-15	<p>第2 し尿処理 1～2 (略) 3 処理対策 (1) 避難所でのし尿処理 水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。 また、必要に応じて仮設トイレを早期に設置し、避難所の衛生環境の確保を図るとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この場合において、トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。 (以下略)</p>	<p>第2 し尿処理 1～2 (略) 3 処理対策 (1) 避難所でのし尿処理 水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。 また、必要に応じて仮設トイレを早期に設置し、避難所の衛生環境の確保を図るとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、<u>コンテナ型トイレ</u>等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この場合において、トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。 (以下略)</p>	<p>令和7年度に「自立式コンテナ型水洗トイレ」を導入のため</p>
3-16	<p>第5 支援物資等の支援体制 県（災害対策本部物資班）及び市町村は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム等</u>を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム等</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を</p>	<p>第5 支援物資等の支援体制 県（災害対策本部物資班）及び市町村は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やか</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	現行	修正後	修正理由
	速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	に開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	
3-18	第2 賃貸型応急住宅等の提供 1 賃貸型応急住宅の提供 県（災害対策本部被災者支援班 <u>建築班</u> ）は～（略）	第2 賃貸型応急住宅等の提供 1 賃貸型応急住宅の提供 県（災害対策本部被災者支援班）は～（以下略）	建築指導課民間借り上げ担当の業務が終了するため。
3-19	第2 遺体の捜索 1 （略） 2 災害救助法適用の場合の捜索活動 （略） (1)（略） (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則 <u>別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」</u> による。	第2 遺体の捜索 1 （略） 2 災害救助法適用の場合の捜索活動 （略） (1)（略） (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則 <u>第5条の定めるところ</u> による。	令和6年12月6日福島県災害救助法施行細則一部改正により別表1を削除したため
3-19	第4 遺体の火葬・埋葬 1 （略） 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準 (1)～(3)（略） (4)費用・期間等 ア（略） イ 支出できる費用 福島県災害救助法施行細則 <u>別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」</u> による。	第4 遺体の火葬・埋葬 1 （略） 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準 (1)～(3)（略） (4)費用・期間等 ア（略） イ 支出できる費用 福島県災害救助法施行細則 <u>第5条の定めるところ</u> による。	令和6年12月6日福島県災害救助法施行細則一部改正により別表1を削除したため。
3-21	第2 応急教育対策 1～9（略） <u>（新設）</u>	第2 応急教育対策 1～9（略） <u>10 被災地における学びの確保</u> <u>（1）県教育委員会は、避難生活中の学習支援や児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員等を育成し、県内外の大規模災害時には、被災地域の学校教育の早期復旧を支援することを目的として「福島県災害時学校支援チーム（HOPE-F）」を派遣する。</u> <u>（2）県教育委員会は、県内において大規模災害が発生した場合、被災地域の学校教育の早期再開を目指すため、必要に応じて国（文部科学省）が構築する被災地学び支援派遣等枠組</u>	・防災基本計画の修正による ・県の政策の進展による追加修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	10 私立学校（略）	11 私立学校（略）	
3-22	<p>第1 要配慮者に係る対策 1～2（略） 3 県（災害対策本部避難支援班、保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、被災市町村からの要請があったときや、被害状況等を総合的に勘案し避難所等に福祉専門職員の派遣を行う必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書」に基づき、社会福祉施設等に対して、直接又は県と福祉関係団体で構成する福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を通じて、災害派遣福祉チーム_____員の派遣を要請し、避難所等_____において要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を行う。<u>（追加）</u></p>	<p>第1 要配慮者に係る対策 1～2（略） 3 県（災害対策本部避難支援班、保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、被災市町村からの要請があったときや、被害状況等を総合的に勘案し避難所等に福祉専門職員の派遣を行う必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書」に基づき、社会福祉施設等に対して、直接又は県と福祉関係団体で構成する福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を通じて、災害派遣福祉チーム <u>（DWA T）</u> 員の派遣を要請し、避難所等 <u>（在宅・車中泊避難を含む）</u> において要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を行う。<u>また、他の都道府県が被災した際には必要に応じ、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努め、被災都道府県から要請があった場合は、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
3-23	<p>第1 ボランティア団体等の受入れ 1 ボランティアの受入れ 大災害が発生した場合、県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。 また、_____ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部_____県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）_____等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行う_____ボランティアセンターを、市町村_____及び県_____<u>単位に設置し</u></p>	<p>第1 ボランティア団体等の受入れ 1 ボランティアの受入れ 大災害が発生した場合、県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。 また、<u>県（生活福祉班）及び市町村は、</u>ボランティアの受入れや、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部<u>と情報共有し、必要に応じて</u>県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体<u>（災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含む。）</u>等へ協力を依頼するさらに市町村は一般ボランティアのコーディネートを行う<u>災害ボランティアセンターを市町村単位に設置し、県（生活福祉総室）は情報の集約や市町村支援等の必要に応じて、県社会福祉協議会に設置し、対</u></p>	<p>県と市町村のボランティアの受入れ及び活動調整について適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	現行	修正後	修正理由
3-24	<p>対応に当たるものとする。 第2（略）</p> <p>第3 ボランティア活動保険の加入促進 県（生活福祉班）及び市町村、 _____は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。</p>	<p>対応に当たるものとする。 第2（略）</p> <p>第3 ボランティア活動保険の加入促進 県（生活福祉班）、市町村、<u>県社会福祉協議会及び日本赤十字社福島県支部</u>は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
3-25	<p>第1 災害救助法の適用 1（略） 2 災害救助法適用における留意点 (1)～(3)（略） <u>(4)（新設）</u></p>	<p>第1 災害救助法の適用 1（略） 2 災害救助法適用における留意点 (1)～(3)（略） <u>(4)サイバー攻撃やシステム障害等により、電力、通信、交通、水道等における大規模インフラ障害が長期間継続する場合には、①停電その他のライフラインの機能停止等による住家の実質的な機能不全、②主要インフラ施設等における電源用燃料の枯渇に伴う機器の停止による国民の生命、身体の脅威等の被害が生じ得ることから、災害対策基本法上の「大規模な事故」により生ずる被害として、災害と取り扱われるものである。</u> <u>このため、多数の者が生命に危害を受けるおそれがあり、かつ一定地域の多数の者が継続して避難することが想定される大規模インフラ障害についても、災害救助法の救助の対象に含まれる。</u></p>	<p>「社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応の基本的考え方について」（令和7年7月社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省連絡会議決定）が発出されたため</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>3-25</p>	<p>第4 災害救助法による救助の種類等</p> <p>1 救助の種類 救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編のとおりである。 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) 被災した住宅の応急修理 (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与 (11) 学用品の給与 (12) 埋葬 (13) 死体の搜索 (14) 死体の処理 (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (16) 応急救助のための輸送 (17) 応急救助のための賃金職員等</p> <p>なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16) 応急救助のための輸送、(17) 応急救助のための賃金職員等となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 迅速な救助の実施 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>4 (新設)</u></p>	<p>第4 災害救助法による救助の種類等</p> <p>1 救助の種類 救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編のとおりである。 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)福祉サービスの提供</u></p> <p>(10) 被災した住宅の応急修理 (11) 生業に必要な資金の給与又は貸与 (12) 学用品の給与 (13) 埋葬 (14) 死体の搜索 (15) 死体の処理 (16) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (17) 応急救助のための輸送 (18) 応急救助のための賃金職員等</p> <p>なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(17) 応急救助のための輸送、(18) 応急救助のための賃金職員等となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 迅速な救助の実施 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度による役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>4 救助の実施の委任</u> <u>災害救助法第13条の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。</u> <u>県から市町村への委任については、災害救助法が適用され</u></p>	<p>令和7年6月災害救助法一部改正により救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたため。</p> <p>救助実施市制度の対象は、地方自治法上の指定都市であり、県内に要件を満たす市はないため削除</p> <p>県地域防災計画においては、「あらかじめ(略)事務委任制度による役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。」と規定されてきていることから、災害救助法業務の県と市町村との業務分担の明確化を行</p>
-------------	--	--	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<p><u>た都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村に通知するものとする。</u></p> <p><u>県から委任の通知を受けた場合において市町村は、救助に関して県から委任を受けた救助について実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、市町村へ委任する事務の内容は原則として、次の表のうち市町村の業務の欄に丸を付した項目とする（県及び市町村の両業務に丸を付した項目については、県は、複数の市町村間での調整及び国・他都道府県との広域的な調整、県の協定に基づく物資等の確保等の業務を実施するものとする。）。ただし、災害の規模及び態様、市町村の被災による行政機能の状況等により、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。</u></p> <p>1. <u>避難所及び福祉避難所の設置</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 683 1700 1414"> <thead> <tr> <th><u>実施項目</u></th> <th><u>県の業務</u></th> <th><u>市町村の業務</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>・避難所の開設及び閉所</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・避難者名簿、救助実施記録日計票の作成及びその集計</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・避難所の開設期間中の施設の維持管理</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・避難所における避難者数の把握</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・避難所の警備業務（警備業務委託実施に係る特別協議を除く）</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・避難所において必要とされる物資等の調達、払出及び管理</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・避難所における避難者（在宅避難者及び車中泊避難者を含む）への物品の配布</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>・関係省庁への物資調達要請・物資拠点までの輸送調整</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>	<u>・避難所の開設及び閉所</u>		<u>○</u>	<u>・避難者名簿、救助実施記録日計票の作成及びその集計</u>		<u>○</u>	<u>・避難所の開設期間中の施設の維持管理</u>		<u>○</u>	<u>・避難所における避難者数の把握</u>		<u>○</u>	<u>・避難所の警備業務（警備業務委託実施に係る特別協議を除く）</u>		<u>○</u>	<u>・避難所において必要とされる物資等の調達、払出及び管理</u>		<u>○</u>	<u>・避難所における避難者（在宅避難者及び車中泊避難者を含む）への物品の配布</u>		<u>○</u>	<u>・関係省庁への物資調達要請・物資拠点までの輸送調整</u>	<u>○</u>		<p>う</p>
<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>																												
<u>・避難所の開設及び閉所</u>		<u>○</u>																												
<u>・避難者名簿、救助実施記録日計票の作成及びその集計</u>		<u>○</u>																												
<u>・避難所の開設期間中の施設の維持管理</u>		<u>○</u>																												
<u>・避難所における避難者数の把握</u>		<u>○</u>																												
<u>・避難所の警備業務（警備業務委託実施に係る特別協議を除く）</u>		<u>○</u>																												
<u>・避難所において必要とされる物資等の調達、払出及び管理</u>		<u>○</u>																												
<u>・避難所における避難者（在宅避難者及び車中泊避難者を含む）への物品の配布</u>		<u>○</u>																												
<u>・関係省庁への物資調達要請・物資拠点までの輸送調整</u>	<u>○</u>																													

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所で使用する備品（エアコン、段ボールベッド、洗濯機、冷蔵庫、仮設トイレ等）のリース契約又は購入契約</u> 	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>トイレトレーラー等の災害対応車両の受入調整</u> 	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要配慮者の福祉避難所への受入れのあっせん、調整</u> 	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>急病人・傷病人等の救急への通報、対応状況の報告</u> 		○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所への避難後の体調不良者への配慮（短期間でのホテル、旅館等への受入調整）</u> 		○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>入浴の機会の確保（公衆浴場、銭湯、旅館、ホテル等の活用）</u> 		○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所における被災者支援制度等の周知</u> 		○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所と救護所との調整、病院や福祉避難所へのあっせん等</u> 	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>DMAT、DPAT等の災害派遣チームの受入調整</u> 	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>二次避難所としてのホテル及び旅館等の確保及び対象避難者の調整</u> 	○	○	
		<p>2. <u>応急仮設住宅の供与</u> ※<u>特定非常災害等の大規模災害又は広域避難を要する災害時</u></p>			
		<p><u>実施項目</u></p>	<p><u>県の業務</u></p>	<p><u>市町村の業務</u></p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<u>・応急仮設住宅の必要数の報告</u>		<u>○</u>	
		<u>・賃貸型応急住宅及び建設型 応急住宅の設置の決定</u>	<u>○</u>		
		<u>・応急仮設住宅に関する相談 窓口の設置</u>		<u>○</u>	
		<u>・被災者への応急仮設住宅募 集の周知</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>・被災者への仮設住宅利用の 意向確認</u>		<u>○</u>	
		<u>・コールセンターの開設が必 要と認められる場合の設置</u>		<u>○</u>	
		<u>・入居要件の設定</u>	<u>○</u>		
		<u>・申込書・契約書のひな形の 作成</u>	<u>○</u>		
		<u>・入居者の生活再建に向けた 意向確認</u>		<u>○</u>	
		<u>・退去管理</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>(1) 賃貸型応急住宅</u>			
		<u>・賃貸型応急住宅の家賃 基準額設定</u>	<u>○</u>		
		<u>・不動産事業者・関係団 体等への協力要請</u>	<u>○</u>		
		<u>・不動産事業者・関係団 体等との調整（契約方法、 契約条件等の決定）</u>	<u>○</u>		
		<u>・被災者からの申込受 付、審査及び入居決定</u>		<u>○</u>	
		<u>・賃貸借契約、被災者及 び事業者への契約書送付</u>	<u>○</u> <u>※</u>	<u>○</u>	
		<u>・賃料、仲介定数料の支 払い</u>	<u>○</u> <u>※</u>	<u>○</u>	
		<u>・損害（火災）保険の契 約及び保険料の支払い</u>	<u>○</u>		

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<u>(2) 建設型応急住宅</u>			
		<u>・戸数・建設地等の建設に関する計画立案</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>・関係団体への資材の調達・要員の確保の要請</u>	<u>○</u>		
		<u>・建設用地の決定</u>	<u>○</u>		
		<u>・建設用地確保に関する支援</u>		<u>○</u>	
		<u>・建設型応急住宅の建設に係る設計及び契約、工事監理</u>	<u>○</u>		
		<u>・被災者からの申込受付、審査及び入居決定</u>		<u>○</u>	
		<u>・損害（火災）保険の契約</u>	<u>○</u>		
		<u>・建設型応急住宅の維持管理</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>3. 炊き出しその他による食品の給与</u>			
		<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>	
		<u>・被災者への食料の提供</u>		<u>○</u>	
		<u>・（備蓄）食料・弁当の調達及び払出、数量の管理</u>		<u>○</u>	
		<u>・調理を行う場合の調理器具の設置、準備</u>		<u>○</u>	
		<u>・関係省庁への物資調達要請・物資拠点までの輸送調整</u>	<u>○</u>		
		<u>・プロパンガスの燃料の確保</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>・アレルギー等の患者の把握・原材料の情報提供</u>		<u>○</u>	
		<u>・アレルギー等の患者への対応食の提供</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		・妊産婦や乳幼児への食事の提供	○	○		
		<u>4. 飲料水の供給</u>				
		<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>		
		・給水車の手配（受援体制確保）		○		
		・給水車派遣に係る調整	○	○		
		・応急給水の実施		○		
		・給水箇所の整理・把握及び報告	○	○		
		・給水量の集計		○		
		・給水袋の備蓄		○		
		・給水袋の不足分の調達	○	○		
		・給水袋の配布、配布数の管理		○		
		<u>5. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u>				
		<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>		
		・給与又は貸与品目の決定		○		
		・(備蓄) 物資の確保	○	○		
		・関係省庁への物資調達要請・物資拠点までの輸送調整	○			
		・相談窓口の設置及び周知		○		
		・申請様式作成		○		
		・被災者からの申請受付・給与（貸与）予定日の連絡		○		

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>購入事業者の決定及び事購入事業者への支払</u> 		<u>○</u>																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>被災者への給与又は貸与</u> 		<u>○</u>																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>給与（貸与）品の管理及び給与（貸与）数の管理</u> 		<u>○</u>																									
<p><u>6. 医療及び助産</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>実施項目</u></th> <th><u>県の業務</u></th> <th><u>市町村の業務</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・<u>医療関係機関、助産関係機関への応援要請</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>県医療救護班の派遣調整、派遣（医療調整本部での調整、市町村医療救護班と県医療救護班の調整、日本赤十字社救護班との調整を含む。）</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>救護所の設置</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>市町村医療救護班の編成、活動</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>7. 被災者の救出</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>実施項目</u></th> <th><u>県の業務</u></th> <th><u>市町村の業務</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・<u>自衛隊、緊急消防援助隊による救出に係る派遣調整</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>重機等の資機材による救出</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>消防、警察及び自衛隊による救出は、災害救助法の対象とはならない。</u></p>						<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>	・ <u>医療関係機関、助産関係機関への応援要請</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	・ <u>県医療救護班の派遣調整、派遣（医療調整本部での調整、市町村医療救護班と県医療救護班の調整、日本赤十字社救護班との調整を含む。）</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	・ <u>救護所の設置</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	・ <u>市町村医療救護班の編成、活動</u>		<u>○</u>	<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>	・ <u>自衛隊、緊急消防援助隊による救出に係る派遣調整</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	・ <u>重機等の資機材による救出</u>		<u>○</u>
<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>																											
・ <u>医療関係機関、助産関係機関への応援要請</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																											
・ <u>県医療救護班の派遣調整、派遣（医療調整本部での調整、市町村医療救護班と県医療救護班の調整、日本赤十字社救護班との調整を含む。）</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																											
・ <u>救護所の設置</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																											
・ <u>市町村医療救護班の編成、活動</u>		<u>○</u>																											
<u>実施項目</u>	<u>県の業務</u>	<u>市町村の業務</u>																											
・ <u>自衛隊、緊急消防援助隊による救出に係る派遣調整</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																											
・ <u>重機等の資機材による救出</u>		<u>○</u>																											

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		8. 福祉サービスの提供		
		実施項目	県の業務	市町村の業務
		・災害時要配慮者に関する情報の把握	○	○
		・災害時要配慮者からの相談対応	○	○
		・災害時要配慮者に対する避難生活上の支援	○	○
		・災害時要配慮者の避難所への誘導	○	○
		・DWA T等の受入調整	○	○
		9. 住宅の応急修理		
		実施項目	県の業務	市町村の業務
		・住宅の応急修理に関する相談窓口の設置		○
		・応急修理協定団体への応援要請、事業者リストの提供	○	
		・応急修理にかかる実施要綱及び様式の作成	○	
		・被災者からの申請受付及び審査		○
		・対応事業者への業務内容の説明		○
		・見積書の審査、事業者への発注		○
		・工事完了報告書の審査、支払い		○
		・「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を実施するためのブルーシートや土のう等の物資の確保	○	○
		・ブルーシートや土のう等の配布及び数量管理		○

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<p><u>10. 学用品の給与</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1003 295 1402 438">実施項目</th> <th data-bbox="1402 295 1552 438">県の業務 (県立学 校・私立 学校)</th> <th data-bbox="1552 295 1713 438">市町村の業務 (市町村立学 校)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1003 438 1402 478">・給与品目の決定</td> <td data-bbox="1402 438 1552 478">○</td> <td data-bbox="1552 438 1713 478">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 478 1402 518">・申請様式の作成</td> <td data-bbox="1402 478 1552 518">○</td> <td data-bbox="1552 478 1713 518">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 518 1402 590">・各学校等における周知、申請 受付、品目等の確認</td> <td data-bbox="1402 518 1552 590">○</td> <td data-bbox="1552 518 1713 590">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 590 1402 630">・給与品の発注・配布</td> <td data-bbox="1402 590 1552 630">○</td> <td data-bbox="1552 590 1713 630">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 630 1402 670">・購入事業者への支払い</td> <td data-bbox="1402 630 1552 670">○</td> <td data-bbox="1552 630 1713 670">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 670 1402 710">・給与品の管理及び数量管理</td> <td data-bbox="1402 670 1552 710">○</td> <td data-bbox="1552 670 1713 710">○</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>11. 埋葬</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1003 766 1402 805">実施項目</th> <th data-bbox="1402 766 1552 805">県の業務</th> <th data-bbox="1552 766 1713 805">市町村の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1003 805 1402 877">・埋葬の実施（棺、埋葬又は火 葬、骨壺及び骨箱）</td> <td data-bbox="1402 805 1552 877"></td> <td data-bbox="1552 805 1713 877">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 877 1402 949">・市町村で調達できない場合の 物資の調達</td> <td data-bbox="1402 877 1552 949">○</td> <td data-bbox="1552 877 1713 949"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 949 1402 989">・火葬の広域調整</td> <td data-bbox="1402 949 1552 989">○</td> <td data-bbox="1552 949 1713 989">○</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>12. 死体の搜索</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1003 1045 1402 1085">実施項目</th> <th data-bbox="1402 1045 1552 1085">県の業務</th> <th data-bbox="1552 1045 1713 1085">市町村の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1003 1085 1402 1157">・自衛隊、緊急消防援助隊によ る搜索に係る派遣調整</td> <td data-bbox="1402 1085 1552 1157">○</td> <td data-bbox="1552 1085 1713 1157">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 1157 1402 1268">・自主防災組織等の協力を得た 搜索、重機等の資機材による搜 索</td> <td data-bbox="1402 1157 1552 1268"></td> <td data-bbox="1552 1157 1713 1268">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防、警察及び自衛隊による搜索は、災害救助法の対象とは ならない。</p> <p><u>13. 死体の処理</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1003 1388 1402 1428">実施項目</th> <th data-bbox="1402 1388 1552 1428">県の業務</th> <th data-bbox="1552 1388 1713 1428">市町村の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1003 1428 1402 1428"></td> <td data-bbox="1402 1428 1552 1428"></td> <td data-bbox="1552 1428 1713 1428"></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	県の業務 (県立学 校・私立 学校)	市町村の業務 (市町村立学 校)	・給与品目の決定	○	○	・申請様式の作成	○	○	・各学校等における周知、申請 受付、品目等の確認	○	○	・給与品の発注・配布	○	○	・購入事業者への支払い	○	○	・給与品の管理及び数量管理	○	○	実施項目	県の業務	市町村の業務	・埋葬の実施（棺、埋葬又は火 葬、骨壺及び骨箱）		○	・市町村で調達できない場合の 物資の調達	○		・火葬の広域調整	○	○	実施項目	県の業務	市町村の業務	・自衛隊、緊急消防援助隊によ る搜索に係る派遣調整	○	○	・自主防災組織等の協力を得た 搜索、重機等の資機材による搜 索		○	実施項目	県の業務	市町村の業務				
実施項目	県の業務 (県立学 校・私立 学校)	市町村の業務 (市町村立学 校)																																																	
・給与品目の決定	○	○																																																	
・申請様式の作成	○	○																																																	
・各学校等における周知、申請 受付、品目等の確認	○	○																																																	
・給与品の発注・配布	○	○																																																	
・購入事業者への支払い	○	○																																																	
・給与品の管理及び数量管理	○	○																																																	
実施項目	県の業務	市町村の業務																																																	
・埋葬の実施（棺、埋葬又は火 葬、骨壺及び骨箱）		○																																																	
・市町村で調達できない場合の 物資の調達	○																																																		
・火葬の広域調整	○	○																																																	
実施項目	県の業務	市町村の業務																																																	
・自衛隊、緊急消防援助隊によ る搜索に係る派遣調整	○	○																																																	
・自主防災組織等の協力を得た 搜索、重機等の資機材による搜 索		○																																																	
実施項目	県の業務	市町村の業務																																																	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理、検案・身元確認（原則、県及び市町村の医療救護班による対応）</u> ・<u>死体の一時保存場所の調整</u> ・<u>死体の一時保存</u> 	○	○																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>死体の一時保存場所の調整</u> ・<u>死体の一時保存</u> 	○	○																									
		<p><u>14. 障害物の除去</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施項目</th> <th style="text-align: center;">県の業務</th> <th style="text-align: center;">市町村の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・<u>障害物の除去に関する相談窓口の設置</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・<u>障害物の除去に関する実施要綱及び申請様式の作成</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>被災者からの申請受付及び審査</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・<u>対応事業者への業務内容の説明</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・<u>事業者の選定、見積依頼、事業者提出の見積書の確認</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・<u>契約及び事業者への発注</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・<u>完了報告書の受領、受注事業者に対する支払</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	県の業務	市町村の業務	・ <u>障害物の除去に関する相談窓口の設置</u>		○	・ <u>障害物の除去に関する実施要綱及び申請様式の作成</u>	○		・ <u>被災者からの申請受付及び審査</u>		○	・ <u>対応事業者への業務内容の説明</u>		○	・ <u>事業者の選定、見積依頼、事業者提出の見積書の確認</u>		○	・ <u>契約及び事業者への発注</u>		○	・ <u>完了報告書の受領、受注事業者に対する支払</u>		○			
実施項目	県の業務	市町村の業務																											
・ <u>障害物の除去に関する相談窓口の設置</u>		○																											
・ <u>障害物の除去に関する実施要綱及び申請様式の作成</u>	○																												
・ <u>被災者からの申請受付及び審査</u>		○																											
・ <u>対応事業者への業務内容の説明</u>		○																											
・ <u>事業者の選定、見積依頼、事業者提出の見積書の確認</u>		○																											
・ <u>契約及び事業者への発注</u>		○																											
・ <u>完了報告書の受領、受注事業者に対する支払</u>		○																											
4-1	<p>第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置 (略)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>婦人保護</u>施設災害復旧事</p>	<p>第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置 (略)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>女性自立支援</u>施設災害復旧事業</p>			<p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（令和6年4月1日）による</p>																								

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
5-1	<p>第1 火山災害対策について</p> <p>2 本県の火山の概況 (略)</p> <p>全国には111の活火山があり、このうち、福島県内に影響を及ぼす火山として、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳は、火山調査研究推進本部が選定している「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、仙台管区気象台及び気象庁が常時観測・監視している。</p>	<p>第1 火山災害対策について</p> <p>2 本県の火山の概況 (略)</p> <p>全国には111の活火山があり、このうち、福島県内に影響を及ぼす火山として、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳は、火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、仙台管区気象台及び気象庁が常時観測・監視している。</p>	<p>文部科学省火山調査研究推進本部第1回政策委員会（令和6年4月16日）により再選定されたため</p>
5-2	<p>第1 本県の火山防災協議会</p> <p>1 (略)</p> <p>2 噴火警戒レベルの運用 (一部略)</p> <p>なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行うものとする。</p>	<p>第1 本県の火山防災協議会</p> <p>1 (略)</p> <p>2 噴火警戒レベルの運用 (一部略)</p> <p>なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。</p>	<p>誤字修正</p>
5-2	<p>吾妻山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル1の「住民等の行動及び登山者・入山者等への対応」状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。</p> <p>安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル1の「想定される現象等」） (略)</p> <p>【過去事例】1996年9月：白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる。</p> <p>安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル4の「想定される現象等」）・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。</p> <p>(略)</p> <p>安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル5の「想定される現象等」）・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火</p>	<p>吾妻山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル1の「住民等の行動及び登山者・入山者等への対応」状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。</p> <p>安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル1の「想定される現象等」） (略)</p> <p>【過去事例】1996年9月：噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる。</p> <p>安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル4の「想定される現象等」）・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。</p> <p>(略)</p> <p>安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル5の「想定される現象等」）・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火</p>	<p>表現の修正</p> <p>【参考資料】気象庁ホームページ。「吾妻山の噴火警戒レベル」 https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/PDF/level_213.pdf</p> <p>表記の修正【参考資料】気象庁ホームページ。「安達太良山の噴火警戒レベル」 https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/PDF/level_214.pdf</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	砕サージは <u>居住地</u> 近くまで。 (略)	砕サージは <u>居住地域</u> 近くまで。 (略)	
5-2	噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合 (予報の「火山活動の <u>状況</u> 」) 火山活動は静穏。火山活動の状況によって～ (略)	噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ヶ岳）の場合 (予報の「火山活動の <u>状態</u> 」) 火山活動は静穏。火山活動の状況によって～ (略)	表現の適正化

5-2	<p>吾妻山情報連絡系統図</p> <p>※ 関係機関が互方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光関係、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳等の設備に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>	<p>吾妻山情報連絡系統図</p> <p>※ 関係機関が互方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光関係、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳等の設備に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>	<p>吾妻山防災協議会構成機関である置賜森林管理署を追加</p>
-----	---	---	----------------------------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>5-2</p>	<p>第3 防災対策の推進</p> <p><u>(1)</u> 福島地方气象台、山形地方气象台（吾妻山のみ）及び仙台管区气象台は～（略）</p> <p><u>(2)</u> 県（危機管理総室、環境共生総室、観光交流局、農林水産部関係総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は～（略）</p> <p><u>ア</u> 避難施設（退避舎、退避壕等）の整備</p> <p><u>イ</u> 防災営農施設の整備</p> <p><u>ウ</u> 降灰除去事業</p> <p><u>エ</u> 治山治水事業</p> <p><u>オ</u> 砂防事業</p> <p><u>カ</u> 河川の水質汚濁防止措置</p> <p><u>キ</u> 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p> <p><u>ク</u> 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導（略）</p> <p><u>(3)</u> 県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）及び市町村は、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。</p> <p><u>4</u> <u>（新設）</u></p>	<p>第3 防災対策の推進</p> <p><u>1</u> 福島地方气象台、山形地方气象台（吾妻山のみ）及び仙台管区气象台は～（略）。</p> <p><u>2</u> 県（危機管理総室、環境共生総室、観光交流局、農林水産部関係総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は～（略）</p> <p><u>(1)</u> 避難施設（退避舎、退避壕等）の整備</p> <p><u>(2)</u> 防災営農施設の整備</p> <p><u>(3)</u> 降灰除去事業</p> <p><u>(4)</u> 治山治水事業</p> <p><u>(5)</u> 砂防事業</p> <p><u>(6)</u> 河川の水質汚濁防止措置</p> <p><u>(7)</u> 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p> <p><u>(8)</u> 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導（略）</p> <p><u>3</u> 県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）及び市町村は、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。</p> <p><u>4</u> <u>県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、大規模噴火による降灰に伴う被害の軽減を図るため、住民の安全確保対策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の策定に当たっては、可能な限り降灰域内にとどまり自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命の危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u></p>	<p>附番の適正化</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
------------	---	---	-----------------------------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

5-3	第1 活動体制 (1) 県の活動体制 【火山災害対策に係る配備基準】	第1 活動体制 1 県の活動体制 【火山災害対策に係る配備基準】	<ul style="list-style-type: none"> • 配備基準の見直しによる (本年度実施した訓練の実施結果を踏まえ、特別警戒配備を噴火警戒レベル2、災害対策本部体制を噴火警戒レベル4で設置することとする) • 附番の適正化 																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備</td> <td>(略)</td> <td> 1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが _____ 3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めるとき。 2 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが4（高齢者等避難）に引き上げられたとき。 3 その他特に危機管理部長が必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td>特別警戒本部体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>(略)</td> <td> 1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが _____ 5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分		配備体制	配備時期	事前配備	(略)	(略)	警戒配備	(略)	(略)	特別警戒配備	(略)	1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが _____ 3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めるとき。 2 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが4（高齢者等避難）に引き上げられたとき。 3 その他特に危機管理部長が必要と認めるとき。	特別警戒本部体制	(略)	(略)	災害対策本部体制	(略)	1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが _____ 5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備</td> <td>(略)</td> <td> 1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが <u>2（火口周辺規制）又は</u> 3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めるとき。 (削除) 2 その他特に危機管理部長が必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td>特別警戒本部体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>(略)</td> <td> 1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが <u>4（高齢者等避難）又は</u> 5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備時期	事前配備	(略)	(略)	警戒配備	(略)	(略)	特別警戒配備	(略)	1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが <u>2（火口周辺規制）又は</u> 3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めるとき。 (削除) 2 その他特に危機管理部長が必要と認めるとき。	特別警戒本部体制	(略)	(略)	災害対策本部体制	(略)	1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが <u>4（高齢者等避難）又は</u> 5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めるとき。
	配備区分	配備体制		配備時期																																			
	事前配備	(略)		(略)																																			
警戒配備	(略)	(略)																																					
特別警戒配備	(略)	1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが _____ 3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めるとき。 2 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが4（高齢者等避難）に引き上げられたとき。 3 その他特に危機管理部長が必要と認めるとき。																																					
特別警戒本部体制	(略)	(略)																																					
災害対策本部体制	(略)	1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが _____ 5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めるとき。																																					
配備区分	配備体制	配備時期																																					
事前配備	(略)	(略)																																					
警戒配備	(略)	(略)																																					
特別警戒配備	(略)	1 噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが <u>2（火口周辺規制）又は</u> 3（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めるとき。 (削除) 2 その他特に危機管理部長が必要と認めるとき。																																					
特別警戒本部体制	(略)	(略)																																					
災害対策本部体制	(略)	1 噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが <u>4（高齢者等避難）又は</u> 5（避難）に引き上げられたとき。 2 火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 3 その他特に知事が必要と認めるとき。																																					
(2) 地方本部体制 (略)	2 地方本部体制 (略)																																						

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>(3) 市町村の活動体制 (略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関等の活動体制 (略)</p>	<p>3 市町村の活動体制 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関等の活動体制 (略)</p>	
5-3	<p>第2 噴火警報等の伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類 (略)</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p>噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、<u>短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象</u>）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。</p> <p>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、<u>含まれない</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 	<p>第2 噴火警報等の伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類 (略)</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p>噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、<u>発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象</u>）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。</p> <p>「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 	<p>気象庁 HP に掲載されている説明文に併せた修正</p> <p>【参考資料】・気象庁ホームページ「噴火警報・予報の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/kazan/volinfo.html</p> <p>・気象庁ホームページ「噴火速報の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/kazan/funkasokuho/funkasokuho_toha.html</p> <p>・気象庁ホームページ「『火山の状況に関する解説情報』の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/kazan/volinfokaisetsu/volinfokaisetsu.html#volkaisetsu2</p> <p>・気象庁ホームページ「火山ガス予報の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/kazan/volinfogass/volinfogass.html</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>(4) 火山の状況に関する解説情報 <u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない</u>、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない<u>時点で、その後の</u>活動の推移によっては噴火警報を発表し～（略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 火山ガス予報居住地域に<u>長時間</u>影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。 （以下略）</p> <p>2 伝達気象官署 <u>気象庁及び仙台管区気象台は、噴火警報等を発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。</u></p>	<p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>(4) 火山の状況に関する解説情報 <u>現時点で、</u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない<u>が、今後</u>の活動の推移によっては噴火警報を発表し～（略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 火山ガス予報居住地域に<u>長期間</u>影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。 （以下略）</p> <p>2 伝達気象官署 <u>気象庁及び仙台管区気象台は、噴火警報等を発表する。発表した噴火警報等は、気象庁、仙台管区気象台又は福島地方気象台が伝達する。</u></p>	<p>伝達系統の変更を反映</p>
--	---	--	-------------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	姥ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	-	-	-	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	-
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	-	-	○	-	-	-
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-
	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-
	那須管理官事務所	-	-	-	-	-	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	姥ヶ岳	沼沢	那須岳
気象庁、仙台管区気象台又は福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	-	-	-	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	-
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	-	-	○	-	-	-
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-
	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-
	那須管理官事務所	-	-	-	-	-	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

伝達系統の変更を反映

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
6-1	<p>第2 過去の雪害被害</p> <p><u>(1)</u> 平成13年大雪（平成12年12月13日～平成13年2月28日） （略）</p> <p><u>(2)</u> 平成18年豪雪（平成17年12月1日～平成18年3月31日） （略）</p> <p><u>(3)</u> 平成22年11月からの大雪等（平成22年11月1日平成23年3月7日） （略）</p> <p><u>(4)</u> 平成26年豪雪（平成26年2月14日～2月16日） （略）</p> <p><u>5</u> <u>（新設）</u></p>	<p>第2 過去の雪害被害</p> <p><u>1</u> 平成13年大雪（平成12年12月13日～平成13年2月28日） （略）</p> <p><u>2</u> 平成18年豪雪（平成17年12月1日～平成18年3月31日） （略）</p> <p><u>3</u> 平成22年11月からの大雪等（平成22年11月1日平成23年3月7日） （略）</p> <p><u>4</u> 平成26年豪雪（平成26年2月14日～2月16日） （略）</p> <p><u>5</u> <u>令和7年大雪（令和7年2月5日～2月7日）</u> <u>2月4日から2月9日にかけて強い冬型の気圧配置が続た影響により、北日本から西日本にかけての地域では、日本海側を中心に広い範囲で大雪や暴風雪となった。これにより福島県では会津を中心に記録的な大雪となり、2月7日の日最深積雪は、若松（特別地域気象観測所）では121センチ、金山（地域気象観測所）では235センチとなり、いずれも統計開始以来の極値を更新した。福島県内では死者5名、重傷者27名、軽症者43名、住家半壊8棟、住家一部破損231棟、床下浸水3棟、非住家公共建物19棟、非住家その他165棟の被害が発生した。</u></p>	<p>令和6年度「今冬の雪による被害状況等」による令和7年大雪被害の追加</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
6-3	第2 応急活動体制の整備 1～2 (略) 3 県の支援体制 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>	第2 応急活動体制の整備 1～2 (略) 3 県の支援体制 (1)～(2) (略) <u>(3) 災害救助法による屋根雪の除雪</u> <u>平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、災害救助法を適用した場合においては、県（災害対策本部被災者支援班）は、放置すれば倒壊するおそれのある住宅の屋根の雪下ろしや、住宅に出入りするための敷地内の除雪等、自らの労力及び資力によっては除雪を行うことが困難な者に対し、日常生活に最低限必要な場所の除雪を行うものとする。費用及び実施期間については、「第3章第17節第2 障害物の除去」に定めるところによる。</u>	令和7年2月4日からの大雪により災害救助法を適用し、障害物の除去として屋根雪の除雪を実施したため

c